東京都主税局税制部税制調査課　御中

最終報告書（概要版）

諸外国における寄附をめぐる税制の在り方及び「ふるさと納税」の利用実態に係る調査委託

2026年3月

目次

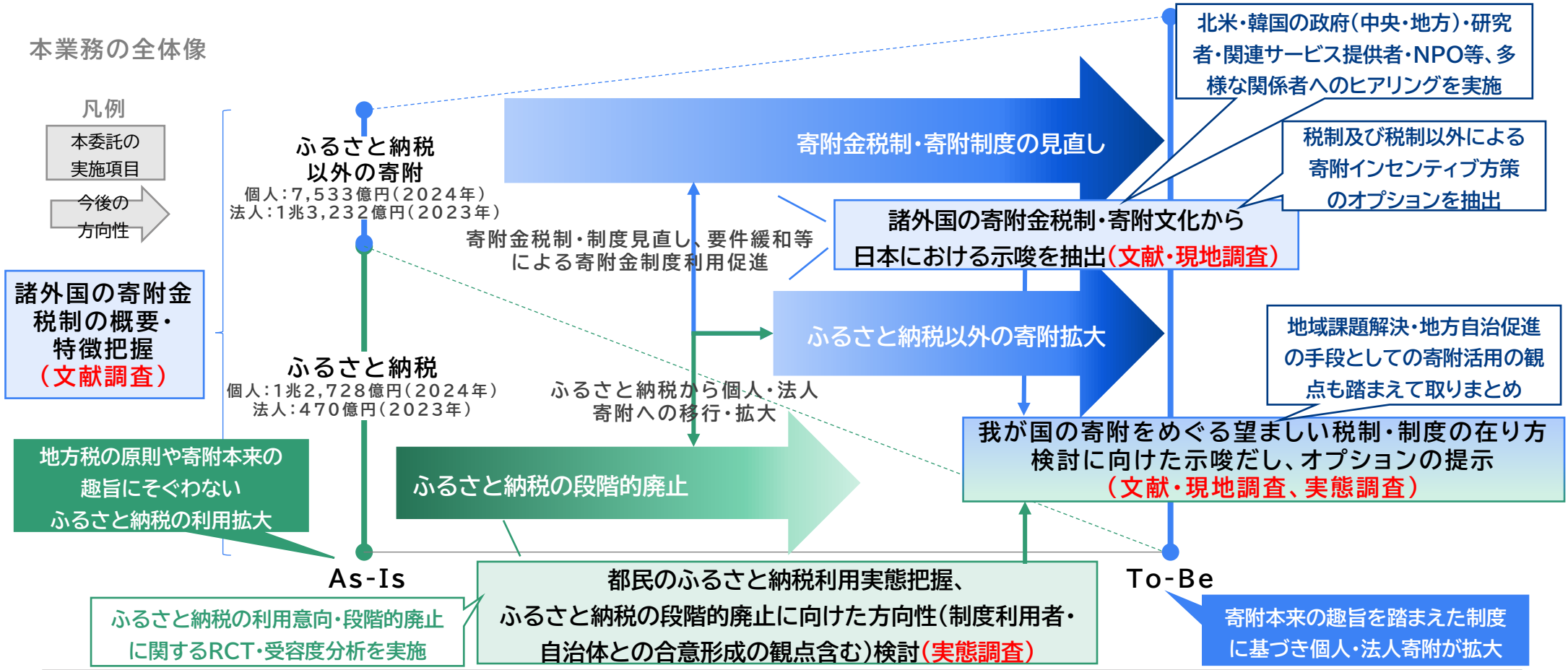
1. 調査の目的・全体像
2. 諸外国における寄附金税制に関する調査
3. 都民の「ふるさと納税」利用の実態調査
4. 調査結果を踏まえた日本の寄附金税制・制度の検討

1. 調査の目的・全体像

本調査委託の全体像

- 寄附本来の趣旨を踏まえた税制・制度に基づく個人・法人寄附の拡大こそがあるべき姿（To-Be）と考えると、現在個人寄附の大半を占める「ふるさと納税」は地方税の原則や寄附本来の趣旨にそぐわない制度である。
- 上記前提を踏まえ本調査委託では、諸外国における寄附金税制・寄附制度・寄附文化の整理や都民の「ふるさと納税」利用の実態把握のみならず、**ふるさと納税の段階的廃止に向けた方向性の整理**、及び**望ましい寄附金税制・制度の在り方検討に向けたオプション**の提示を行う。

本業務の全体像



2. 諸外国における寄附金税制に関する調査

2.1. 北米調査

2.2. 韓国調査

諸外国における寄附金税制に関する概要調査(1/3)

比較項目	(参考)日本	アメリカ	カナダ
寄附控除の仕組み	所得控除または税額控除を選択可。ふるさと納税制度あり。	**所得控除**。基礎的な部分は定額控除され、これを超えた場合に項目別控除(Itemized Deduction)を選択することが出来る。**最大5年間の繰越**が認められている。	税額控除。寄附金額$200までの部分に対して**15%**の控除、超える部分に**29%**、最上位税率帯該当部分に**33%**を適用(詳細はSchedule 9/P113)。未控除分は**5年**繰越可。
控除対象寄附先	特定NPO法人、学校法人、地方自治体(ふるさと納税)等。	IRS認定501(c)(3)非営利団体、および170(c)の団体等。	登録慈善団体(registered charities)、政府・自治体、国際機関のうち規定の団体、大学・全国芸術サービス団体等、対象となる団体は幅広い。
控除上限	所得の40%程度、ふるさと納税では所得等により変動。	**個人は課税所得の60%まで。**法人は10%まで。	総所得金額の75%が上限となる。自然環境保税地に対する寄附(Ecological Gift)に対しては、特例的に100%の控除も可能。
返礼品	ふるさと納税で地方特産品など返礼品あり。	「返礼品」はないが、「寄附により利益を得た場合(Contributions From Which You Benefit)」の控除対象の規則が明文化されている。(次頁)	返礼品は存在しないが、米国同様に寄附により便益を受けた場合、その便益分(Fair Market Value: FMV)を控除から差し引く。
文化的背景・寄附促進	寄附文化は未成熟、ふるさと納税で拡大中。	寄附文化が強く、年間寄附総額世界トップ。	キリスト教徒の多さ(カナダ基礎データ｜外務省)や上記の充実した優遇制度に起因して、寄附文化は成熟していると考えられる。とりわけ、高齢者層の寄附が盛ん。
年間寄附額(参考)	2020年　個人寄附総額:1兆2126億円 うち、ふるさと納税分:6,725億円 (推定値、寄付白書2021) 2024年　個人寄附総額:2兆261億円 うち、ふるさと納税分:1兆2728億円 (2024年度、受入額、総務省)	**約5,900億ドル(2024年度)**※1 **(※うち個人約4,000億ドル、法人約400億ドル、その他は遺贈など)**	**個人寄附金約120億ドル(2023年度)** ※2

出所:(いずれも2025年11月28日最終閲覧)
※1) https://givingusa.org/giving-usa-2025-u-s-charitable-giving-grew-to-592-50-billion-in-2024-lifted-by-stock-market-gains/
※2) https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/250401/dq250401c-eng.htm

諸外国における寄附金税制に関する概要調査（2/3）

比較項目	（参考）日本	韓国（故郷愛寄附制度について）	イギリス
寄附控除の仕組み	所得控除または税額控除を選択可。ふるさと納税制度あり。	2023年より開始。日本のふるさと納税制度を参考とした。 個人が自分の選んだ自治体（**居住地以外**）に寄附を行った場合、所得税および地方所得税から一定比率が税額控除される。	**所得税控除（Payroll Giving）と事後的な還付制度（Gift Aid）併用**。
控除対象寄附先	特定NPO法人、学校法人、地方自治体（ふるさと納税）等。	居住地以外の基礎および広域自治体	登録慈善団体（Registered Charities）のみ。
控除上限	所得の40%程度、ふるさと納税では所得等により変動。	10万ウォン（約1万円）までは寄附金の全額を控除。2,000万ウォン（約200万円）までの寄附に対し10万ウォンを超える額について16.5%（国税15%、地方税1.5%）を税額控除。	上限率・額は明確には定められていないが、「所得税額＋キャピタルゲイン税額の4倍を超えるGift Aid寄附はできない」という制限がある。（参考）
返礼品	ふるさと納税で地方特産品など返礼品あり。	地方特産品、地域愛商品券などの返礼品がある。	「Significant Benefitがないこと」が原則であるが、低額部分を中心に例外的に便益の享受が認められている。（参考）
文化的背景・寄附促進	寄附文化は未成熟、ふるさと納税で拡大中。	故郷愛寄附制度は2023年より導入されたばかりであり、寄附促進の効果は未詳	Gift Aidの段階的強化などを背景に寄附文化成熟。
年間寄附額（参考）	2020年　個人寄附総額：1兆2126億円 うち、ふるさと納税分：6,725億円 （推定値、寄付白書2021） 2024年　個人寄附総額：2兆261億円 うち、ふるさと納税分：1兆2728億円 （2024年度、受入額、総務省）	**個人寄附金総額　約10兆ウォン（2022年）** 故郷愛寄附金　総寄附金額　879億ウォン（約88億円）（2024年） *初年度である2023年に対し約35%増	個人寄附金約40.7億ポンド（2024年度）※1

出所：（2025年11月28日最終閲覧）
※1）https://assets.publishing.service.gov.uk/media/685a6b70e9509f1a908eb0c4/June_2025_Charity_Tax_Reliefs_Statistics_tables.pdf

諸外国における寄附金税制に関する概要調査（3/3）

比較項目	（参考）日本	ドイツ	フランス
寄附控除の仕組み	所得控除または税額控除を選択可。ふるさと納税制度あり。	**所得控除**が中心。個人は課税所得控除。法人は損金算入。	税額控除（Réduction d’impôt）制度。所得税から直接控除。
控除対象寄附先	特定NPO法人、学校法人、地方自治体（ふるさと納税）等。	公益認定団体（Gemeinnützige Organisationen）限定。	公益・慈善団体（organismes d’ intérêt général）限定。
控除上限	所得の40%程度、ふるさと納税では所得等により変動。	総所得の20%程度。さらに、特定の公益財団に対しては、特別枠として追加で10年間で最大100万ユーロまで控除可能。	控除率66%、条件により75%。所得の20%まで控除可能。
返礼品	ふるさと納税で地方特産品など返礼品あり。	返礼品はなく、対価があるものは原則寄附として認められない。	返礼品はなく、重要な対価（contrepartie significative）があるものは寄附として認められない。
文化的背景・寄附促進	寄附文化は未成熟、ふるさと納税で拡大中。	連邦財務省が一般向けのパンフレットを作成するなどして、寄附文化の醸成を促している。	主に制度の歴史の浅さや宗教参加率の低さに起因して、寄附文化は限定的。（参考）
年間寄附額（参考）	2020年　個人寄附総額：1兆2126億円 うち、ふるさと納税分：6,725億円 （推定値、寄付白書2021） 2024年　個人寄附総額：2兆261億円 うち、ふるさと納税分：1兆2728億円 （2024年度、受入額、総務省）	個人寄附金約51億ユーロ（2024年度）※1	個人寄附金約33億ユーロ（2021年度）※2

出所：（いずれも2025年11月28日最終閲覧）
※1）https://www.spendenrat.de/bilanz-des-helfens-2024
※2）https://www.impots.gouv.fr/sites/default/files/media/9_statistiques/0_etudes_et_stats/0_publications/dgfip_analyses/2024/num06_01/dgfip_analyse_06_dons_mecenat.pdf

各国の法人寄附税制の概要

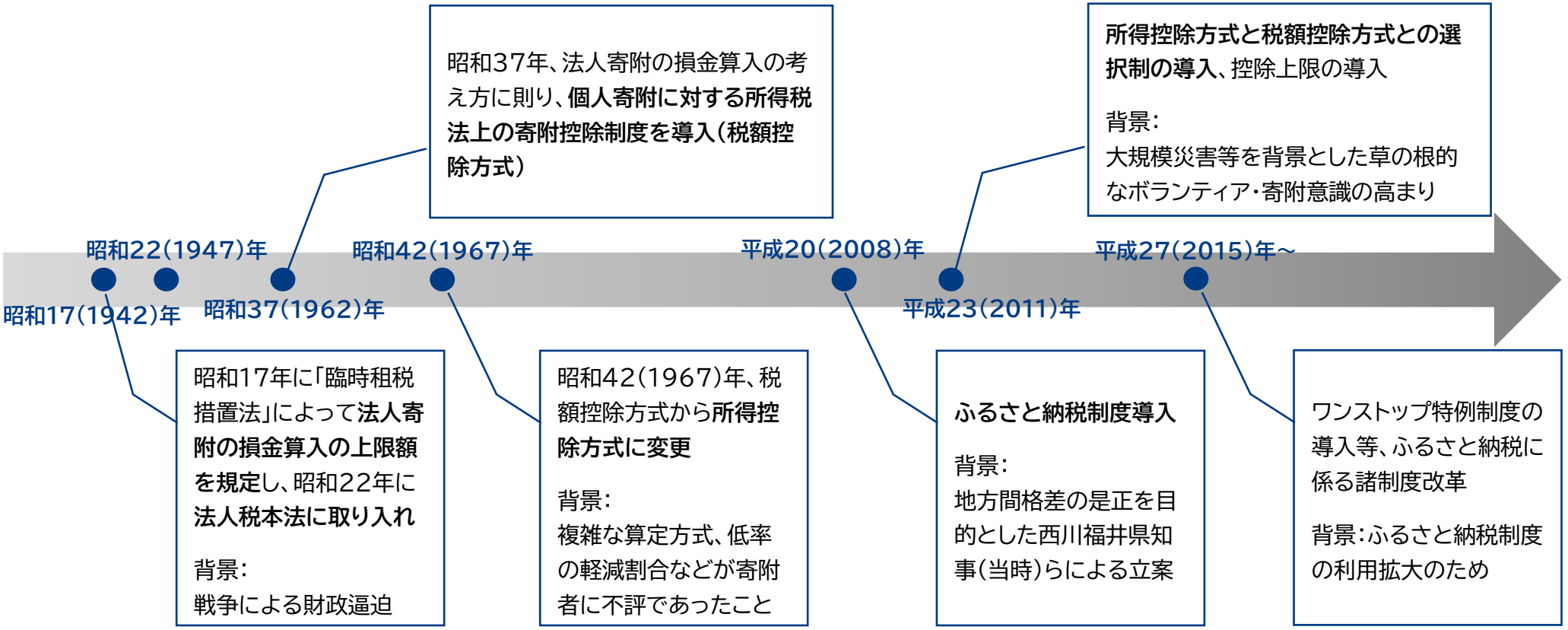
- **法人寄附税制について、基本的な枠組みは各国において個人寄附と同様の運用がなされている（例：上限設定や見返りの考え方）。**

対象国	アメリカ※1	カナダ※2	韓国※3	イギリス※4
控除対象	現金寄附および現物寄附	現金寄附および現物寄附	現金寄附および現物寄附	現金寄附および現物寄附
控除上限	法人所得の10%まで	法人所得の75%まで	政府機関等への「法定寄附」は所得の50%上限、その他目的への「指定寄附」は追加で10%上限という二段階の上限	個人寄附同様、上限割合・額は定められていない
繰越控除可否	5年間の繰越控除が可能	5年間の繰越控除が可能	法定寄附は3年間、指定寄附は5年間の繰越控除が可能	繰越控除不可
見返りに関する考え方	寄附額からFMVを差し引いた額を控除対象とする	寄附額からFMVを差し引いた額を控除対象とする	見返りを伴うものは寄附として認められない	見返りを伴う寄附は「汚れた（tainted）」ものとされ、一切が寄附控除対象外となる
現物寄附の含み益について（個人についても同様）	含み益は非課税となるが、FMV計算の際に相当分が控除対象からは差し引かれる	原則として含み益は課税対象となるが、一部の「適格な」資産に関しては非課税となる措置が存在する	含み益の課税/非課税の決定は対象や金額によって複雑な基準がある	含み益は非課税となるが、見返りの判定は厳格

出所：（いずれも2026年1月22日最終閲覧）
※1）https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p542.pdf
※2）Gifts of shares, stock options, and other capital property - Canada.ca
※3）https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?hseq=54783&lang=ENG
※4）Tax when your limited company gives to charity: Land, property and shares - GOV.UK および Annex viii: tainted charity donations - GOV.UK

日本における寄附金制度の変遷と贈与/返礼/対価の考え方

- 日本の個人寄附金税制は、税額控除方式→所得控除方式→控除方式選択制と推移してきた。
- 「ふるさと納税」制度は2008年に導入され、利用拡大のために近年に至るまで様々な改革が実施されてきた。



(参考)望月(2023)では、日本では現世利益・直接的互酬を前提とする宗教的・文化的特性があり(Ian, 1991; 阿部, 2018など)、日本人は「贈与」に対して「返礼」を求める傾向が強いことが示されている。そうしたなかで、自然災害等によって近年徐々に醸成されつつあった(見返りを求めない)寄附文化が、具体的な「返礼」を伴うふるさと納税の拡充によって毀損された可能性が示唆されている。

出所:望月(2023). 日本人の寄附観と寄附税制に関する一考察. 会計プロフェッション.(18).
日本公認会計士協会(2005). 非営利法人と寄附税制について一現行寄付税制と今後の動向一. 租税調査会研究報告第14号.
および上記リンクの論文(リンクは2025年12月15日最終閲覧).

日本における現行の寄附金制度概要（個人・法人）

- 個人寄附に関しては、国が指定する寄附先に対して「特定寄附金」を支出した場合、寄附先の区分に応じて、所得控除や税額控除を受けられるように設計されている。
- 法人寄附に関しては、寄附額を損金算入することで、法人税上の控除を受けることができる。なお、寄附先の区分や寄附者の区分に応じて損金算入の考え方や方式、損金算入限度額の算出方法は異なる。

<table>
<tr><th>寄附先区分</th><th>個人（所得税）</th><th>法人（法人税）</th></tr>
<tr><td>A.国・地方公共団体</td><td rowspan="7">【特定寄附金】
• 一定の金額を所得控除

《所得控除額の算出式》
①特定寄附金の合計額
②総所得金額等×40%
①または②の小さい方ー2000円

※公益社団法人等、認定NPO法人等または政党等に対する寄附金で一定のものについては、税額控除を選択可能</td><td rowspan="2">【指定寄付金】
• 支出額の全額を損金算入</td></tr>
<tr><td>B.財務大臣指定の公益法人等
（例：災害義援金等の指定寄付金）</td></tr>
<tr><td>C.特定公益増進法人
（例：学校法人、社会福祉法人など）</td><td rowspan="2">【特定公益増進法人寄附金】
• 一般の寄附金とは別枠で、
①寄附金の額の合計額
②特別損金算入限度額
のいずれか少ない金額の範囲内で損金算入</td></tr>
<tr><td>D.特定公益信託</td></tr>
<tr><td>E.認定NPO法人等</td><td rowspan="3">【一般寄附金】
• 損金算入限度額の範囲内で損金算入</td></tr>
<tr><td>F.政治団体等</td></tr>
<tr><td>G.特定新規中小会社</td></tr>
<tr><td>H.一般の寄附金（上記以外）</td><td>• 控除されない</td></tr>
</table>

出所：寄附金を支出したとき（国税庁）-https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htmをもとにMRI作成

日本における現行の寄附金制度概要（個人）

- **寄附金が「特定寄附金」にあたるかどうかは、①寄附者に特別の利益が及ばないか、②寄附先区分、③寄附金の使途によって決まり、区分によっては所得控除・税額控除を選択することが可能。**

寄附先区分	使途に関する指定	控除方式	控除額算出方法
A.国・地方公共団体	• 寄附者に特別の利益が及ぶと認められる場合（学校の入学に対して寄附するものなど）を除く、国や地方公共団体への寄附金	所得控除	**①特定寄附金の合計額 ②総所得金額等×40% ①または②の小さい方ー2000円**
B.財務大臣指定の公益法人等 （例：災害義援金等の指定寄附金）	• 公益法人または団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性・緊急性が高いものとして財務大臣が指定したもの	所得控除	Aと同じ
C.特定公益増進法人 （例：学校法人、社会福祉法人など）	• 教育、科学の振興、社会福祉への貢献など、公益の増進に著しく寄与する法人のうち、その主たる目的である業務に関連するもの	所得控除	Aと同じ
C-1.公益社団法人等	• 公益社団法人や公益財団法人への寄附や、国立大学法人等への寄附のうち、学生などに対する修学支援や研究者支援に充てられることが確実なもの	選択可能	所得控除額の算出式はAと同じ。 税額控除額は、**（年中に公益社団法人等に対して支払った寄附金合計額-2000円）×40%**で算出。
D.特定公益信託	• 公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭 （例：自然保護・環境保全や修学支援の基金）	所得控除	Aと同じ
E.認定NPO法人等	• 認定NPO法人、特例認定NPO法人に対する寄附金で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの • 一部、住民税でも控除を受けられる場合もある	選択可能	所得控除額の算出式はAと同じ。 税額控除額は、**（年中に認定NPO法人等に対して支払った寄附金合計額-2000円）×40%**で算出。
F.政治団体等	• 政党や政治資金団体など、一定の要件に該当する政治活動に関する寄附金 （パーティー券や党費などは寄附にあたらない）	選択可能	所得控除額の算出式はAと同じ。 税額控除額は、**（年中に政治団体等に対して支払った寄附金合計額-2000円）×30%**で算出。
G.特定新規中小会社	• エンジェル税制の一貫として、特定新規株式の取得に要した金額のうち一定の金額	所得控除	Aと同じ。 なお対象となる寄附金額は、年間800万円が上限。

所得控除、税額控除のいずれの対象になる場合でも、寄附額は総所得金額の40%が上限

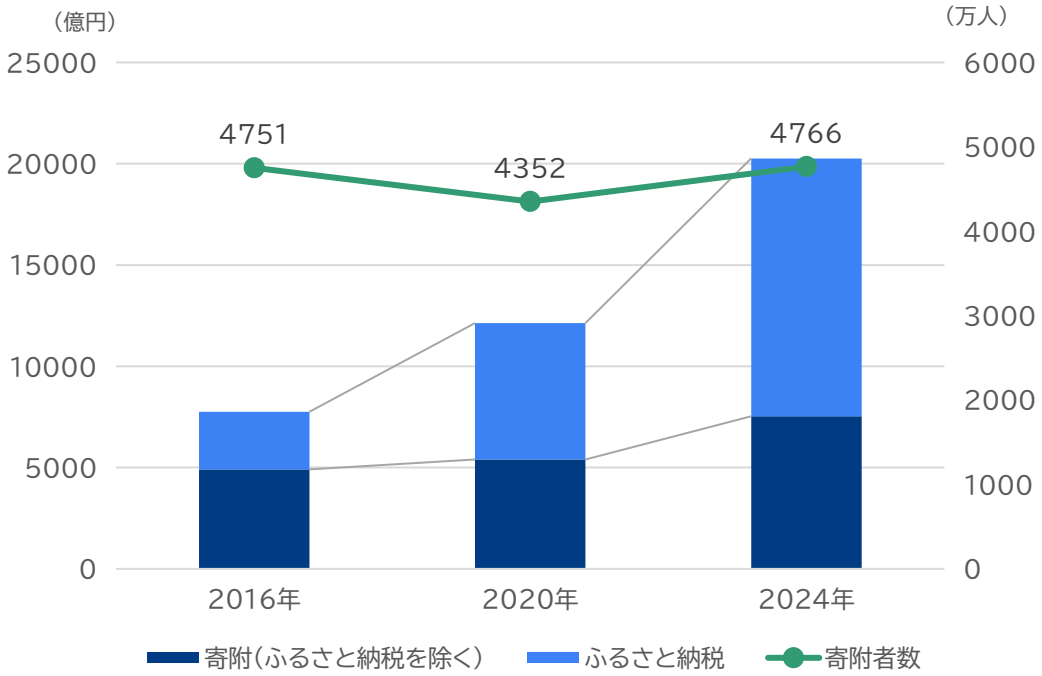
税額控除は、控除額を合計して年間所得税額の25%が上限

No.1150　一定の寄附金を支払ったとき（寄附金控除）｜国税庁をもとにMRI作成

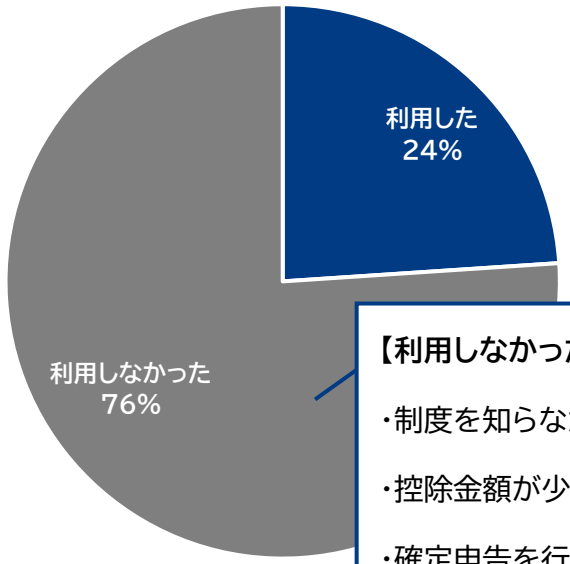
日本における現行の寄附金制度概要（個人）

- **日本における個人寄附額は年々増加傾向にあるものの、ふるさと納税と比較すると伸びは緩やか。**
- **令和4年度に内閣府が実施した調査の中では、寄附経験者に占める寄附金控除制度利用者は24%と、寄附控除制度を利用していない層が一定数存在する*3ことがわかっている。**
 - 制度を知らない層や寄附について申告を行っていない層も一定数存在し、制度周知や制度改善による誘導の重要性も示唆

日本における個人寄附の推移*1



寄附金控除制度利用の有無（n=1094）*2



【利用しなかった理由（上位3項目）】

・制度を知らなかったから（35.9%）

・控除金額が少なかったから（23.5%）

・確定申告を行わなかったから（16.1%）

*1：寄附白書2025インフォグラフィック（日本ファンドレイジング協会）-https://jfra.jp/pdf/gj2025_infographic.pdf をもとにMRI作成
*2：市民の社会貢献に関する実態調査（内閣府） -https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001209240&cycle=0 よりMRI作成
*3：なお、社会貢献に関する実態調査で指定する「寄附」は、控除制度対象外の寄附も含まれており、制度利用率の捉え方には留意が必要。

日本における現行の寄附金制度概要（法人）

- 法人における寄附金は、①寄附者の事業遂行と直接関係しないこと、②寄附先区分、③寄附金の使途によって3種類に分類され、さらに④寄附者の区分によって、損金算入限度額の計算方法が異なる。
- 企業版ふるさと納税は、損金算入に加えて、税額控除も併用することで、寄附に対する税制優遇を強化している。

<table>
<tr><th>寄附先 ＼ 寄附者</th><th>普通法人、一定の労働者協働組合、
協同組合および人格のない社団等</th><th>資本または出資を有しない普通法人等、
みなし公益法人等</th></tr>
<tr><td>A.国・地方公共団体
B.財務大臣指定の公益法人等</td><td colspan="2">【指定寄附金】
法人が国等や指定寄附金に対して寄附する場合、基本的に全額損金算入</td></tr>
<tr><td>C.特定公益増進法人
D.特定公益信託
E.認定NPO法人等</td><td>【特定公益増進法人寄附金】
① 寄附金の合計額
② （所得金額×6.25%×資本等の金額×0.375%×当期の月数÷12）÷2
→①または②の小さい方</td><td>【特定公益増進法人寄附金】
① 寄附金の合計額
② 所得金額×0.625%
→①または②の小さい方</td></tr>
<tr><td>F.政治団体等*
G.特定新規中小会社
H.一般の寄附金（上記以外）</td><td>【一般寄附金】
（所得金額×2.5%＋資本等の金額×0.25%×当期の月数÷12）÷2</td><td>【一般寄附金】
所得金額×1.25%</td></tr>
</table>

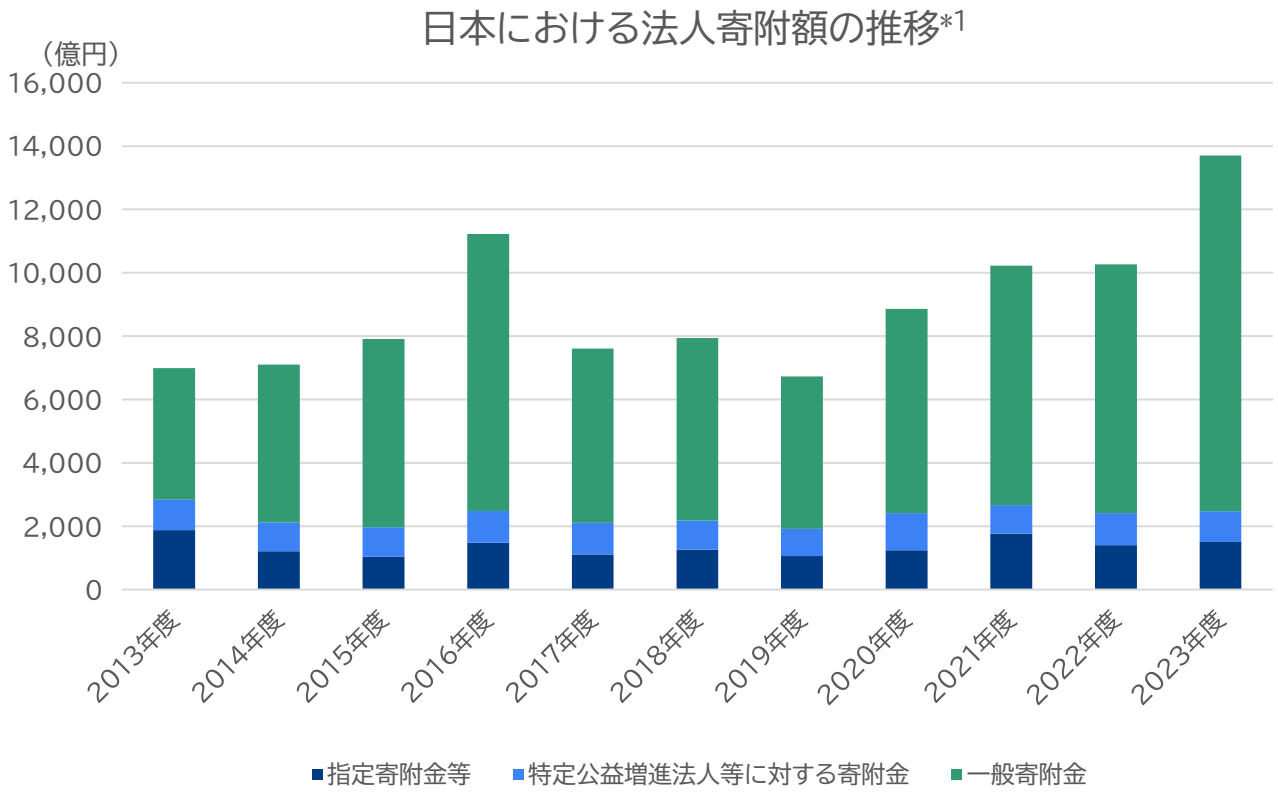
【上記制度と別枠：企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）*2】

- 寄附先自治体の「地域再生計画」に記載された事業に寄附を行うことで、損金算入に加え、法人税・法人住民税・事業税の税額控除を受けられる
 - 法人住民税：寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
 - 法人税　　：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割が限度。（法人税額の5%が上限）
 - 法人事業税：寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

No.5281　寄附金の範囲と損益不算入額の計算（国税庁） - https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5281.htmおよび、
No.5283　特定公益増進法人に対する寄附金（国税庁） - https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm をもとにMRI作成
*1：法人から政治団体等への寄附に関しては、国税庁資料の中でも、損金不算入とされる場合と、算入可とされる場合があり、不整合な部分がある点に留意が必要
*2：企業版ふるさと納税リーフレット（内閣府） - https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R6panph.pdf

日本における現行の寄附金制度概要（法人）

- 日本における法人寄附額は年々増加傾向にあり、特に災害発生時に寄附額が大きく伸びる傾向にある。
- 企業版ふるさと納税の寄附額も年々増加傾向にあるものの、法人寄附の全体額からみると、企業版ふるさと納税が占める割合、企業版ふるさと納税の増加による法人寄附額全体の増加額ともに限定的といえる。



【企業版ふるさと納税による寄附額*2】

2023年度：470.0億円

2022年度：341.1億円

2021年度：225.7億円

2020年度：110.1億円

2019年度：33.8億円

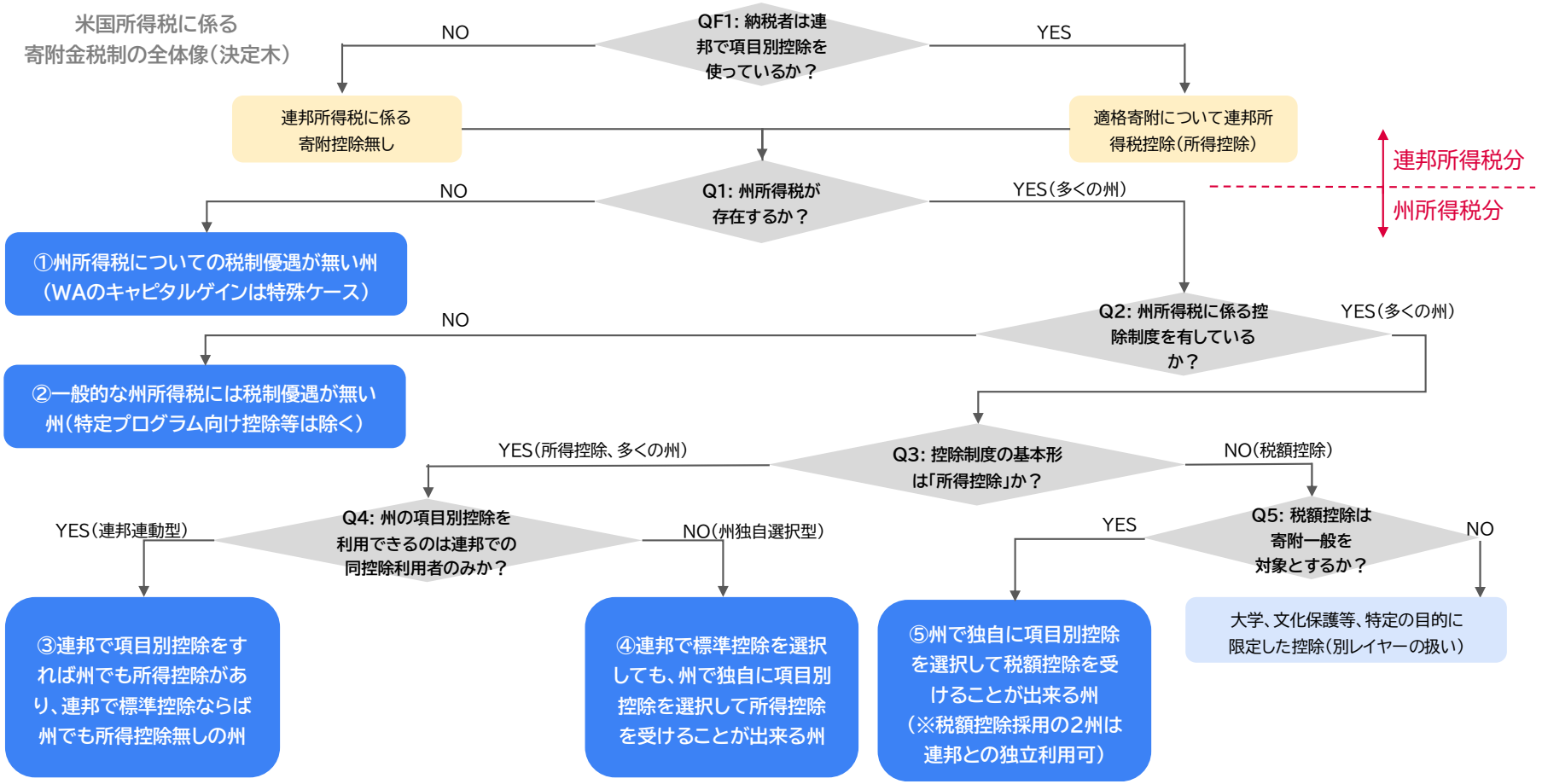
企業版ふるさと納税による寄附額は、
左表の「指定寄附金等」に反映される

*1：会社標本調査 令和５年度調査結果の概要（国税庁）- https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon/toukei.htmをもとにMRI作成
*2：企業版ふるさと納税リーフレット（内閣府） - https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R6panph.pdf

2.1. 北米調査

【米国】寄附金税制の全体像

- 米国所得税に係る寄附金税制（連邦所得税/州所得税）の全体像は下記の通り整理できる。
- 州所得税の控除方式は州によって異なるが、大まかには下図①-⑤のいずれかに区分できる※。



※州所得税の控除方式は、①-⑤に加えて下記の基準等によって細かく分類されるが、各基準は互いに重なっており詳細区分を決定木で表現することは困難であるため本図では割愛する。
（基準例）
高所得者に対する控除縮小制限の設定有無/連邦標準制度への寄附控除の上乗せ可否/控除額計算方法における連邦制度との連動有無

【米国・連邦】連邦所得税の寄附控除（項目別控除）制度

- **米国・連邦所得税に係る寄附控除（項目別控除）制度を下記の通り整理した。**
 - 寄附文化が歴史的に根強く存在する上に、高所得者層の寄附の大きさが全体的な寄附金額を支えている。
 - 草の根的な寄附金文化の醸成が求められる日本の制度設計のためには、これを補完する各州の制度を検討することが重要。

比較項目	（参考）日本	アメリカ
寄附控除制度概要	基本的な寄附金税制として**所得控除または税額控除を選択可**。加えて、ふるさと納税制度あり。	**所得控除**。基礎的な部分は定額控除（Standard Deduction）され、これを超えた場合に項目別控除（Itemized Deduction）を選択することが出来る。寄附限度額超過分は**最大5年間の繰越**が認められている。
控除対象寄附先	特定NPO法人、学校法人等があるが、認定基準が厳格。ふるさと納税では地方自治体が対象。	IRS認定501（c）（3）非営利団体、および170（c）の団体等。後者には政府機関（連邦、各州、市など）を含み、「公共目的の寄附に限って」政府への寄附が控除対象となることが明記されている（IRS発表資料）。「〇〇公園基金」や「△△市開発プログラム」など使途を指定し、受入れ政府側にofficial receiptを発行してもらうことで目的を明確にすることが可能。
控除上限	所得の40%または総所得金額から2,000円を引いた額のいずれか少ない方。ふるさと納税では所得等により変動。	**個人は課税所得の60%まで。**法人は10%まで。
返礼品	ふるさと納税で地方特産品など返礼品あり。	「返礼品」はないが、「寄附により利益を得た場合（Contributions From Which You Benefit）」の控除対象の規則が明文化されている。（次頁）
文化的背景・寄附促進	寄附文化は未成熟も、近年拡大傾向か。	寄附文化が強く、年間寄附総額世界トップ。
年間寄附額（最新）	2020年　個人寄附総額：1兆2126億円 うち、ふるさと納税分：6,725億円 （推定値、寄付白書2021） 2024年　個人寄附総額：2兆261億円 うち、ふるさと納税分：1兆2728億円 （2024年度、受入額、総務省）	**約5,900億ドル（USD:米国について以下同様）（2024年度）** **（※うち個人約4,000億ドル、法人約400億ドル、その他は遺贈など）**

【米国・各州】各州独自の寄附控除制度比較［概要］

- **アメリカ50州（＋コロンビア特別区）のうち、州の個人所得税を設定しているのは41州、うち州独自の寄附金税制を設定しているのは32州存在する。**
- **寄附制度についての示唆を得る目的に照らし、本調査委託では一定の控除実績・寄附文化を有している州を調査対象とする。具体的には、最新（2021年）の連邦所得控除額を人口一人当たりに標準化した際の上位10州（地域）を調査対象とする。**
- **追加的な調査として、制度的特徴から以下を調査対象とする。**
 - 連邦所得税に対する連邦の寄附金税制（所得控除）に加えて、各州が州税に対する寄附金税制を設定できる制度を踏まえ、特定の団体に対する寄附などに対して付加的な優遇措置を設定している代表例として、**特定団体の寄附に対して100%の控除を付与するオレゴン州の特徴的な制度**について整理する。
 - 一般に広く寄附を促す効果があるとされる**「税額控除」を採用しているバーモント州およびウィスコンシン州の2州**について、連邦制度との関係性を含めて調査を実施する。（残り30州は「所得控除」を採用（ユタ州は一部併用））

※別添3参照。より精緻な分析のためには所得の要因も考慮し、また所得税納税人口当たりとすることが望ましいが、データの限界により簡易的な分析としている。

【米国・各州】各州独自の寄附控除制度比較[1/5]

- **独自の寄附金税制を有するアメリカ32の州のうち、一人当たり控除額が大きい10州と特徴的な3州の制度を検討した。**

対象州	①ワイオミング州	②アーカンソー州	③ユタ州
寄附控除制度概要	• 個人・法人ともに州所得税が課されていないため、州レベルの寄附控除制度はない。	**所得控除**。基本的に連邦の控除制度に準拠する。	「納税者税額控除」という複雑かつ特徴的な制度。 (連邦の控除額＋州控除額)×6%で算出された金額に所得による傾斜をかけた分が**税額控除**される。
連邦制度との関係		連邦申告で項目別控除を行っている者のみ利用可能であり、連邦の控除と同額の控除が州で受けられる。	**独立して利用可能**。連邦制度で、標準控除を選択した場合でも、州制度で項目別控除が**適用**される。
その他特徴的な制度		PIAK(Philanthropic Investment in Arkansas Kids):低所得世帯の学校教育基金への積立に対して、100%の税額控除。近年寄附上限拡大。(リンク)	教育基金への出資(Home - my529)や、未就学児童への補助(Voices for Utah Children - Tax Policy 101: State Child Tax Credit)に対する独自の税額控除がある。
(参考)連邦所得税からの年間**控除額**(Amount of deduction; 2021年度)	約12.9億ドル	約52.9億ドル (※連邦政府の歳入庁データに準拠するため、上記の州所得税からの控除や、特定の団体を通じた独自の控除分は計上されていない。以下同様。)	約50.5億ドル
示唆・今後の調査の方向性	一人当たり控除額が1位、控除件数が46位となっていることから、大口の寄附が大きいと考えられる(州所得税がないことによる超高所得者の居住実態について調査中)。	教育かつ低所得者世帯に特化した強力な控除制度を有している。	複雑な計算を経た税額控除の形式をとっている。

【米国・各州】各州独自の寄附控除制度比較[2/5]

対象州	④コロンビア特別区	⑤ニューヨーク州	⑥マサチューセッツ州
寄附控除制度概要	**所得控除。**基本的に連邦の控除制度に準拠する。**AGIの15%まで**寄附による控除可能。(リンク)	**所得控除。**基本的に連邦の控除制度に準拠するが、**高所得者に対する控除額の縮減**や、**超過分の繰越が不可**である点に特徴がある。	**所得控除。**基本的に連邦制度に準拠。**2023年より、州独自の寄附控除制度を導入。**2000年に住民投票で制度導入を批准も、導入まで23年を要した。
連邦制度との関係	連邦申告で項目別控除を選択した場合のみ項目別控除を利用可能。	基本的な控除率等は概ね連邦制度に準拠しているが、連邦申告で項目別控除を行っている必要はなく、**独立して利用(併用も)可能。**	**独立して利用可能。**連邦制度で、標準控除を選択した場合でも、州制度で項目別控除が**適用**される。なお、マサチューセッツ州では、課税所得から一定額が差し引かれる**「個人免除」を採用**しているため、これに項目別控除が上乗せされる形。(リンク)
その他特徴的な制度	寄附控除に関して特徴的な制度はなし。	特定の大学(SUNY)・財団を通じて寄附を行った場合に、税額控除を受けられる制度がある。**州所得税に対して寄附額の85%の税額控除**を受けることができ、連邦所得税からの控除との併用が可能。**最低寄附額は1万ドルから。**(リンク)	CDCが定める地域投資計画に寄附すると、**現金寄附額の50%の還付可能税額控除**を適用。この制度は、**MA州での税負担のない個人、営利/非営利組織、財団も対象**となり、寄附額を連邦制度の控除対象に含めることも可能。(リンク)
(参考)連邦所得税からの年間**控除額**(Amount of deduction; 2021年度)	約9.9億ドル	約251.1億ドル	約84.1億ドル
示唆・今後の調査の方向性	AGI比15%の上限は連邦全体で見ても厳しい部類であり、高所得者の多いD.C.特有の制度設計である。所得水準に応じた制度設計について示唆を得る。(リンク)	連邦制度に準拠しながらも、高所得者縮減などの制度を導入した背景を調査することで、所得階層ごとの効率的な控除額(率)の設定についての示唆を得る。	直近で寄附控除制度を導入した州であり、制度導入までの経緯から、制度設計に関する示唆を得る。また、CITCで非居住者の寄附への還付制度を導入している点は、ふるさと納税制度に近似しているため、本制度からも示唆を得られる。

【米国・各州】各州独自の寄附控除制度比較[3/5]

対象州	⑦カリフォルニア州	⑧メリーランド州
寄附控除制度概要	現金寄附に対して、連邦AGIの**50%**を上限とする**所得控除**を実施。 控除上限は、連邦のAGI60%よりも低く設定されているが、繰越は連邦制度と同じく5年まで可能。	**所得控除**。基本的に連邦の控除制度に準拠する。
連邦制度との関係	**独立して利用可能。**連邦制度で、標準控除を選択した場合でも、州制度で標準控除・項目別控除のどちらを**適用するか選択**できる。(リンク)	連邦申告で項目別控除を行っている者のみ利用可能。高所得者(AGI $200,000超)は、連邦控除を受けた後でも、州レベルで追加の控除減額を受ける可能性がある。
その他特徴的な制度	個人および法人による、特定の教育支援基金への寄附に対し、寄附額の**50%を税額控除**できる制度(Collage Access Tax Credit)がある。 予算として年間5億ドルが用意されている大規模な税額控除プログラムで、公立大学からHBCUへの編入を促す制度という点で特徴的。(リンク)	連邦基準の501(c)(3)非営利組織のうち、州が承認した地域振興活動を行う組織等への寄附を行った場合に、税額控除を受けられる制度(CITC)がある。**州所得税に対して寄附額の50%の税額控除**を受けることができ、連邦所得税からの控除との併用が可能。最低寄附額は500ドルから。**地方活性化を目的のひとつとしている。**(リンク)
(参考)連邦所得税からの年間**控除額**(Amount of deduction; 2021年度)	約435.4億ドル	約67.5億ドル
示唆・今後の調査の方向性	制度の大枠は連邦の寄附控除制度に準じているものの、寄附控除可能額の上限はAGI比50%と低めに設定。これには、カリフォルニアの所得水準や公的支出の大きさが関係すると考えられ、背景を調査することで、地域に応じた寄附控除制度の確立に向けた示唆を得られる。	地方活性化を目的とする点で「ふるさと納税」と類似した独自の寄附金税制を有しており、この効果や限界を聴取することで、「ふるさと納税」についての直接的な示唆を得る。また、「地域振興」を目的とする民間事業(後段参照)との棲み分けについても調査が可能。

【米国・各州】各州独自の寄附控除制度比較［4/5］

対象州	⑨ワシントン州	⑩サウスダコタ州
寄附控除制度概要	（参考） 州に所得税制度は存在しない。 ただし、キャピタルゲイン税（長期資本試算に対して7%/9%の物品税を課すもの）に対する**寄附控除制度**が存在。年278,000ドルまでの標準控除が存在し、278,000ドル以上の寄附を行った場合に、110,000ドルまで、所得控除をうけることができる。繰越不可。	• 個人・法人ともに州所得税が課されていないため、州レベルの寄附控除制度はない。
連邦制度との関係	ー （キャピタルゲイン税に関する寄附控除制度は併用可）	
その他特徴的な制度	ー	
（参考）連邦所得税からの年間**控除額**（Amount of deduction; 2021年度）	約79.8億ドル	約8.9億ドル
示唆・今後の調査の方向性	キャピタルゲイン税における寄附控除の恩恵を受けるのは基本的に超高所得者（年間に28万ドル以上の寄附を実施できる層）に限定的であり、一般住民向けの開かれた制度ではない。	一人当たり控除額が10位、控除件数が49位となっていることから、大口の寄附が大きいと考えられる（州所得税がないことによる超高所得者の居住実態について調査中）。

【米国・各州】各州独自の寄附控除制度比較［5/5］

- **税額控除を有するバーモント州・ウィスコンシン州、および特徴的な制度を有するオレゴン州を追加的に調査した。**

対象州	⑪バーモント州	⑫ウィスコンシン州	⑬オレゴン州
寄附控除制度概要	**税額控除。寄附20,000ドルまで5%の定率控除**で、個人が広く恩恵を受けられる。	**税額控除。**まず連邦の項目別控除を算出し、WI州の標準控除額を差し引いた分に5%をかけた分が控除される。	所得控除。 連邦申告で項目別控除を行っている者のみ利用可能で、対象となる寄附額は完全に連邦制度に準拠。
連邦制度との関係	連邦申告で項目別控除を行っている必要はなく、**独立して利用（併用も）可能。**	**独立して利用可能**であるが、上記の通り算出式上で連邦制度にも依拠している。	
その他特徴的な制度	控除上限250ドルと規模は小さいが、高等教育に対する税額控除制度（VHEIP）などがある。	高等教育に対する所得控除制度（Edvest529）などがある。	**Cultural Trustへの寄附に対して100%の税額控除（控除上限500ドル）を与える制度**（OCTTC）がある。
（参考）連邦所得税からの年間**控除額**（Amount of deduction; 2021年度）	約3.6億ドル	約27.6億ドル	約40.0億ドル
示唆・今後の調査の方向性	税額控除方式、かつ独立利用可能であることから、広く寄附を促進する狙いのある州であると言える。連邦所得税における寄附額及び寄附件数はいずれも低位にあることから、州制度が寄附を広く促進する効果は見られないが、州所得税分の寄附控除は広がっている可能性もあり、今後調査することが考えられる。		日本において特定団体の寄附に対して強力なインセンティブを与える制度を検討する際には、参考となる。

【カナダ・連邦】連邦所得税の寄附控除制度

- **カナダ・連邦所得税に係る寄附控除（項目別控除）制度を下記の通り整理した。**
 - 参考：https://www.canada.ca/en/services/taxes/charities.html

比較項目	（参考）日本	カナダ
寄附控除制度概要	基本的な寄附金税制として**所得控除または税額控除を選択可**。加えて、ふるさと納税制度あり。	税額控除。寄附金額$200までの部分に対して**15%**の控除、超える部分に**29%**、最上位税率帯該当部分に**33%**を適用（詳細はSchedule 9/P113）。未控除分は**5年**繰越可。
控除対象寄附先	特定NPO法人、学校法人等があるが、認定基準が厳格。ふるさと納税では地方自治体が対象。	登録慈善団体（registered charities）、政府・自治体、国際機関のうち規定の団体、大学・全国芸術サービス団体、登録ジャーナリズム団体（RJO）等、対象となる団体は幅広い。
控除上限	所得の40%または総所得金額から2,000円を引いた額のいずれか少ない方。ふるさと納税では所得等により変動。	**総所得金額**の75%が上限となる。自然環境保税地に対する寄附（Ecological Gift）に対しては、特例的に100%の控除も可能。
返礼品	ふるさと納税で地方特産品など返礼品あり。	返礼品は存在しないが、米国同様に寄附により便益を受けた場合、その便益分（Fair Market Value: FMV）を控除から差し引く。 **“80%ルール”**：寄附の対価として得る便益が寄附額の**80%を超える場合、**「贈与の意思」要件を満たさないとみなされ、**控除の対象外となる。**
文化的背景・寄附促進	寄附文化は未成熟も、近年拡大傾向か。	キリスト教徒の多さ（カナダ基礎データ｜外務省）や上記の充実した優遇制度に起因して、寄附文化は成熟していると考えられる。とりわけ、高齢者層の寄附が盛ん（The Daily — Charitable donors, 2023）。
年間寄附額（最新）	2020年　個人寄附総額：1兆2126億円 うち、ふるさと納税分：6,725億円 （推定値、寄付白書2021） 2024年　個人寄附総額：2兆261億円 うち、ふるさと納税分：1兆2728億円 （2024年度、受入額、総務省）	**2023年度に約120億ドル（CAD：カナダについて以下同様）であり、総額としては近年増加傾向。**（The Daily — Charitable donors, 2023）。

【カナダ・各州】各州独自の寄附控除制度比較［概要］

- **カナダも米国と同じく、連邦所得税とは別に州所得税が存在し、独自に寄附控除制度を設けている州も存在する。**
- **米国と同様に、14の州・準州における寄附に係る一人当たりの金額を算出し、上位3州を調査対象とした。**
 - 上位から順に、アルバータ州、ブリティッシュコロンビア州、マニトバ州である。
 - トロント市が位置するオンタリオ州は一人当たり寄附金額第4位である。制度に特筆すべき特徴は見られない。
- **さらに、税制一般に特徴的な制度を有するケベック州において、寄附控除制度についても特徴が見られたため、調査対象とした。**

カナダ各州の寄附金額時系列推移（“THE GIVING REPORT 2024” 表11より引用）

TABLE 11

Value of Claimed Donations ($ Billions), by Year, and Province

Province	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	Percent of Total (2021)
BC	$1,689.93	$1,687.05	$1,957.32	$1,887.96	$1,966.67	$1,910.40	$2,267.91	19%
AB	$1,841.96	$1,654.82	$1,734.92	$1,764.35	$1,735.80	$1,655.54	$1,697.17	14%
SK	$368.25	$344.54	$367.18	$385.98	$335.25	$321.12	$334.37	3%
MB	$498.69	$481.54	$507.18	$498.81	$538.94	$496.90	$506.97	4%
ON	$4,651.64	$4,543.21	$4,777.56	$5,022.19	$5,222.02	$5,274.67	$5,529.27	46%
QC	$992.50	$1,050.64	$1,065.01	$1,043.05	$1,135.06	$1,119.56	$1,232.84	10%
NB	$173.24	$191.07	$169.31	$169.16	$169.06	$163.29	$181.52	1%
NS	$207.46	$207.48	$222.45	$206.54	$214.07	$213.69	$221.40	2%
PE	$37.92	$35.63	$36.99	$36.23	$36.58	$36.07	$39.23	0%
NL	$96.55	$92.47	$89.01	$86.66	$83.24	$80.51	$91.13	1%
YT	$7.19	$7.62	$7.78	$7.62	$7.37	$7.64	$8.08	0%
NT	$7.03	$6.92	$6.68	$6.54	$6.89	$7.18	$7.29	0%
NU	$3.18	$2.97	$3.29	$3.00	$2.86	$2.88	$2.91	0%
Canada	$10,575.54	$10,305.94	$10,944.69	$11,118.09	$11,453.80	$11,289.47	$12,120.08	100%

2021年の寄附金額（総額）ベースでは、オンタリオ州がカナダ全体の寄附の約半数を占める。第2位以降に、今回着目するブリティッシュコロンビア州、アルバータ州、ケベック州が続く。

出所：CanadaHelps “THE GIVING REPORT 2024”（https://www.canadahelps.org/en/the-giving-report/ ）2025年11月28日最終閲覧

【カナダ・連邦】連邦所得税の寄附控除制度

- **カナダ・連邦所得税に係る寄附控除（項目別控除）制度を下記の通り整理した。**
 - 参考：https://www.canada.ca/en/services/taxes/charities.html

比較項目	（参考）日本	カナダ
寄附控除制度概要	基本的な寄附金税制として**所得控除または税額控除を選択可**。加えて、ふるさと納税制度あり。	税額控除。寄附金額$200までの部分に対して**15%**の控除、超える部分に**29%**、最上位税率帯該当部分に**33%**を適用（詳細はSchedule 9/P113）。未控除分は**5年**繰越可。
控除対象寄附先	特定NPO法人、学校法人等があるが、認定基準が厳格。ふるさと納税では地方自治体が対象。	登録慈善団体（registered charities）、政府・自治体、国際機関のうち規定の団体、大学・全国芸術サービス団体、登録ジャーナリズム団体（RJO）等、対象となる団体は幅広い。
控除上限	所得の40%または総所得金額から2,000円を引いた額のいずれか少ない方。ふるさと納税では所得等により変動。	**総所得金額**の75%が上限となる。自然環境保税地に対する寄附（Ecological Gift）に対しては、特例的に100%の控除も可能。
返礼品	ふるさと納税で地方特産品など返礼品あり。	返礼品は存在しないが、米国同様に寄附により便益を受けた場合、その便益分（Fair Market Value: FMV）を控除から差し引く。 **“80%ルール”**：寄附の対価として得る便益が寄附額の**80%を超える場合、**「贈与の意思」要件を満たさないとみなされ、**控除の対象外となる。**
文化的背景・寄附促進	寄附文化は未成熟も、近年拡大傾向か。	キリスト教徒の多さ（カナダ基礎データ｜外務省）や上記の充実した優遇制度に起因して、寄附文化は成熟していると考えられる。とりわけ、高齢者層の寄附が盛ん（The Daily — Charitable donors, 2023）。
年間寄附額（最新）	2020年　個人寄附総額：1兆2126億円 うち、ふるさと納税分：6,725億円 （推定値、寄付白書2021） 2024年　個人寄附総額：2兆261億円 うち、ふるさと納税分：1兆2728億円 （2024年度、受入額、総務省）	**2023年度に約120億ドル（CAD：カナダについて以下同様）であり、総額としては近年増加傾向。**（The Daily — Charitable donors, 2023）。

【米国・カナダ比較】「対価」の考え方

- **両国において、贈与価値（金額）から受け取る利益価値を差し引いたものが「寄附額」として認められる。**
- **寄附の成立要件や価値評価ができない場合の処理に違いがある。**

項目	カナダ（CRA Folio S7-F1-C1に基づく）	米国（IRS Pub 561に基づく）
基本概念	**Split Receipting** **（寄附額 ＝ 贈与価値（金額） - 受け取る利益価値）**	**Quid Pro Quo** **（寄附額 ＝ 贈与価値（金額） -受け取る利益価値）**
対価の範囲	財産、サービス、報酬、その他の利益（将来的なもの、第三者への利益含む、**より広い概念**）。	物品またはサービス（無形の便益も含む）。 ※無形の宗教的利益は例外的に価値算定不要。
測定方法	公正市場価値（FMV）。イベント等は「類似施設の価格」等で代替。	団体側からの「誠実な見積り」による公正市場価値（Good faith estimate of the FMV）。 ←見積りが不合理な場合、寄附者は拒否できることが明記されている
名目的な利益の扱い	受け取った価値が【「寄附額の10%」もしくは「$75」の低い方以下】なら対価なしとみなす。	受け取った価値が「些少（insubstantial）」と認められる場合には対価なしとみなす。 ※IRSが定める認定基準は毎年更新される。
寄附の成立要件	**対価が寄附財産の80%を超える場合、原則として寄附と認められない（意図の証明が必要）。**	**対価割合による寄附の成立要件は定められていない。**
価値評価不能な場合	**利益の価値が算定できない場合、受領証は発行不可（寄附控除不可）。**	**寄附者と団体（寄附受取者）との間での合意とIRSの認定があれば寄附が成立。**

出所：（いずれも2025年12月15日最終閲覧）
カナダ：Income Tax Folio S7-F1-C1, Split-receipting and Deemed Fair Market Value - Canada.ca
米国：https://www.irs.gov/publications/p561

論点① 「対価」の考え方（現代的論点）

- **両国において無形価値の算定方法について様々な議論があるが、特に「ネーミングライツ」に関しては実務上の扱いと学術的議論との間に乖離がある。**

寄附によりネーミングライツを得た場合の実務上の扱い

- 米国：**ネーミングライツは「対価」とはみなされず、寄附金の全額を控除対象とすることが可能。**
- カナダ：**原則として「対価」とはみなされない**が、明らかに**広告的・商業的性質を帯びる場合には対価として寄附控除対象額から差し引かれる場合も**ある。また、価値の算定が不可能な場合は寄附控除が適用されない。

学術的議論



現状維持派（Imdieke, 2016※1など）

ネーミングライツは寄附に対する寄附への感謝を示す「唯名的な信用（Nominal Credit）」であり、非営利団体の資本形成に不可欠なものでもあるため、**現行の制度（対価算定外）を維持すべき**、とする議論。



改革派（Drennan, 2016※2など）

ネーミングライツは契約に基づく「対価」であるため、税控除の対象外とすべき、とする議論。現行の制度が、**寄附者の寄附行動を歪めている（edifice complex）**とする主張も。

- ✓ **提案①：市場での類似事例の取引価格を参考に命名権のFMVを算定し、寄附控除対象額から除く**
- ✓ **提案②：（FMV算定が困難な場合の代替案として）一律の割合（例：20%）を対価として寄附控除対象額から除く**

出所：

※1）Imdieke, Benjamin J. (2016) "A Nominal Credit: Why Donor Recognition Should Not Limit the Deductibility of Section 170 Charitable Contributions," *ACTEC Law Journal*: Vol. 42: No. 2, Article 2.

※2）Drennan, W. A. (2016). Charitable naming rights transactions: gifts or contracts. *Mich. St. L. Rev.*, 1267.

論点① 「対価」の考え方（日本への適用）

- 前掲の「対価」の算定に関する2つの対立する立場のうち、「対価」に係る近年の大きな制度改正が確認できないことを踏まえると、「現状維持派（＝ネーミングライツ等は「対価」の範囲外）」が主流であると考えられる。
- ただし、関連する無形の「対価」については現在も多数の議論が行われている。
 - 参考①：大学のスタジアム等の座席を購入する「権利」を得るために支払った金額を控除対象から除外する趣旨の制度改正※1,2
 - 参考②：広告費とスポンサー料金支払いとを区別する基準のIRSによる設定※3

→合意された見解は未だ存在せず、日本への適用を考えた際の範囲・程度については引き続き議論が必要である。特に、ネーミングライツは法人においてより重要な議論となりうるため、対価に含めるかについては北米の議論を参照して基準を検討することが望ましい。

出所：（いずれも2026年1月22日最終閲覧）
※1）https://www.congress.gov/115/bills/hr1/BILLS-115hr1enr.pdf
※2）https://www.seyfarth.com/news-insights/nonprofit-guide-to-the-tax-cuts-and-jobs-act.html
※3）https://www.irs.gov/charities-non-profits/advertising-or-qualified-sponsorship-payments

論点② マッチンググラントの制度概要・学術研究(1/2)

- **マッチンググラントとは、認定された慈善団体が受け取った寄附額を第三者機関(企業等)に報告し、その寄附額に応じた一定割合の資金を、第三者機関がその団体に直接上乗せ(マッチング)して支給する仕組み。**
- **所得控除と比較したマッチンググラントの特徴(McClelland, 2024; Clochard et al., 2025)**
 - **経済的同等性**: 理論上、控除率rの納税者が受ける「寄附金控除」は、マッチング率 m=r/(1−r) の助成金と経済的に同等。
 - 例:控除率20%(r=0.2)の人が100ドルを寄附して20ドルの税軽減を受ける(自己負担80ドルで団体に100ドル届く)のは、80ドルの寄附に対して政府が20ドル(m=0.25)をマッチングして団体が合計100ドルを届けるのと同義。
 - **認識の違い**: 寄附金控除が確定申告時の「税負担の軽減(コスト削減)」と認識されるのに対し、マッチンググラントは寄附そのものへの「追加援助」として認識される。
- **米国における導入の背景・経緯(McClelland, 2024)**
 - **現行制度の逆進性と限定性**: 米国の寄附金控除は、納税義務があり、かつ「項目別控除(itemized deduction)」を選択する納税者しか利用できない。その恩恵は高所得者層に集中しており、低所得者層は寄附をしても税制上のインセンティブをほとんど受けられないという課題がある。
 - **2017年減税・雇用法(TCJA)の影響**: 2017年のTCJA施行により標準控除額が大幅に引き上げられた結果、項目別控除を利用する納税者は2017年の約31%から2020年には10%未満へと激減した。これにより、大多数の国民にとって寄附の税制インセンティブが消失したことが、新たな制度設計を求める大きな要因となった。
 - **公平なインセンティブの提供**: マッチンググラントは、納税者の所得や控除の選択に関わらず、すべての世帯の寄附に対して一定割合の助成を行うことができるため、より公平な支援策として注目されている。

論点② マッチンググラントの制度概要・学術研究（2/2）

- **多くの実証研究やメタ分析により、マッチンググラントは所得控除よりも寄附促進効果が高いことが示されている。**
 - **心理的・フレーミング効果:** マッチングが効果的である理由として、Eckel and Grossman（2003）は、マッチングには第三者と協力して公共財を作るという「協力のフレーム（Cooperation frame）」がある点を指摘している。一方で、所得控除は「報酬（Reward）」として捉えられ、利他的な満足感（Warm glow）を損なう可能性があるとされている。分析の結果、マッチング条件下での総寄附額は、同等の所得控除に比べて1.2倍から2倍になると推定された（Sasaki et al., 2022）。
 - **高い価格弾力性:** Clochard et al.（2025）によるメタ分析では、寄附の価格弾力性（価格が1%下がった時に寄附が何%増えるか）は、所得控除形式の −0.87 に対し、マッチング形式では −1.98 と大幅に大きいことを明らかにした。これは、両者が経済的に同等であるとする標準的理論に反し、マッチングの方が約2倍の反応を引き出すことを意味する。
 - **価格感応度:** Hung et al.（2025）は、386の推計値を統合したメタ分析により、寄附者は寄附の価格に対して統計的に有意かつ負の相関（価格が下がれば寄附が増える）を示すことを明らかにした。

まとめ・考察

- ✓ マッチンググラントは、**項目別控除による恩恵が小さい/無い個人に対しても寄附を行うインセンティブを与える制度**であり、**その促進効果は所得控除よりも高い**ことが明らかになっている。
- ✓ 利己的な金銭的インセンティブによらない当制度が大きな効果を上げていることは、**米国に根付いた寄附意識が前提になっている可能性**がある（例:「少額を寄附しても意義は小さいのではないか」と考えている層への利他的満足感の充足）。
- ✓ 日本においても**純粋な寄附動機（利他的動機）が既に存在する場合には効果的**であると考えられる。実態調査結果等と合わせた考察が必要。

出所）
Clochard, G.-J., Sasaki, S., Dey, S., & Imai, T. (2025). Revisiting the Price Elasticity of Charitable Giving: Meta-Analysis of Tax Incentives and Matching Donations. *CESifo Working Paper*, 12310.
Eckel, C. C., & Grossman, P. J. (2003). Rebate versus matching: Does how we subsidize charitable contributions matter? *Journal of Public Economics*, 87(3-4), 681–701.
Hung, C., Lu, J., & Hung, W.-J. (2025). Are Donors Sensitive to the Price of Giving? A Meta-Analytical Assessment. *Voluntas*, 36, 550-568.
McClelland, R. (2024). Encouraging Charitable Giving: Matching Grants Versus Rebates. *Tax Policy Center*.
Sasaki, S., Kurokawa, H., & Ohtake, F. (2022). An experimental comparison of rebate and matching in charitable giving: The case of Japan. *The Japanese Economic Review*, 73, 147–177.

北米現地調査を通じて得られた主な知見[1/4]

- **寄附を支える北米の文化・価値観**
 - 宗教（キリスト教）的背景も多分にあるが、それだけではなく、Free Association, Independency, Pluralismといった精神が寄附文化を形作っている（CUA, ICNL, TPC）。
 - 日本でも同様の精神が根付きうるか、ないしは内在しているとの指摘もある（ICNL）。
- **寄附促進の目的**
 - 大きく、①寄附総額の増加を目的とするのか、②寄附行動の広がり（≒寄附者数の増加）を目的とするのか、によって考え方や採るべきアプローチが異なる。
 - 税制優遇は、政府が直接提供する公共サービスを補完し、民間（市民社会）による資源配分を通じて公共的成果を増やすための「間接補助金（tax expenditure）」として理解されている（CUA、TPC）。
 - ケベック州では、寄附による税収減よりも社会的便益が大きいという立場を明示しつつ、文化・芸術など州の重点領域では追加的な誘因を厚く設計している。特に高所得者への優遇が大きく、マッチングの制度も存在する（ケベック州政府、Québec PPT）。
- **税制優遇による寄附促進の考え方**

実態調査結果とも整合的

 - **税制優遇が寄附促進に一定程度資するという事実は文献調査（学術研究）からも現地調査からも得られた**（CIRANO, TPCなど）が、税制優遇的インセンティブが肥大することによる課題としては下記のような指摘があった。
 - 恩恵が高所得者に偏ると、分野配分が富裕層の選好に引っ張られ、多元主義（pluralism）が弱まる懸念（CUA）。
 - 純粋な寄附意識よりも「税金対策」としての側面が先行する懸念（CUA）。
 - 監督・ガバナンス（認定・開示）に行政コストが発生（TPC）。
 - 資産寄附の評価（過大評価）等により制度が歪むリスク（CUA）。

北米現地調査を通じて得られた主な知見[2/4]

● NPOと政府の役割分担

- 公共サービスの一部は地域事情を理解するNPOの方が効率的に提供できる場合があるとの前提で、政府とNPOの棲み分けが語られた（TPC）。
- 一方で「公共の便益」を政府が定義し、税制で勝者（得をするNPO）を選ぶことへの慎重論（ICNL）や、NPOの力が膨大することにより政府への”脅威”となりうるとの指摘も（CUA）。
- メリーランド州DHCDの税額控除プログラム（CITC）は、州の政策優先（例：住宅供給）に整合するプロジェクトに限定して認証し、NPOを“パートナー”として位置づける設計である（DCHD）。
- **日本への示唆としては、認定を一気に緩めるのでなく、対象や要件を段階的に見直しつつ、透明性確保とセットで設計することが重要との含意であり（CUA、USJF、TPC）、一覧できるプラットフォームの整備も重要である（CUA、USJF、DCHD）。**

● 制度の複雑さと寄附行動

- 税制優遇が寄附行動に効くかは「制度の分かりやすさ（tax salience）」に左右され、より多くの寄附を得るにはシンプルな制度設計が望ましい（CUA）。
- 米国では2017年前後の制度変更や制度複雑化、さらに“Not-Charity”団体の増加等により、一般納税者の理解度が低下しているとの認識（CUA）。
- 情報基盤（Form 990、寄附先検索プラットフォーム等）が、寄附者の意思決定コストを下げる重要要素として挙げられた（CUA、USJF、DCHD）。

実態調査結果（ワンストップ特例の寄与が大きいこと）とも整合的

北米現地調査を通じて得られた主な知見[3/4]

- **DAFについて**
 - 目的・利点：寄附者が寄附先を選ぶ探索コストを下げ、寄附を実行しやすくする（CUA）。
 - 課題：寄附の実行（拠出）と、実際に慈善団体へ資金が届くタイミングがずれ得る／資金の活用義務や透明性が弱く、“資金の滞留”や富裕層の税務戦略ツール化への批判がある（CUA）。
- **地方活性化と寄附**
 - 公共サービスの一部は、地域事情を理解するNPOの方が効率的に提供できる場合があるとの前提で、政府とNPOの棲み分けが語られた（TPC）。
 - メリーランド州（ML州）のCITCは特にその側面を押し出し、州認可の特定分野（例：住宅供給、貧困救済など）の団体に対する寄附には州所得税からの追加減免を講じている。（DCHD）
 - MD州指定団体に対しては、MD州外からも寄附は可能であるが、この場合は連邦所得税の控除のみで、MD州の追加控除は適用外。
 - 同様に、ケベック州でも文化・アート分野に対して大きな控除率を設定している。（ケベック州）

北米現地調査を通じて得られた主な知見[4/4]

- **「対価」と寄附**
 - 「対価」のある寄附を認めることは、市民の寄附の促進につながり、ひいてはNPOのfundraisingを容易にしている（JCT, CUA）。
 - 米国では一部、寄附の際に「対価」（グッズなど）が不要であるとの意思表明をすることもできる（JCT）。
 - **「対価」を目的とした寄附が常態化すると、本来の寄附マインドが薄められる可能性も示唆された。（←ふるさと納税によって本来の寄附が毀損された可能性を示唆するものではあるが、定量的把握は困難）**

実態調査結果とも整合的

- **ふるさと納税**
 - 地方政府間の税収格差を増幅し得る点が大きな問題である（TPC）。
 - 返礼品が実質的な「対価」であるにも関わらず、対価控除（quid pro quo）が働きにくい設計や、居住地の税ベースから控除される点への違和感が指摘された（CIRANO, ICNL）。
 - 一方で、寄附の入口として**寄附文化を部分的に促進している可能性**や、**自治体が資金調達（fundraising）に成功**した事例もあり、**目的（寄附額最大化／公平配分／文化醸成）を明確にした上で評価すべき**との見立て（USJF）。

→海外の制度に照らしても、返礼品や地方間財政の観点からふるさと納税制度の歪みは十分に指摘された。

→究極的な目的を政府-NPO-市民の協働社会の実現に置くのであれば、対価（返礼品）分を控除対象額から差し引くとともに、ふるさと納税により部分的に醸成された「寄附意識」を本来の意味での「寄附」に振り向けていくコミュニケーションが重要となる。

実態調査結果より、一部「地域支援」等を目的としたふるさと納税が実施されていたことを念頭

実態調査結果より、返礼品や節税の動機が大多数を占める現状（※韓国と大きく異なる）では、困難を伴うことは必至。属性別影響度の分析等から、丁寧にターゲットを絞り、効果的な情報を適切なタイミング・媒体で発信していくことが必要（※特定は容易ではないが、後述のロールモデルの活用は一案）

北米現地調査を踏まえた寄附金税制への示唆

- **北米現地調査では、主としてあるべき寄附金税制についての意見交換を実施し、「寄附促進」の目的とそのためのスキームに関する示唆、地方活性化・地方自治に関わる示唆、および制度設計全般に関する示唆を得た。**
 - 控除の原資の検討、データの蓄積等については今後の課題として整理した。

視点	方向性・示唆	備考（今後の課題・留意点など）
「寄附促進」の目的別の優遇スキームの考え方	• 「寄附促進」というときに、寄附総額を増やすのか、寄附者数を増やすのかによって採るべき方策は異なる。画一的な方策は存在せず、個々にメリットデメリットがあり、選択の問題である。 • 税制優遇が寄附を促進する働きは確かに存在する。ただし、税制優遇インセンティブが肥大化すると、多元主義の毀損や不平等の問題が生じる懸念があるため、慎重な検討が必要。	• 米国では不平等の懸念が多く挙げられたわけではないが、日本においては特に注意を要する（ref. ふるさと納税税控除上限額設定の議論）ため、実態調査等との組合せで適切なパッケージを検討することが重要。
地方活性化・地方自治と寄附	• 寄附を媒介とした政府と市民の協働は、これからの地方自治においてあるべき一つの姿であると言える。 • 各自治体が、実情に応じた政策目標の設定（行政需要の拾い出し・優先順位付け）とその財源の確保のための一方策として、寄附金税制を用いることが考えられる。 • 実態調査でも地域課題解決のための寄附が一定数見られた中で、各地方が集中投資したい分野に対して、独自の税制優遇を設けることも一案。	• 控除の原資（国か地方か）についてはさらなる検討を要する。 • 韓国で得られた知見と総合的に考え、寄附による所得税（国税）控除を【国から地方への還流】として考えることもできる。
シンプルな制度設計の重要性	• 税制優遇が寄附行動に効くかは「制度の分かりやすさ（tax salience）」に左右される。米国では近年の複雑化により寄附マインド毀損されたとの指摘がある中で、日本ではシンプルな制度を目指すことが重要。 • 寄附の分かりやすさの点で、寄附先を一覧できるプラットフォームの整備も重要。運営主体は多くが民間。（「ふるさと納税」の民間サイトのようなものを参考にできるか） • そうしたPFの存在が寄附の「実効性」を高めることにもつながる。 • 寄附先（NPO）の数がある程度存在することは多元性、効率性の観点で重要だが、段階的に透明性を担保しつつ認定を拡大するべき。	• まず、現状の寄附金制度の簡素化を行ったうえで、これから各自治体がどのような制度を採用するにおいても、シンプルな設計が重要。 • 日本において、NPO認定拡大がどの程度効率的かについては、今後の要検討課題。そのためには、寄附に係るデータの構築・蓄積も必要（米加では十分に整備）。

2.2. 韓国調査

【韓国】日韓のふるさと納税の制度比較[1/3]

- **日韓のふるさと納税（故郷愛寄附）の制度の概要について比較した。**
 - 外観的には、「ふるさと」への寄附行為に対する支援の仕組みであること、返礼品制度を有するなど共通点も多いが、居住地への寄附の可否、制度理念の法制化、個人負担比率、国税・地方税負担等、細部において異なる点は少なくない

比較項目	日本	韓国
制度概要	2008年より開始。個人が自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。寄附者の所得・家族構成により控除限度は異なる。	2023年より開始。日本のふるさと納税制度を大いに参考とした。個人が自分の選んだ自治体（**居住地以外**）に寄附を行った場合、所得税および地方所得税から一定比率が税額控除される制度。寄附者の家族構成は控除額に影響しない。
根拠法令	地方税法等の一部を改正する法律 • 地方税法第37条の2（寄附金税額控除） • 同法第314条の7（寄附金税額控除） • 所得税法第78条（寄附金控除） に控除ルール規定	故郷愛寄附金法・施行令・施行規則
制度理念・意義等	法令上の規定はない • 納税者による寄附先選択 • お世話になった「ふるさと」への応援 • 地域の在り方の再考（総務省HP）	故郷愛寄附金法第1条（目的）に明示 故郷に対する健全な寄附文化を醸成し、地域経済を活性化することによって地域均衡発展に資することを目的とする
控除上限 ※負担構造は次頁に	寄附額から自己負担分2,000円を除く寄附額について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除。	10万ウォン（約1万円）までは寄附金の全額を控除。2,000万ウォン（約200万円）までの寄附に対し10万ウォンを超える額について20万ウォン以下は44%（国税40%、地方税4%）、20万ウォン超過金額については16.5%（国税15%、地方税1.5%）を税額控除。 （2026年1月より税額控除率拡大）
返礼品	地方特産品、公共施設利用券などの返礼品	地方特産品、地域愛商品券などの返礼品
寄附実績額（最新）	**個人寄附金総額　約1.2兆円（2020年）** ふるさと納税　約1.2兆円（2024年度）	**個人寄附金総額　約10.7兆ウォン（2022年）** 故郷愛寄附金　1,515億ウォン（約151億円）（2025年暫定） *2023年651億ウォン、2024年879億ウォンより大幅増

【韓国】日韓のふるさと納税の制度比較[2/3]

- **日韓のふるさと納税（故郷愛寄附）の制度の概要について比較した。**

比較項目	日本	韓国
所管省庁	総務省が所管省庁 • 寄附金の運用は各自治体が自律的に決定	行政安全部が所管省庁 法令上、行政安全部が会計管理を行い、用途の審査も実施
民間企業の関与	積極的 • 民間による「ふるさと納税サイト」が活発に運用されている	限定的 • 政府公式サイト「故郷愛eウム」運営を韓国地域情報開発院（KLID）が受託
（居住地情報）管理システム	自治体ごと・ポータルサイトごとに分散 政府による統合ネットワークの仕組みではない	全国23の自治体情報を中央データベースで統合管理
居住地確認等の手段	（居住地制限がないため、確認自体が不要） 氏名・住所・決済情報の確認のみ ワンストップ特例制度運用のため個人番号による確認が行われる	住民登録番号を使った実名認証・行政情報ネットワークとの連携により、住民登録地への寄附はシステム上遮断される
税額控除処理	ワンストップ処理機能 （限度額を超えた場合等では確定申告が必要）	寄附時に即時、税額控除額が自動的に反映（国税庁ネットワークと連携）
企業版制度	あり（2028年3月まで）	なし

【韓国】日韓のふるさと納税の制度比較[3/3]

- 日韓のふるさと納税（故郷愛寄附）の間の、寄附者・国・地方自治体の負担割合に着目して比較した。

日本の「ふるさと納税」制度

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除され、納税先の自治体から返礼品（3割上限）が与えられる。
（例：年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が所得税および住民税から負担。）

ふるさと納税額（30,000円）

個人負担	所得税の控除額	住民税の控除額（基本分）	住民税の控除額（特例分）所得割額の2割を限度
2,000円	（30, 000-2,000円）×所得税率20%=5,600円	（30, 000-2,000円）×住民税（10%）=2,800円	（30, 000-2, 000）×（100%-10%-20%）=19, 600円

韓国の「故郷愛寄附金」制度

- 居住地以外の自治体に対して故郷愛寄附をすると、10万wまでは全額が税額控除され、それを超える部分について、16.5%が税額控除され、寄附先の自治体から返礼品（3割上限）が与えられる。
（例：総所得に関係なく、300,000wの故郷愛寄附をすると、10万wまでは全額税額控除され、それを超える部分は20万wまでが44%、30万wまでが16.5%が税額控除される。自己負担はおよそ139, 500wで、寄附額の約46.5%となる）

故郷愛寄附額（300,000w）」

個人負担	10万w税額控除		10万w超20万wまでの税額控除		20万w超の税額控除	
	国税控除	地方税控除	国税控除	地方税控除	国税控除	地方税控除
300, 000-100,000-44,000 -16, 500 =139,500w	100, 000 ×100%×100/110 =90, 909w	100, 000 ×100%×10/110=9,091w	100, 000 ×44%×100/110 =40, 000w	100, 000 ×44%×10/110 =4, 000w	100, 000 ×16.5%×100/110 =15,000w	100, 000 ×16.5%×10/110 =1, 500w

出典：三菱総合研究所作成

寄附総額に占めるふるさと納税/故郷愛寄附金の比率

- 日本、韓国いずれも個人寄附額は民間による推定値、ふるさと納税/故郷愛寄附金の寄附総額（受入総額）は政府機関による集計値であり、比較に耐えうる統計値と判断するにはやや無理がある。
- ただし、日韓ほぼ同等の調査手法による数値である点から鑑みれば、ほぼ同一条件での比較にはなり得る。

	日本	韓国
個人寄附総額	**2020年　個人寄附総額：1兆2126億円** **うち、ふるさと納税分：6,725億円** （推定値、寄付白書2021） **2024年　個人寄附総額：2兆261億円** （推定値、寄付白書2025） **うち、ふるさと納税分：1兆2,728億円** （2024年度、受入額、総務省）	**個人寄附総額：約11.7兆ウォン** （2024年、国税庁資料をもとに光云大・鄭教授ヒアリングによる）
ふるさと納税額/故郷愛寄附金額		**個人寄附総額：1,515.3億ウォン** （2025年、243自治体受入額、行政安全部） *韓国の故郷愛寄附制度は現状個人のみ
個人寄附総額に占めるふるさと納税額/故郷愛寄附額の比率	2020年時点　約55% 2024年時点 約63%	1.3% *個人寄附総額は2024年値、故郷愛寄附額は2025年受入額のため、あくまで参考値

出典）
ファンドレイジング協会、「寄付白書2021」、https://jfra.jp/research/、同、「寄付白書2025」調査サマリー、https://jfra.jp/news/58784
総務省、ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）、https://www.soumu.go.jp/main_content/001022815.crdownload
行政安全部「故郷愛寄附金の92%が地方へ、1500億ウォンの故郷愛寄附が均衡発展の起爆剤」、2026/1/30、
https://www.mois.go.kr/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=FILE_00142399u-voqTr&fileSn=1
Giving Korea 2024, https://research.beautifulfund.org/22208/

韓国の寄附税制の概要

- 寄附金控除は、政治資金寄附金→故郷愛寄附金→特例寄附金の順に控除される。2014年までは一般寄附金は所得控除制であったが、現在では一般寄附金も含め、すべて税額控除となっている。（2013年税制改正時。高所得者に対し相対的に有利であった制度の見直しとして）。
- 一般寄附金は、より公益性が高い非宗教寄附への寄附誘導の意思が現れたもの。

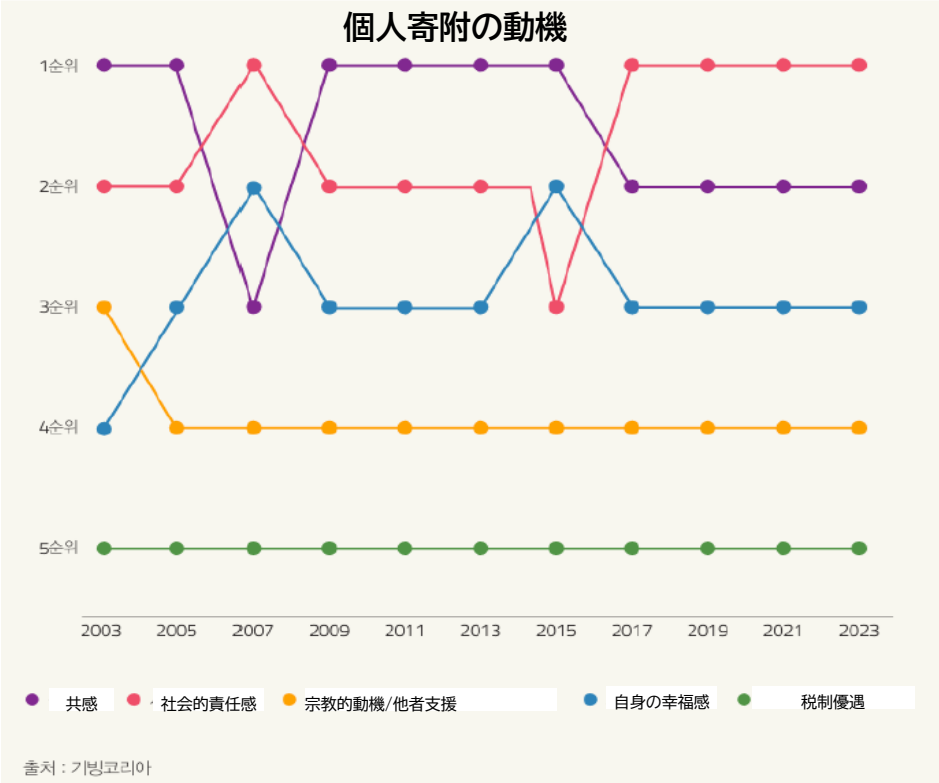
寄附金の種類	所得控除・税額控除対象金額限度	税額控除率		繰越控除
①政治資金寄附金	勤労所得額×100%ー10万W	10万W以下	100/110	×
		10万W超分	15%（3千万W超過分は25%）	×
②故郷愛寄附金	（勤労所得額-①）×100%ー10万W 税額控除対象は年間2千万Wを限度とする	10万W以下	国税100/110　地方税10/110	×
		10万W超～20万W	国税44/110　地方税4.4/110	×
		20万w超～	国税16.5/110　地方税1.6/110	×
③特例寄附金	（勤労所得額-①-②）×100%	特例寄附金＋一般寄附金＋自社持ち株組合寄附金：15% （1千万W超～3千万W以下分は30%） （3千万W超は40%）		10年
④自社持株組合寄附金	（勤労所得額-①-②-③）×30%			×
⑤一般寄附金 （宗教団体への寄附有）	（勤労所得額-①-②-③-④）×10% ＋（勤労所得額-①-②-③-④）の20% or 非宗教団体への寄附額のうち低いほう			10年
⑥一般寄附金 （宗教団体への寄附無）	（勤労所得額-①-②-③-④）×30%			10年

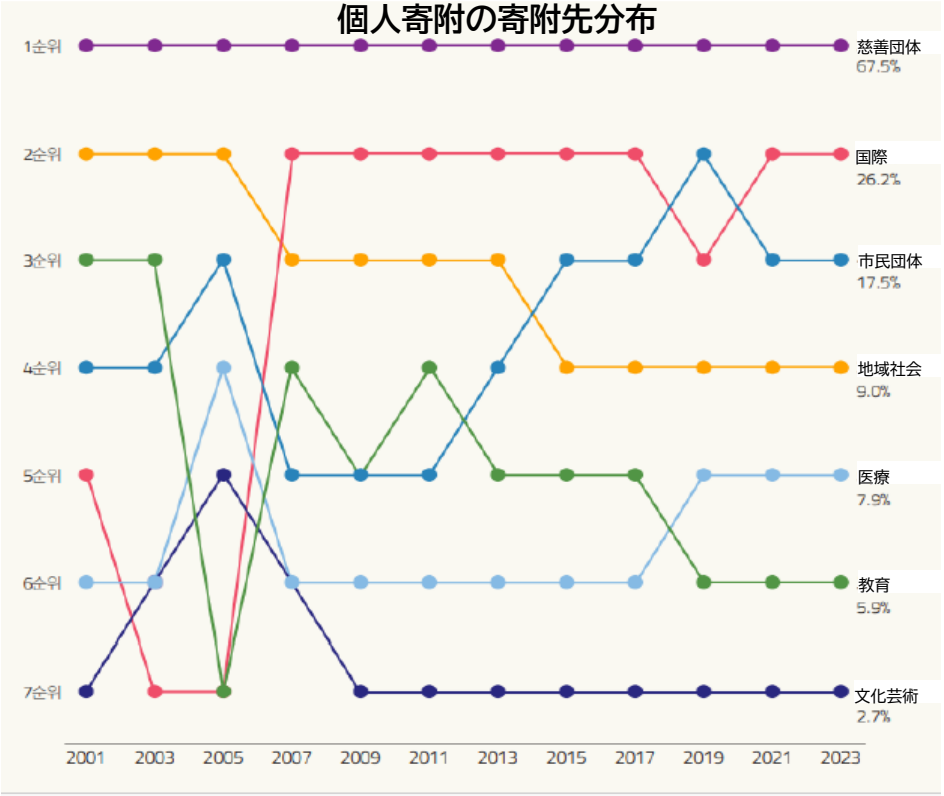
③特例寄附金には、国家・地方自治体に対する寄附、防衛献金・慰問金、天災被災者救援金品、特別災害地域復旧のためのボランティア用役価額、私立学校等の教育機関に対する奨学金、研究費、施設費、教育費として支出する寄附金、国立大学病院に研究費、施設費、教育費として支出する寄附金、社会福祉事業、その他社会福祉活動の支援に必要な財源を募集・配分することを主たる目的とする非営利法人で法定要件を備えた法人に支出する寄附金を含む。

出典）
韓国納税者連盟ウェブサイト、寄附金税額控除の仕組み，https://www.koreatax.org/tax/taxpayers/work/turn43.htm
韓国租税財政研究院（KIPF）「寄附金税制支援と納税者の寄附形態に関する研究、2024.12
韓国政府ウェブサイト「2014年帰属年末精算総合案内」2024.12.9. https://www.korea.kr/briefing/policyBriefingView.do?newsId=148788278

韓国の個人寄附の動機・寄附先の構成比

- 個人寄附の動機は、近年では社会的責任、共感、自身の幸福感、宗教的動機/他者支援の順で、税制優遇を動機としている比率は低い。
- 寄附先は一貫して国内の慈善団体が最も高い比率（2023年67.5%）を占め、国際、市民団体までが10%超、医療、教育、文化・芸術などへの志向は低い。故郷愛寄附の影響が確認できるのは2024年以降ではないか。

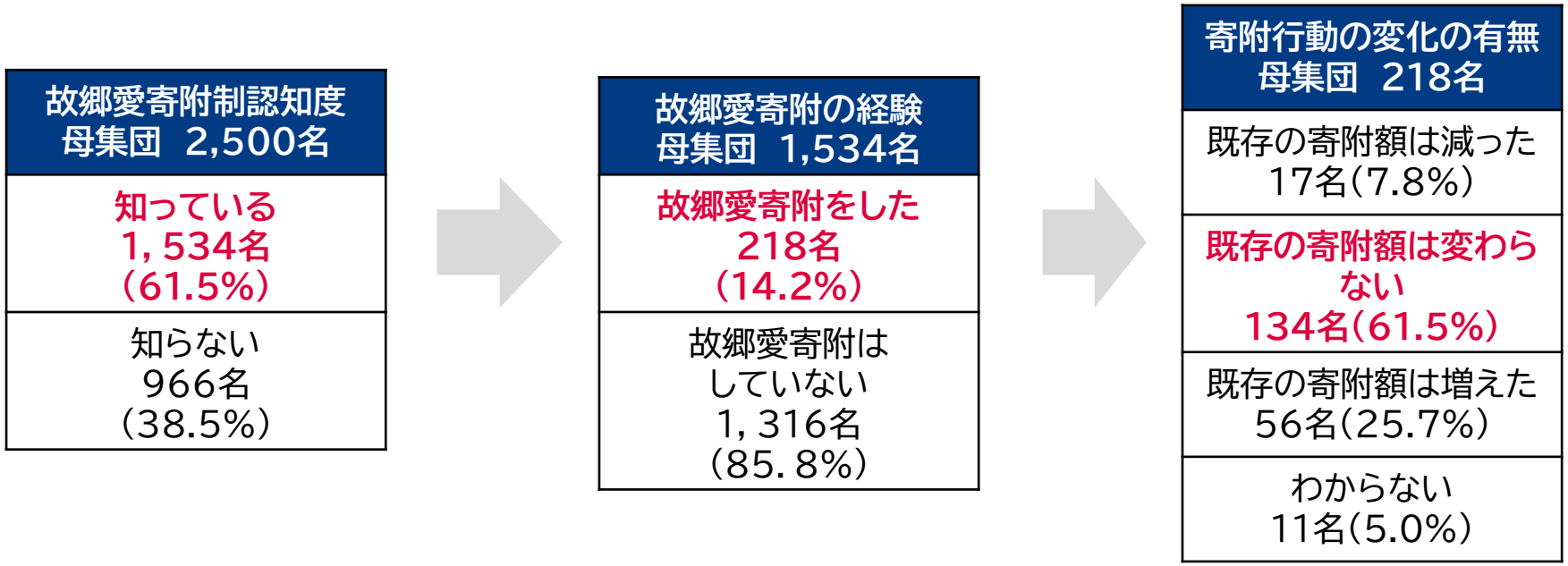




出典）Giving Korea 2024, https://research.beautifulfund.org/22208/
調査実施方法：韓国ギャラップパネルのオンラインパネルをサンプリングフレームに用いたウェブ調査。18歳以上の成人2,500人からの無作為抽出。
実施時期：2024年6月。
個人寄附の動機、寄附先は、2,500人のパネルのうち、2023年に寄附を行ったと回答した1,494人に対して質問した結果。

故郷愛寄附制度の導入が寄附行動に与える影響

- 故郷愛寄附制度導入から約1年半後に実施されたGiving Korea2024（調査時期2024年7月）調査によれば、故郷愛寄附制度の認知度は61.5%だが、うち実際に寄附を行った人は14.2%。
- 故郷愛寄附制度の導入によって、寄附者自身に対し、既存の寄附額に変化があったか（＝故郷愛寄附制度利用による他の寄附先への寄附の減額の有無）を尋ねる設問には、60%超の回答者が「変わらない」と回答。
- 故郷愛寄附制の導入から約1年半後の調査結果であり、「あくまで参考・目安として参照すべき」と注記されている。



出典）Giving Korea 2024, https://research.beautifulfund.org/22208/
調査実施方法：韓国ギャラップパネルのオンラインパネルをサンプリングフレームに用いたウェブ調査。18歳以上の成人2,500人からの無作為抽出。
実施時期：2024年6月。
個人寄附の動機、寄附先は、2,500人のパネルのうち、2023年に寄附を行ったと回答した1,494人に対して質問した結果。

韓国の故郷愛寄附制度実績(2025年)(1/2)

- 全額控除限度額である10万ウォンの寄附比率が9割を超える傾向は前年とあまり変わらない
- 年齢層別に比べると、30～50代の寄附件数がボリュームゾーンで、80%を超えている

寄附金額別件数(2025年)

区分	合計額	10万ウォン未満	10万ウォン	10～20万ウォン未満	20～100万ウォン未満	100～500万ウォン未満	500万～2000万ウォン
2025年 寄附件数	1,392,243	84,242	1,285,665	11,822	7,455	2, 730	329
比率	100%	6.1%	92.3%	0.8%	0. 5%	0.2%	0.02%
2024年寄附件数	773, 626	50, 020	709,212	6,123	5, 476	2, 795	―
比率	100%	6. 4%	91. 7%	0. 8%	0. 7%	0. 4%	―

年齢層別寄附件数(2025年)

区分	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
2025年寄附件数(単位:件)	846	169, 036	485, 436	388, 112	284, 140	57, 071	7, 602
比率	0. 1%	12. 1%	34. 9%	27. 9%	20. 4%	4. 1%	0. 5%

出典)行政安全部「故郷愛寄附金の92%が地方へ、1500億ウォンの故郷愛寄附が均衡発展の起爆剤」、2026/1/30、
https://www.mois.go.kr/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=FILE_00142399u-voqTr&fileSn=1

韓国の故郷愛寄附制度実績(2025年)(1/2)

- 寄附額について、非首都圏自治体への寄附流入額は、約92%を占め、政策の狙いどおり、非首都圏への寄附が順調に行われていることがわかる。
- 人口が減少している脆弱自治体(全国89カ所)への平均寄附額は、全寄附額平均と比べると約1.3倍で、より財政基盤が脆弱な自治体に対して寄附が流入していることが読み取れる。

首都圏・非首都圏の寄附状況比較(2025年)

区分	合計	首都圏⇒首都圏	首都圏⇒非首都圏	非首都圏⇒首都圏	非首都圏⇒非首都圏
寄附金額(億ウォン)	1,515.3	94.6	699.8	23.5	697.3
比率	100%	6.2%	46.2%	1.6%	46.0%

脆弱自治体への寄附状況(2025年)

区分(自治体数)	寄附額(億ウォン)		寄附件数(件)		全国平均との比較(平均寄附額)
	合計	平均	合計	平均	
全体(243自治体)	1,515.3	6.2	1,392,243	5,729	ー
人口減少自治体(89)	675.1	7.6	574,836	6,459	約 1.3倍
非人口減少自治体(137)	620.9	4.5	599,326	4,375	約 0.7倍

出典)行政安全部「故郷愛寄附金の92%が地方へ、1500億ウォンの故郷愛寄附が均衡発展の起爆剤」、2026/1/30、
https://www.mois.go.kr/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=FILE_00142399u-voqTr&fileSn=1

故郷愛寄附制度への違反事例及び措置・対応状況

- 故郷愛寄附金法に違反する行為に対する刑事罰は（現状では）寄附の強制に類するものに限定されており、これらの処罰が行われた事例は未だ確認できていない。
- 返礼品の原産地偽装は法に反する行為であったが、故郷愛寄附金法以外の別の法律により処罰対象となった。
- このほか、品質不良品の提供、地域商品券の不正流通などの問題事例があるが、いずれも故郷愛寄附制度運用に係る自治体の責に帰する整理とはされていない。
- 返礼品の金額上限を超えての提供や、それに起因しての対象自治体指定の取り消し等、日本国内でみられるような事例は未だ公表されたものはない。

主な違反事例

返礼品の原産地偽装 （納入業者による違反）	故郷愛寄附返礼品提供業者として自治体から選定されていた納入業者が、国産原材料と偽り原産地表示法に違反した嫌疑により送致処分。売上高は約6.2億ウォンに及んでいた。（2025年3月） ※故郷愛寄附金法第9条（返礼品の提供）への違反とも整理できるが、本件は原産地表示法により処罰対象となった。
返礼品の品質不良 （納入業者による不良品の提供）	故郷愛寄附返礼品提供業者として自治体から選定されていた納入業者の返礼品の品質クレームにより、自治体は同納入業者との契約の更新を見送った。（2024年1月）
返礼品としての地域商品券の不正流通の摘発 （流通業者による違反）	行政自治部は2023年2月全国232の自治体を対象に、地域商品券の不正流通一斉調査を実施。104件の違反のうち41加盟店を登録除外処分とし、18加盟店に対しては過怠金処分とした。その他軽微な違反に対する行政措置も実施。（2023年2月） ※ただし本件は時期的には故郷愛寄附制度とは直接関係なく、「故郷愛商品券制度」への違反。行政安全部は今後、故郷愛寄附制度の返礼品として扱われることになる地域商品券の不正な取扱いの事前予防として位置づけているものと考えられる。

出典）主に現地報道に基づき三菱総合研究所が整理。

故郷愛寄附制度の認知度

- 同一の研究所（韓国農村経済研究院）が故郷愛寄附制度の認知度について定期的に調査を行っており、制度施行９カ月前から、3カ月前までの期間で、認知度は一定程度は向上
- 2023年末に、農業従事者を対象とした調査では、93.4%が故郷愛制度の存在を認知
- 調査のたびに標本が異なっており、示唆の読み解きには注意が必要

	調査方法	認知度に関する結果	報告書上の示唆等
2022年4月 （施行9カ月前）	調査対象：一般国民 調査期間：2022年4月15日～22日 調査方法：オンライン 有効回答：1000人	故郷愛寄附制度を知っている　15.2% 故郷愛寄附制度を知らない　84.8%	• 2022年4月から8月にかけて認知度は大きく向上している • これには、メディアへの露出拡大と、地方自治体の広報活動が寄与したものと考えられる
2022年8月 （施行3カ月前）	調査対象：満18歳以上の国民 調査期間：2022年8月4日～11日 調査方法：オンライン 標本数：3000人	故郷愛寄附制度を知っている　35% 故郷愛寄附制度を知らない　65%	
2024年	調査対象：農業従事者 調査期間：2023年12月4日～14日 調査方法：KREI通信員・レポーター 有効回答：1027人（回収率40.1%）	故郷愛寄附制度を聞いたことがある　30.4% 故郷愛寄附制度についてある程度知っている　47.9% 故郷愛寄附制度について詳細に知っている　15.1%（認知度計93.4%）	• （調査対象は農業従事者に限られての結果であり）国民全体の一層の認知度向上が必要 • このほか、「企業寄附制度の検討、寄附限度の引き上げ、税額控除引き上げ、民間事業者の返礼品参画の許容などが必要」と結論付け

出典）
韓国農村経済研究所、、「故郷寄附制活性化のための課題」（2022.8.1）　https://repository.krei.re.kr/bitstream/2018.oak/29303/1/P284.pdf
同上、KREIイシュープラス「故郷愛寄附制施行から1年、成果と課題（2024.1.2）　https://repository.krei.re.kr/bitstream/2018.oak/30644/1/PRP010.pdf

韓国現地調査を通じて得られた主な知見(1/3)

- **日本の制度からの学び・弊害を避ける後発者としての工夫**
 - 韓国は故郷愛寄附制度の導入にあたって日本のふるさと納税制度を熱心にベンチマークし、「官製通販化」「地域間格差の拡大」「民間PFへの依存の固定化」等、日本で顕在化している弊害を避けるよう、「抑制的」に制度を設計された。
 - 「国から地方への財政調整移転」の新たなツールとしてはうまく設計・機能させているとの肯定的な印象を各自治体・専門家ともに持っている。また、故郷愛寄附制度の一層の活性化は現政権の地方分権・地域均衡発展のアジェンダにも整合することから、導入当初の抑制的な制度設計は緩和の方向に向かっている。
 - ただし、一部の有識者からは、制度緩和に伴う返礼品競争過熱の懸念や自治体の自立的発展への効果に対する疑問も挙げられる。
- **寄附文化毀損の懸念に関する議論の方向性**
 - 制度導入から3年が経過し、「寄附」本来の趣旨や「故郷愛」からも逸脱した運用が行われている実態が認識・懸念されている一方、自治体間の受入額競争に否応なく対応せざるを得ない自治体の苦心が確認された。
 - とりわけ、一般会計からの必要経費支出は、故郷愛寄附制度が目指す地域の自律的発展の方向性とは到底相容れず、競争コストの透明化やルールの明確化・厳格化を求める意見もある。
 - 返礼品に動機づけられる故郷愛寄附制度の活性化により、NPO/NGOへの寄附が減るのか、寄附全体の純増に寄与するのかについては検証できていない段階である。
- **民間プラットフォームの開放状況等**
 - 2024年12月に民間プラットフォーム運営者が行政安全部の公募によって7社選定され、その後も数社が選定されている。
 - 故郷愛寄附制度独自の選定基準は公開されていないが、主に個人情報保護管理体制認証の取得などが条件となっている、デジタルサービス(民間)開放参加企業公募要領を流用していると推測される。
 - 人気返礼品を紹介するタブだけでなく、GCFの運用状況・募金状況などもリアルタイムに表示されるなど、返礼品PR一辺倒にならない一定の工夫は行われている(WeGiveの例)。

韓国現地調査を通じて得られた主な知見（2/3）

- **地方均衡発展政策の方向性と故郷愛寄附制度の効果**
 - 地方均衡発展政策の推進は李在明政権の主要アジェンダであり、地方自治・財政分権を推進するタスクフォースが立ち上がっている。国・地方の財政配分比率は現状の7.5：2.5から、最終的には6：4を目指している。
 - 故郷愛寄附制度はその目標達成の一手段として位置づけられ、国政課題として拡大が目指されている。一方で、他の財政調整に比べるとインパクトはきわめて限定的であり、議論の俎上にも上がらないのが現状である。
- **企業版故郷愛寄附制度導入に関する議論の動向**
 - 故郷愛寄附制度に企業版を設けるべきとの議論は断続的に発議されてきたが、賛否両論の状況にあり、着地点を見出すには時間を要する見込み。
 - 日本での企業版ふるさと納税が制度普及の起爆剤になったかのような誤認があるほか、具体の制度設計にまで踏み込んだ議論は行われていない。
 - 現政権および行政安全部の検討の方向性としては企業版解禁の方向性にあるように見受けられるが、その場合でも、寄附先自治体の限定、寄附対象事業の特定、企業による寄附先自治体事業への参画制限などの設計が必要と整理されている。
- **GCFのポテンシャルと良好事例**
 - 故郷愛寄附制度は2024年2月に法改正を行い、指定寄附制度（GCF）を追加的に導入した。ただし現状において、一般寄附と指定寄附の間に、寄附者に対する税制優遇の差はない。GCF導入により、寄附者は自らが望む事業を指定して寄附を行うことができ、自治体は指定された事業内容以外には寄附金を使用できないため資金使途の透明性が高まることが期待できる。
 - 「法に定められた4つの目的のうちいずれかに合致する用途で寄附金が使われるが、具体的には不明」という状況から、寄附者が選択権を持つことで、より参加・貢献の意識に訴えかける仕組みになった。
 - 多くの寄附を集め、注目される自治体では、指定寄附事業の企画力、マーケティング力が発揮され、魅力あるGCF事業がいくつか生み出されている。

韓国現地調査を通じて得られた主な知見(3/3)

寄附文化の背景の差

- 寄附・ボランティア文化研究の専門家である光云大の鄭教授によれば、故郷愛寄附制度導入後の調査でも、寄附の動機は市民としての責任・公共性(32.7%)、利他による幸福(28.7%)、宗教感(18.2%)、職場での募金参加(10%)の順で、節税目的は少数である(GivingKorea2024の結果とも概ね一致)。
- 背景には「現場の小粒な課題を政府が効率的に解決することはできない」という効率性の議論に加え、「政府がすべての課題を解決できるわけがない」という政府への一定の不信感がある一方で、集団主義的なボランティア参加の仕組み、ボランティア参加を加点対象とする学校成績・入試等の制度なども寄附・ボランティアを促している。

首都圏への財政負担偏重に係る議論

- 首都圏と地方の財政格差問題に対しては、首都ソウル市にのみ不交付の地方交付税制度のほか、地方消費税、地方相生発展基金、総合不動産税、国家補助金の補助率差など、すでに多種類の財政調整措置が取られている。
- ソウル市はこれら財政調整は過度に差別的なものと受け止めており、福祉財源や首都機能維持財源の不足に危機意識を募らせている。2025年12月に「地方教育財政交付金法」改正を国に対し建議する件が市議会で可決された。
- ただしソウル市は東京都とは異なり故郷愛寄附制度に参加しており、地域の福祉に資するなど目的が法に定められている故郷愛寄附制度に企業版ができれば、企業からの寄附が惹きつけられるとの期待を持つ立場である。

韓国現地調査を踏まえたふるさと納税制度への示唆

- **より健全な寄附制度に向けた議論。**
 - 韓国では、返礼品競争の過熱から脱却する寄附インセンティブの在り方の検討が開始されているところ
 - 故郷愛寄附制度の理念に立ち返っての、寄附の使途の適正な公開や、寄附先を消滅危機自治体に限る等、専門家のアイディアは今後検討が進む可能性があり、日本での寄附制度の在り方を考える上での参考となる

視点	方向性	備考（期待効果・取り組み事例等）
法に定める「地域均衡発展」の理念との整合	• 寄附先を人口減少/消滅危機自治体に限定（鄭教授）	• 過去に議員立法提案に含まれていた
	• 寄附先から広域市等の大都市を除外する（鄭教授）	• 研究報告書等に案としての記述あり
法に定める「健全な寄附文化醸成」の理念との整合	• （一定規模の自治体について）指定寄附制度（GCF）による寄附の活性化（段階的義務付け） • 寄附金の使途の公開義務付け（大田市中区ほか）	• 用途を定めない一般寄附に比べ、指定寄附（GCF）は、使途の選択意識・透明性を高め、寄附者の納得感・貢献意識を高めることにつながる • GCF企画により、自治体の企画力・自律力を高めることも期待できる
	• 返礼品に依存しない寄附インセンティブの設計（大田市中区、全羅南道、鄭教授ほか）	• 地方出身者を対象としたコミュニティの形成を基盤として寄附につなげる取組（全羅南道）や、名誉市民認定（済州島、大田市中区）、寄附金利用状況の定期報告（済州島）等の良好事例がすでに生まれている
法に定める「地方分権」の理念との整合	• （一定条件下での）一般会計からの運用費支出の制限・禁止（大田市中区ほか）	• 現在は禁止規定なし。一般会計からの運用費を拠出してまでの寄附募集は、地方自治体の財政の脆弱化につながり地方の力を削ぐ懸念。

3. 都民の「ふるさと納税」利用の実態調査

実態調査の位置づけ

- **本調査では、都民のふるさと納税の利用実態に関する基礎情報を整理するとともに、課題点に対する認識や意識の有無によって制度の捉え方が異なるかを検証する。**
- **得られた結果をもとに、制度の改正・廃止に向けた今後の対応課題に関する示唆を得る。**

1 都民のふるさと納税制度の利用実態の把握

- アンケート結果を単純集計・クロス集計し、都民によるふるさと納税の利用実態の基礎情報を整理
- 「ふるさと納税に対する課題意識の有無で、今後の利用意向に差がある」という仮説を検証するため、都民の制度理解・課題認識と今後の利用意向に関して集計を実施

2 ふるさと納税に関する情報を与えることによる意識・行動変容効果の検証

- 「ふるさと納税の課題を知らせることで、意識・行動変容の効果が一定程度ある」という仮説を検証するため、RCT（ランダム化比較実験）を実施し、介入効果の有無を検証
- それに加えて、介入効果の異質性を評価し、属性ごとの介入効果の大きさを推定・比較

3 ふるさと納税廃止に向けて必要なアクションの検討

- 「控除額、返礼品金額、ワンストップ特例有無の各条件を変更した際、利用意向がどのように変動するか」を検証し、ふるさと納税の段階的廃止に向けた具体的なアクションプランを検討
- 「『制度廃止時』および『寄附金控除手続きのみを緩和（簡素化）した時』に、どの程度寄附者層が維持されるか」を検証し、ふるさと納税廃止後の寄附文化の持続可能性及び寄附文化維持のための施策の方向性を検討

調査項目(1/6)

- **実態調査項目は下記の通り。**

調査区分	調査項目	選択肢	設問意図・留意点
スクリーニング	令和6年中のふるさと納税利用実績(SA)	有/無	【設問意図】回答者が本アンケートの対象者に該当するかのスクリーニングのために設定
回答者情報	ふるさと納税以外の寄附実績(SA)	有/無	【設問意図】ふるさと納税以外の寄附利用動向を把握
	ふるさと納税以外の寄附を実施した動機(MA)	社会の役に立ちたいと思ったから/町内会・自治会の活動の一環として/職場の取組の一環として/知人や同僚などからの勧め/自分や家族が関係している活動への支援/社会的に評価されるため/自分が関心のある社会問題の解決に必要だから/所得税が軽減される制度があるから/その他	
	個人所得(SA)	100万円未満/100-200万/200-300万/300-400万/400-500万/500-600万/600-700万/700-800万/800-900万/900-1,000万/1,000-1,500万/1, 500－2, 000万/2,000万超/わからない/答えたくない	【留意点】100万未満と回答したサンプルについては住民税非課税のため無効回答で処理 【設問意図】所得別のふるさと納税の利用実態及び今後の利用意向の差を把握

実態調査項目(2/6)

- **実態調査項目は下記の通り。**

調査区分	調査項目	選択肢	設問意図・留意点
ふるさと納税の利用実態	ふるさと納税の寄附金総額(SA)	1-5,000円/5,001-10,000円/10,001～30,000円/30,001-50,000円/50,001円-70,000円/70, 001－100, 000円/100,001-150,000円/150,001-200,000円/200,001-300,000円/300,001-500,000円/500,001-1,000,000円/1,000,001円超	【留意点】所得別の限度額概算を提示し、回答離脱や誤回答を回避
	寄附金総額の決定理由(MA)	控除額の上限額であったため/応援したい地域に対する応援度を表すため/欲しい返礼品を獲得するために必要な金額であったため/その他	【留意点】単純集計を基本とし、自由回答(FA)は必要に応じて整理・集約する。
	ふるさと納税に係る確定申告の有無(SA)	確定申告で申告した/ワンストップ特例制度を利用した/制度上の手続きを行っていない(申告を忘れていた　など)	【設問意図】 ・ふるさと納税者のうちワンストップ特例制度の利用率を把握

実態調査項目(3/6)

- **実態調査項目は下記の通り。**

調査区分	調査項目	選択肢	留意点・設問意図
ふるさと納税の利用実態	寄附先自治体数(SA)	1/2/3/4/5/6/7/8/9/10以上	【留意点】ワンストップ特例利用と回答した場合は回答が5自治体以内となるように制御
	都内の自治体へのふるさと納税経験の有無(SA)	有(現在の居住自治体)/有(現在の居住自治体以外)/無	【設問意図】ふるさと納税者のうち、東京都に寄附を行っている層を把握
	返礼品(MA)	肉/魚介・海産物/米・パン/果物・フルーツ/野菜/卵・乳製品/酒・アルコール/飲料・ドリンク/菓子・スイーツ/麺/総菜・加工品/調味料/家電製品/旅行券・チケット/雑貨・日用品/美容/装飾品・工芸品/花・観葉植物/定期便/その他	【留意点】単純集計を基本とする
	返礼品が伴わない寄附の実施有無(ふるさと納税/それ以外)(MA)	実施有(災害復興に係る寄附)/実施有(その他)/実施無	【留意点】災害復興に係る寄附は特出しで把握
ふるさと納税利用理由	ふるさと納税を利用した理由、及び最も重視した理由(MA/SA)	税金の負担軽減/地元自治体の応援/家族・友人が住む自治体の支援/特定の自治体の政策・取組の支持/災害復興支援/地域の農業支援/地域の観光支援/地域産業振興支援/地域課題解決/周囲の人の勧め/返礼品が魅力的/その他	【設問意図】MA回答のうち、最も重視した理由をSA形式で選ぶことで利用理由をより明確にする

実態調査項目（4/6）

- **実態調査項目は下記の通り。**

調査区分	調査項目	選択肢	留意点・設問意図
ふるさと納税に関する認知	ふるさと納税先における寄附金の使途について把握しているか（SA）	すべての使い道を把握している/一部の使い道を把握している/使い道を知らない	【設問意図】 年代/所得とクロス集計を行い、回答傾向の差を把握
	ふるさと納税制度の理解度と課題意識（SA）	よく理解している/どちらかといえば理解している/どちらともいえない/あまり理解していない/全く理解していない	【設問意図】 ・ふるさと納税制度に対する理解度と課題意識を把握 ・クロス集計の軸として用い、利用傾向や今後の利用意向の違いを分析する
	ふるさと納税制度に対する課題意識（SA）	とても課題がある/どちらかといえば課題がある/どちらともいえない/あまり課題はない/まったく課題はない	
	ふるさと納税制度における課題認知（SAマトリクス）	受益と負担の関係という地方税の原則を歪めている/見返りを求めない「寄附」とはかけ離れた利用が常態化している/寄附受入額において自治体間格差が生じている/寄附額の5割が返礼品等のコストとして流出している/ワンストップ特例制度により地方から国への財源の移転が生じている × 課題として知っており、自身にも関係がある/課題として知っているが自分とは無関係である/聞いたことがある/知らない	【設問意図】 ・ふるさと納税制度の課題に関する具体的な事項について、課題意識を把握

実態調査項目（5/6）

- **実態調査項目は下記の通り。**

調査区分	調査項目	選択肢	留意点・設問意図
ふるさと納税に関する認知	ふるさと納税の利用を周囲に勧めたいか（SA）	とても勧めたい/どちらかといえば勧めたい/どちらともいえない/どちらかといえば勧めたくない/全く勧めたくない	【留意点】 ・設問の前にRCTによる介入を行う 【設問意図】 ・自身の今後の利用意向よりも周りに勧めたいかを聞いた方が、RCTの効果を測定しやくなると考慮
	今後もふるさと納税を利用したいと思うか（SA）	とても利用したい/どちらかといえば利用したい/どちらともいえない・現状維持/どちらかといえば利用したくない/全く利用したくない	【留意点】 ・設問の前にRCTによる介入を行う 【設問意図】 ・介入による意識変容への効果を測定
	ふるさと納税制度を見直した場合の利用意向（SAマトリクス）	控除額：22,000円/16,000円/10,000円/4,000円/なし 返礼品額：6,000円/3,000円/なし ワンストップ特例制度：なし × とても利用したい/どちらかといえば利用したい/どちらともいえない・現状維持/どちらかといえば利用したくない/全く利用したくない	【設問意図】 ・ふるさと納税制度の控除額、返礼品、ワンストップ特例をそれぞれ見直した場合の利用意向に与える影響を把握

実態調査項目（6/6）

- **実態調査項目は下記の通り。**

調査区分	調査項目	選択肢	留意点・設問意図
ふるさと納税に関する認知	ふるさと納税に必要な見直し（MA）	返礼品の割合や控除の仕組みを見直して、返礼品競争を抑え「寄附」本来の形に近づける/控除額の上限を引き下げて、高所得者と低所得者の控除の差を小さくする/ワンストップ特例制度の廃止とともに、自治体の税収が減らないように補う仕組みにする/寄附先を、寄附者ではなくその居住地の自治体が指定できるようにし、自治体間の競争や格差を是正する/ふるさと納税以外の寄付金控除対象寄附金の周知/制度見直しは不要であり、今のままでよい/その他/わからない・特に意見はない	【留意点】 ・東京都で検討が進められている改良案を踏まえて選択肢を設定
	ふるさと納税制度以外の寄附意向（SA）	とても行いたい/どちらかといえば行いたい/どちらともいえない/どちらかといえば行いたくない/全く行いたくない	【設問意図】 ・ふるさと納税以外の寄附制度の利用意向を把握
	控除手続きを緩和した場合のふるさと納税制度以外の寄附意向（SA）	とても行いたい/どちらかといえば行いたい/どちらともいえない/どちらかといえば行いたくない/全く行いたくない	【設問意図】 ・控除手続きを緩和した場合に、寄附意向を示す層がどの程度いるのかを把握
	寄附を行う場合に、寄附したいと思う分野	保健・医療・福祉/教育・研究/まちづくり・まちおこし芸術・文化・スポーツ/自然・環境保全/災害救助支援地域安全/人権・平和/国際協力・交流/子ども・青少年育成/その他	【設問意図】 ・ふるさと納税制度を廃止した場合に、どのジャンルへの寄附額が増加しうるかを把握

アンケート回収結果

- **スクリーニング調査、本調査の最終回収件数は以下の通り。**

回収条件　：ふるさと納税経験のある東京都民10,000人

　　かつ、各年代（20代、30代、40代、50代、60代以上）で最低400件、目標800件

実査期間　：2025年12月17日（水）～12月23日（火）

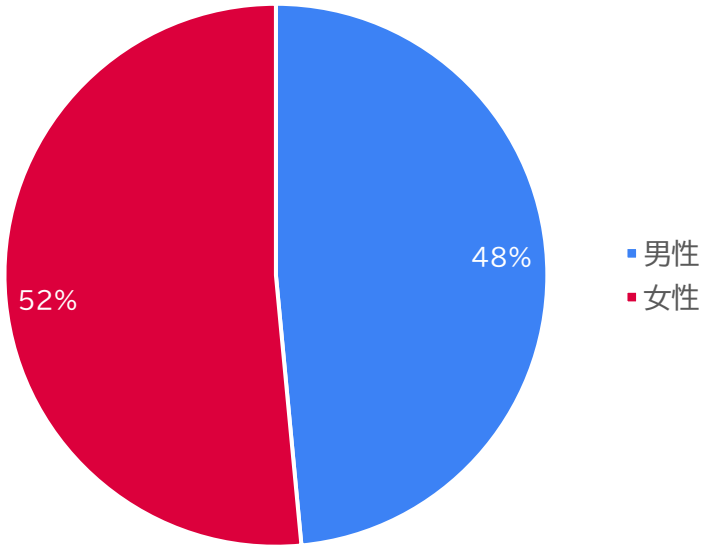
		回収数
スクリーニング調査		48,353件
	ふるさと納税経験あり	16,805件
	ふるさと納税経験なし	31,548件
本調査		10, 286件
	20代	746件
	30代	2,035件
	40代	2,477件
	50代	2,849件
	60代以上	2,179件

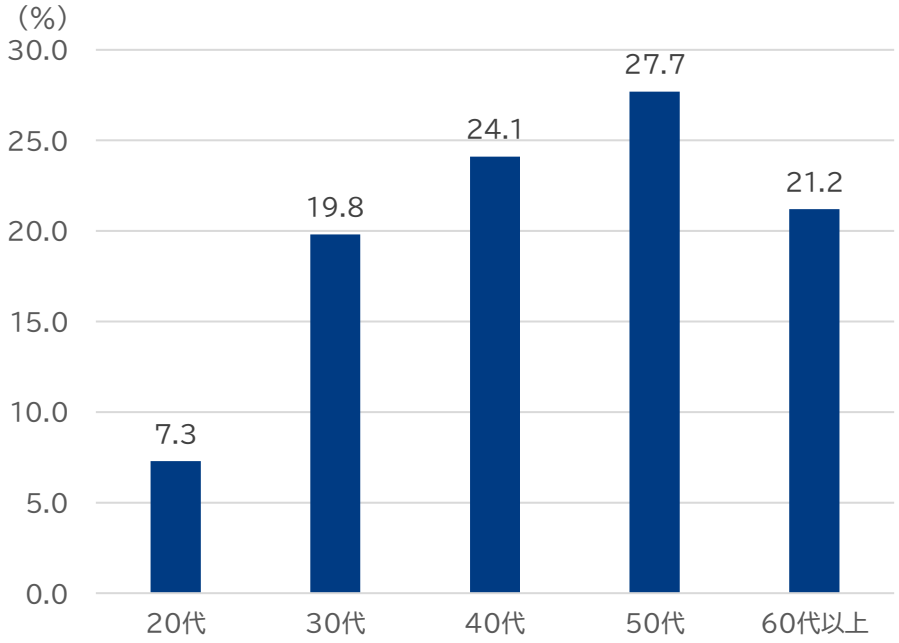
※　スクリーニング調査回答者のうち、ふるさと納税の経験がある方のみ、本調査へ移行する。本調査の回答者数とSC調査のふるさと納税経験者数とで差が生じているのは、本調査段階での離脱者が発生したためである。

集計結果（抜粋） 回答者属性【性別/年代】

- 性別については、スクリーニング設問とは異なり、本設問では女性の回答割合が過半数を占めた。
- 年代については全体としてスクリーニング設問と同様の傾向であったが、過半数を占める年代は、スクリーニング設問では50代・60代であったのに対し、本設問では40代・50代であった。

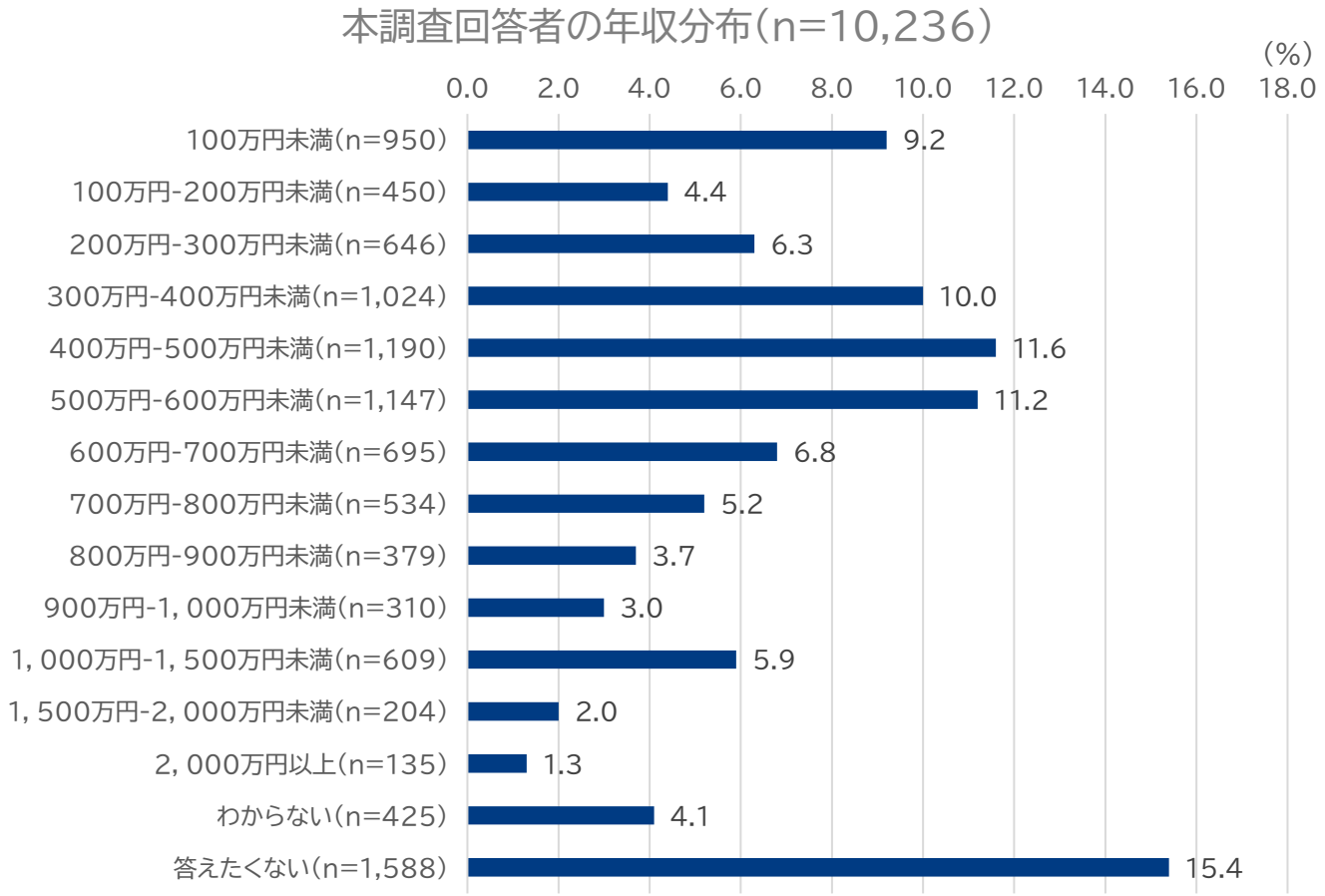
本調査対象者の性別・年代構成（n=10,286）





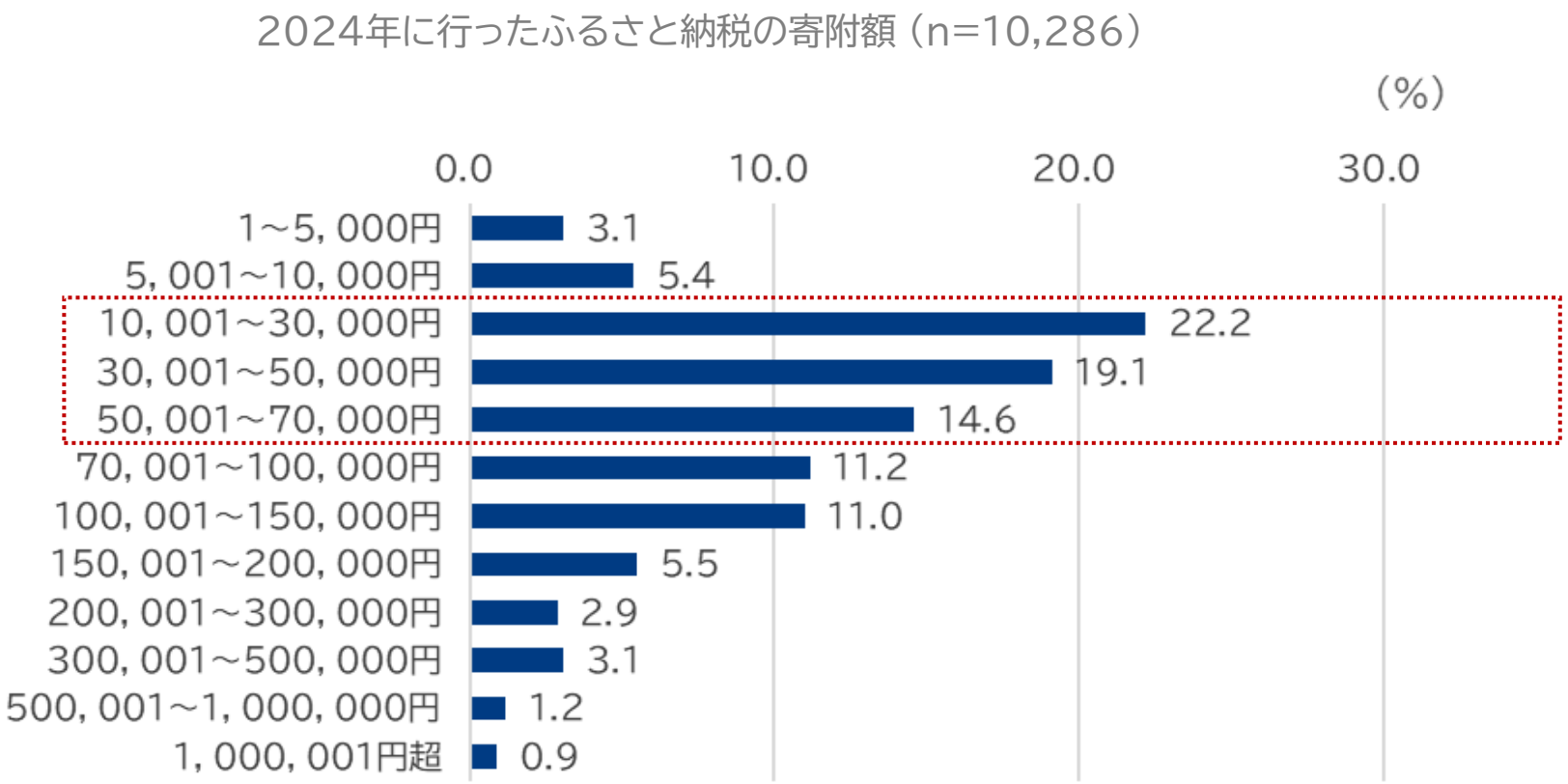
集計結果（抜粋）　回答者属性【個人所得】

- 年収が高いほどふるさと納税の実施率が高くなる傾向にあるため、スクリーニング調査と比較すると、本調査では年収100万円未満の層の割合が低く、年収300万円以上の回答割合が相対的に高くなっている。



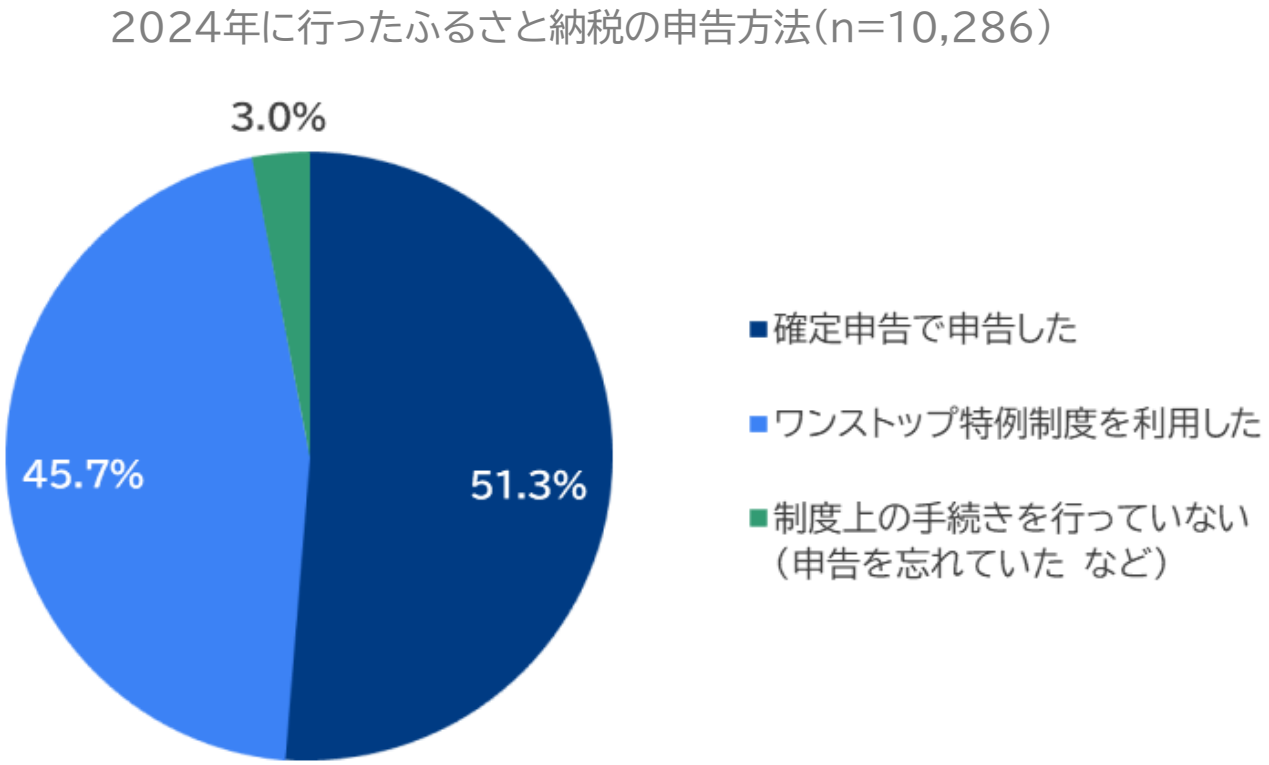
集計結果（抜粋）　ふるさと納税の寄附金額

- 寄附金額は10,001円～70,000円の層が全体の過半数を占める結果となった。
- 中でも10,001円～30,000円の回答割合が最も高く、本調査におけるボリュームゾーンとなっている。



集計結果（抜粋）　ふるさと納税の申告方法

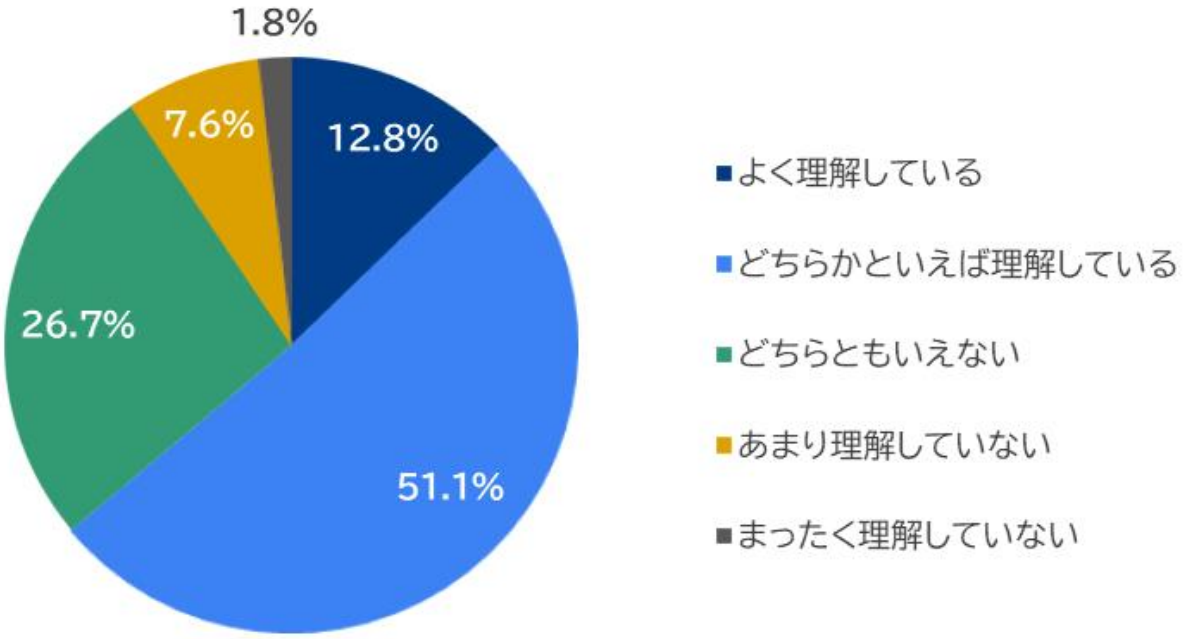
- **申請方法については確定申告と回答した割合が最も高かったが、ワンストップ特例制度の利用者も少なくなく、相当の割合を占めている。**



集計結果（抜粋）　ふるさと納税制度への理解度

- **制度の理解度については「よく理解している」「どちらかといえば理解している」の回答割合が合計で60%を超えており、制度の趣旨を理解して利用している層が多数を占めていた。**

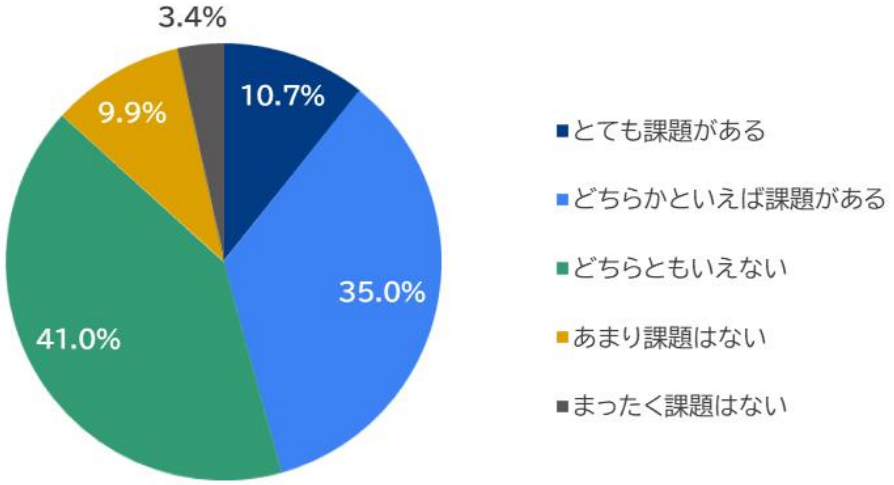
ふるさと納税の目的や制度に対する理解度（n=10,286）



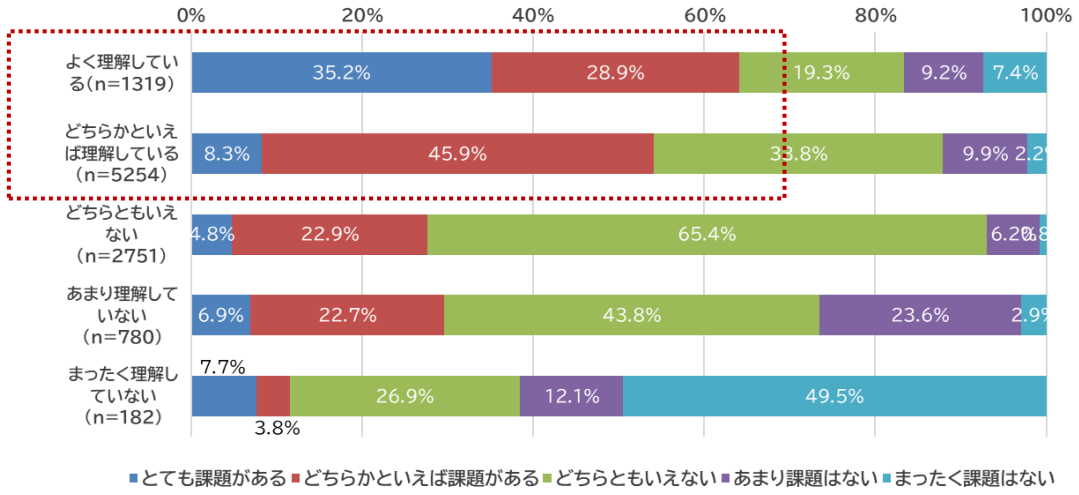
集計結果（抜粋）　ふるさと納税制度に対する課題意識

- 制度に対する課題意識については「とても課題がある」「どちらかといえば課題がある」の回答割合は45%程度であった。
- また、ふるさと納税の理解度との関係性に注目したところ、ふるさと納税制度の理解度が高い層ほど、制度に対する課題を認識している割合が高くなる傾向が見られた。

ふるさと納税制度に対する課題意識の有無（n=10,286）

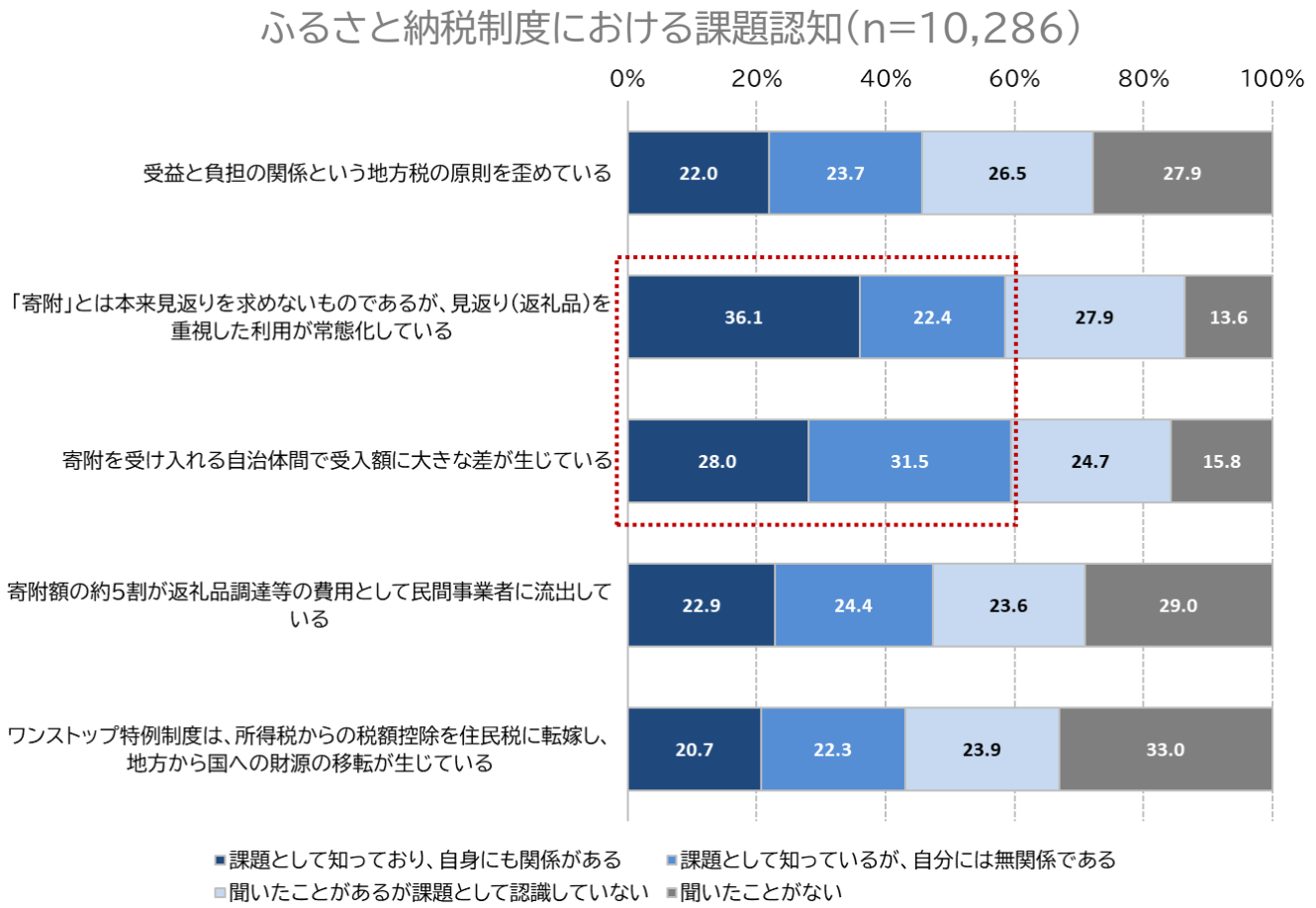


ふるさと納税の目的や制度に対する理解度×
ふるさと納税制度に対する課題の有無（n=10,286）



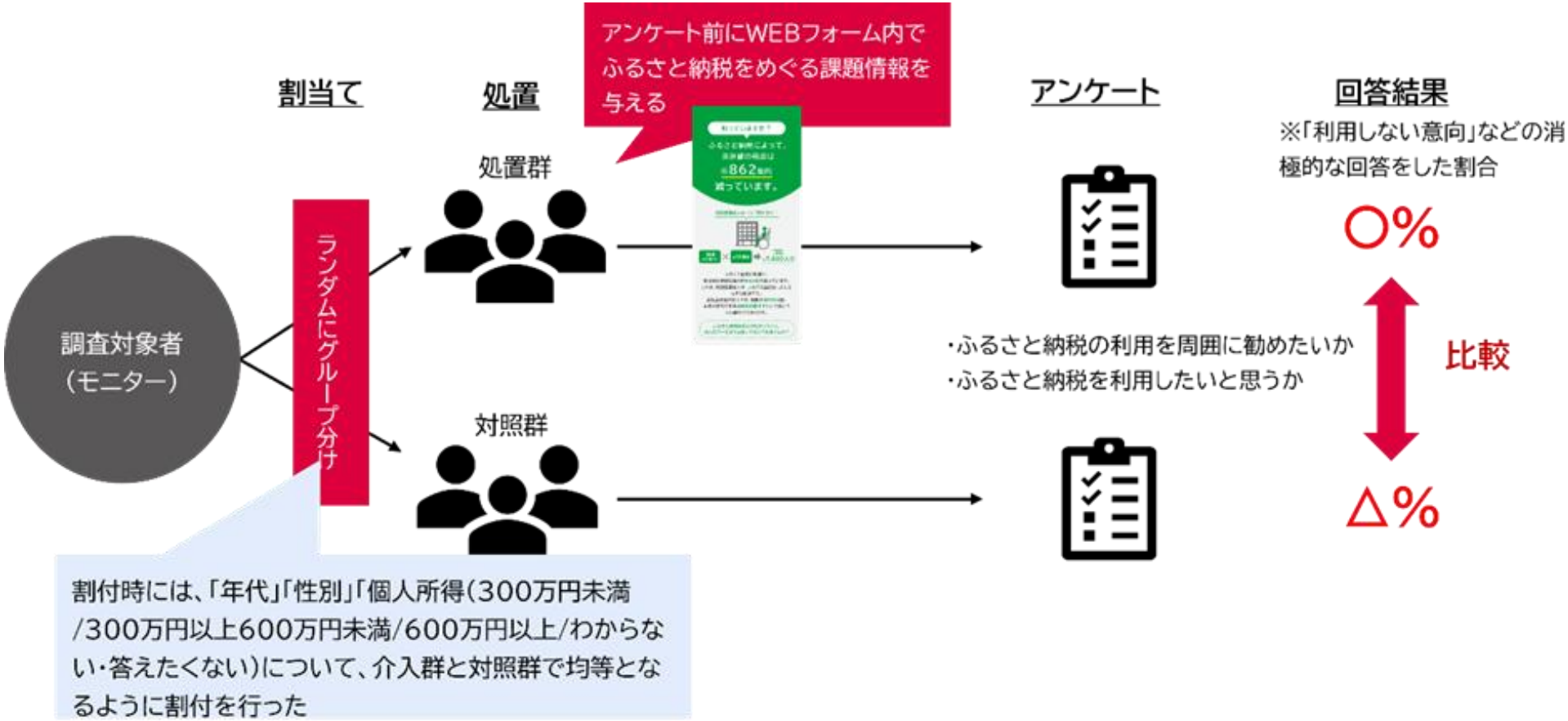
集計結果（抜粋） ふるさと納税制度の各課題に対する認識

- 「寄附本来の姿から離れていること」や「自治体間に受入額の差が生じていること」といった課題を認知している割合は過半数を超えていた。
- 特に「寄附本来の姿から離れていること」について、自分事として課題意識を持つ回答者が多かった。



ランダム化比較試験（RCT）の実施方法

- 実態調査の主たる目的は都民のふるさと納税利用の実態把握であるが、**適切な寄附文化の醸成**に向けては、望ましい税制の在り方検討に加え、**納税者の意識・行動変容促進も重要な要素**といえる。
- 実態調査上で、ふるさと納税に関する課題意識を提示（将来的な都民への発信を見据えた分かりやすいもの）し、ふるさと納税の推奨意向や利用意向への効果を検証（ランダム化比較試験（RCT））する。



ランダム化比較試験（RCT）介入内容

- 本実態調査では、RCTでの介入情報として税流出を強調したパターンを採用し、処置群にのみ情報として与える処理を行った。

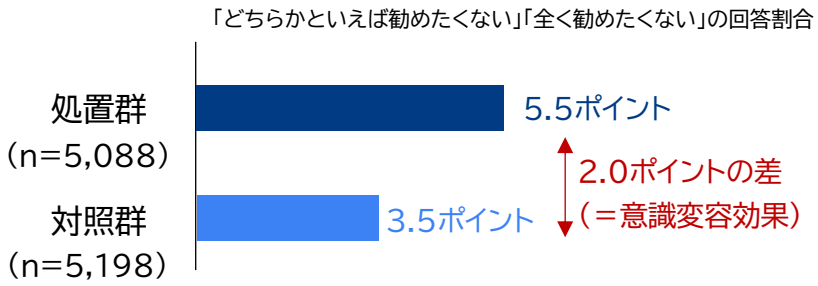


ランダム化比較試験（RCT） 分析結果

- 「推奨意向」および「今後の利用意向」に関する設問について、消極的回答の割合（「どちらかといえば利用したくない」「利用したくない」等）の差をカイ二乗検定により検証したところ、**5%水準で統計的に有意な差（＝偶然この差が生じる確率が5%未満であること）が確認**された。
- その結果、介入効果の推定値は、意識変容において2.0ポイント、行動変容において0.7ポイントであった。

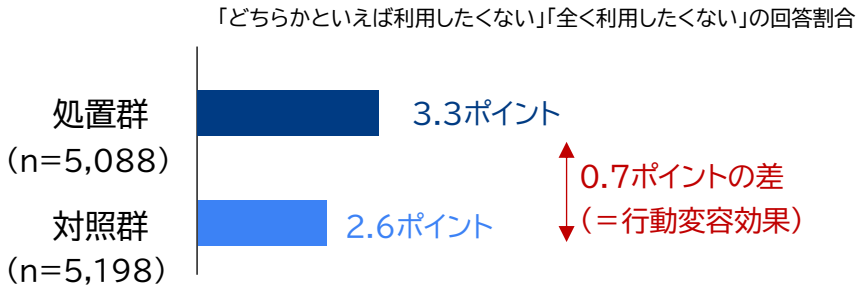
☞ 介入を行うことで、2%の確率でふるさと納税利用に対するネガティブな意識を持つようになり、0.7%の確率で今後のふるさと納税の利用をやめることが示唆された。

《推奨意向（＝意識変容効果）》



自由度	1
カイ二乗値	24.54
p値	0.0000007

《今後の意向（＝行動変容効果）》



自由度	1
カイ二乗値	4.37
p値	0.037

ランダム化比較試験（RCT）追加分析　異質性評価方針

- 本介入により、意識および行動変容の効果は一定程度確認されたものの、全体としての効果量は小さく、効果が一部の層に限定的である可能性が示唆される。そのため、属性ごとの違いに着目し、効果の異質性（どのような属性を持つ層に介入が効果的か）を詳細に分析する。
- 具体的には、Causal Forestというモデルを用いて、介入効果が最大化する属性（ターゲット層）の特定を試みる。

STEP1：モデルの構築 ⇢ STEP2： 各変数の影響度/条件付き平均処置効果の確認

モデルインプット

User ID	性別	年代	ふるさと納税の理解度	ふるさと納税の課題意識	個人所得
1	男	20	とても理解している	とても課題である	300万円-400万円未満
2	男	30	どちらかというと理解している	どちらかというと課題である	800万円-900万円未満
3	女	30	どちらでもない	どちらでもない	1,000万円-1,500万円未満
4	女	40	全く理解していない	とても課題である	2,000万円以上

モデルの構築

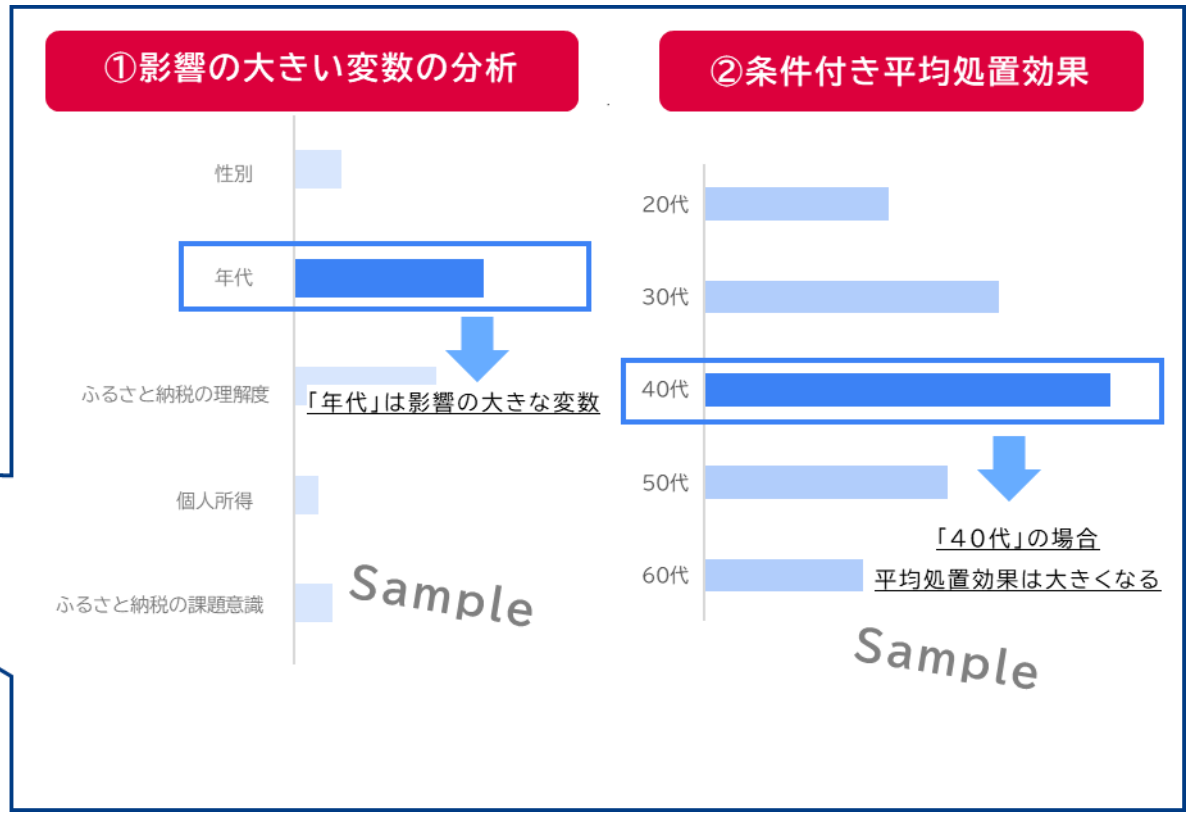
変数の組合せ（属性）が、介入による効果（処置効果）に与える影響を分析

AI

予測の実施

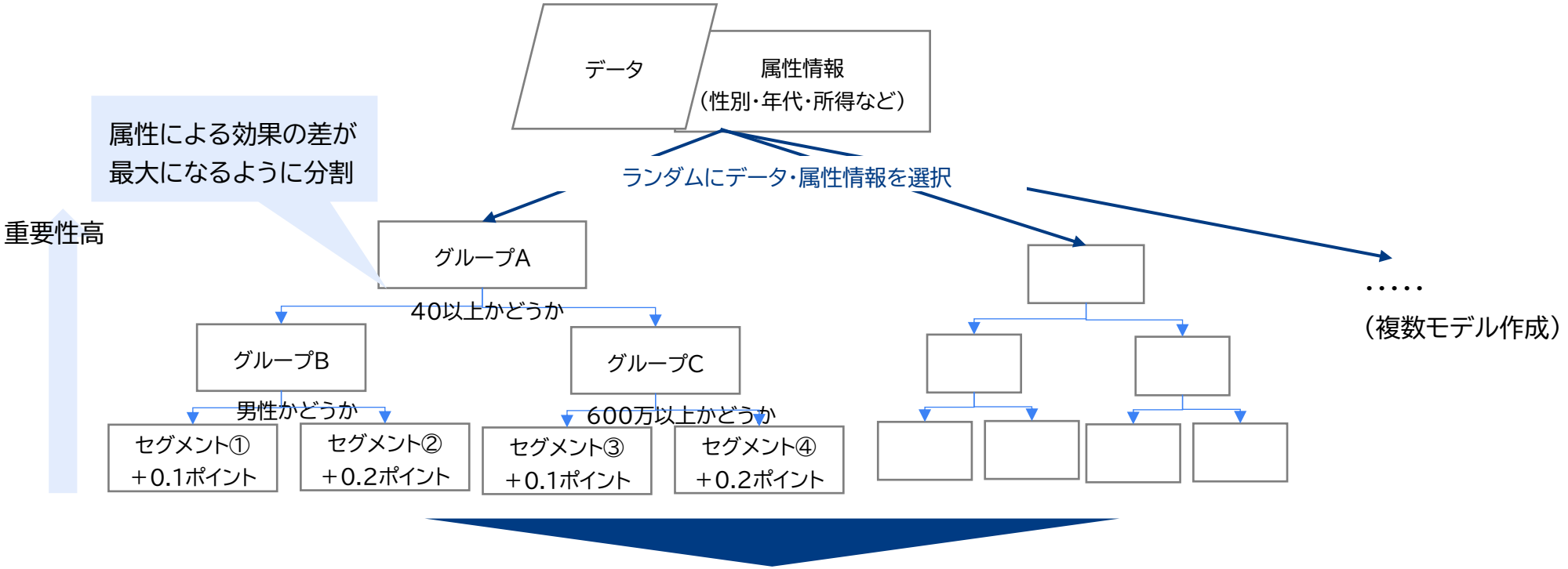
モデルアウトプット（イメージ）

User ID	ITE（個別処置効果）
1	0.8
2	0.7
3	0.2
4	0.4



Causal Forest　分析ロジック

- Causal Forestは、処置群・対照群による「効果の差」が最大となる属性の組合せを探索し、個別の効果を推計する分析手法である。その分析プロセスでは、効果の差異を生む最も影響力の大きい変数から順に条件分岐を繰り返す。
- 分岐の初期段階（上位）で選択される変数ほど「効果の個人差を決定づける重要な要因」とみなすことができ、最終的に各属性が成果に与える影響の大きさを定量的に評価することが可能。



アウトプット

① 生成した複数モデルの推計値を統合（平均化）し、セグメント（複数属性の組合せ）ごとの効果量を算出

② モデル生成の過程に基づき、効果の個人差を生む要因として、各属性がどれほど重要かを相対的に評価

Causal Forest分析結果　まとめ

- 介入による全体的な効果は限定的であったため、属性間での効果量の差もさほど大きくなかった。しかし、年代やふるさと納税制度への理解度・課題意識は、意識変容および行動変容において相対的に重要な変数であることが確認された。
- ナッジの効果に着目すると、50代以上の層に対して、有意な結果が得られた。このことから、ナッジによる行動変容を目的とする場合は、配信対象者の身近な例を用いるなど、自分事化させる工夫が必要であるといえる。

《意識変容効果》

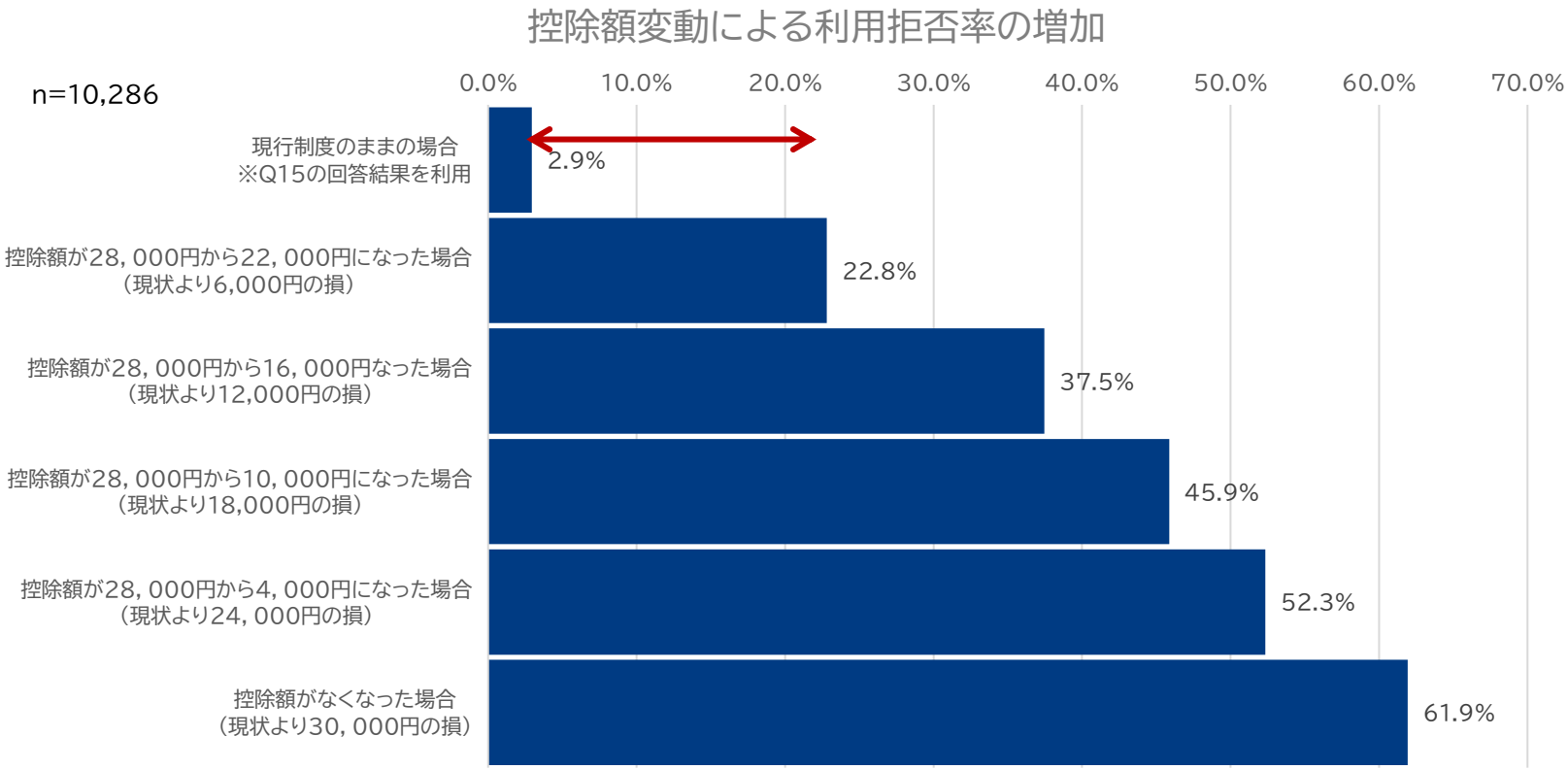
年代	ふるさと納税の理解度	ふるさと納税への課題意識	性別	個人所得
20代～50代（ほぼ同じ効果）	理解していない	どちらかといえば課題がある	女性	300万円未満

《行動変容効果》

年代	ふるさと納税の理解度	ふるさと納税への課題意識	性別	個人所得
50代以上	どちらともいえない	どちらかともいえない	女性	300万円未満 600万円以上

受容度分析 ＜控除額操作ケース＞

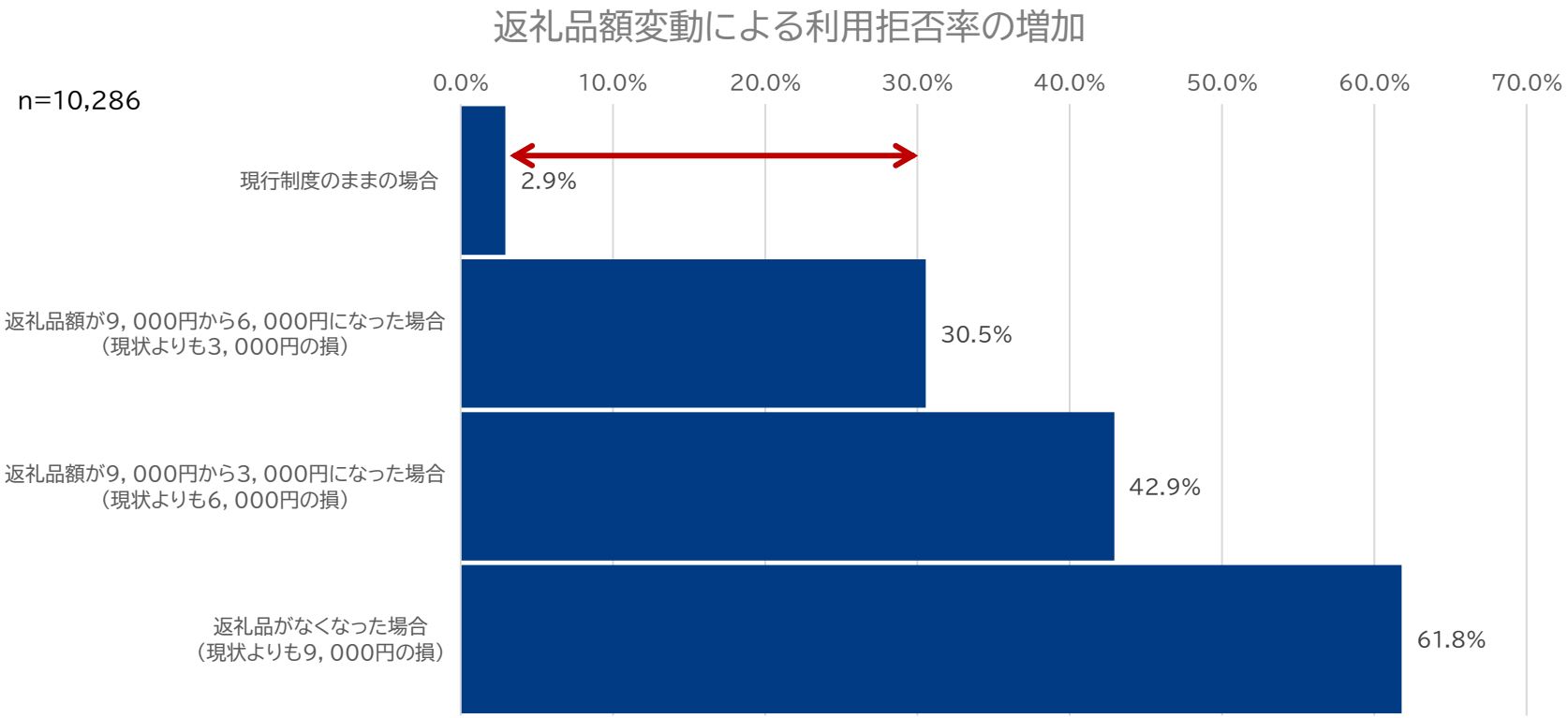
- 控除額を変動させた際の受容度について、現行制度（控除額が28,000円）から控除額が6,000円減少した場合の利用拒否率*が22.8%と、控除額を変動させた場合の中で、最も大きく拒否率が増加した。
- それ以降は、6,000円ずつ控除額が減額されるに従って、+14.7pt、+8.4pt、+6.4ptと、利用拒否率は逓増し、控除額がなくなった場合には、全体の61.9%が制度を「利用したくない」と回答している。



*:「どちらかといえば利用したくない」「全く利用したくない」と回答した人が全体に占める割合をもとに算出

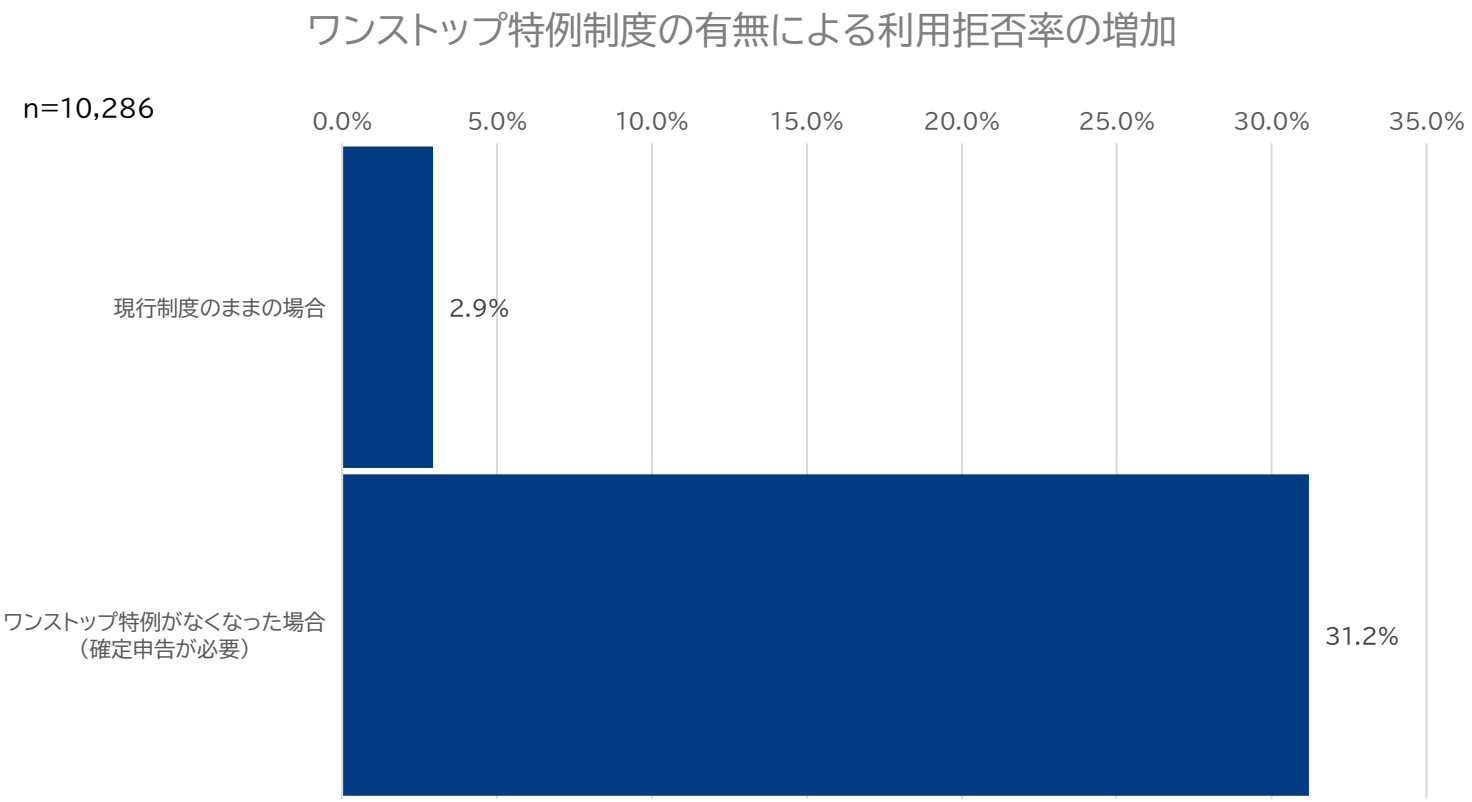
受容度分析＜返礼品額操作ケース＞

- 返礼品額を変動させた際の受容度について、現行制度（返礼品額が9,000円）から3,000円減少した場合の利用拒否率は30.5%と、控除額を変動させた場合の中で、最も大きく拒否率が増加することがわかった。
- 返礼品がなくなった場合には、全体の61.8%が制度を「利用したくない」と回答しており、控除額がなくなった場合とほぼ同様の水準である。



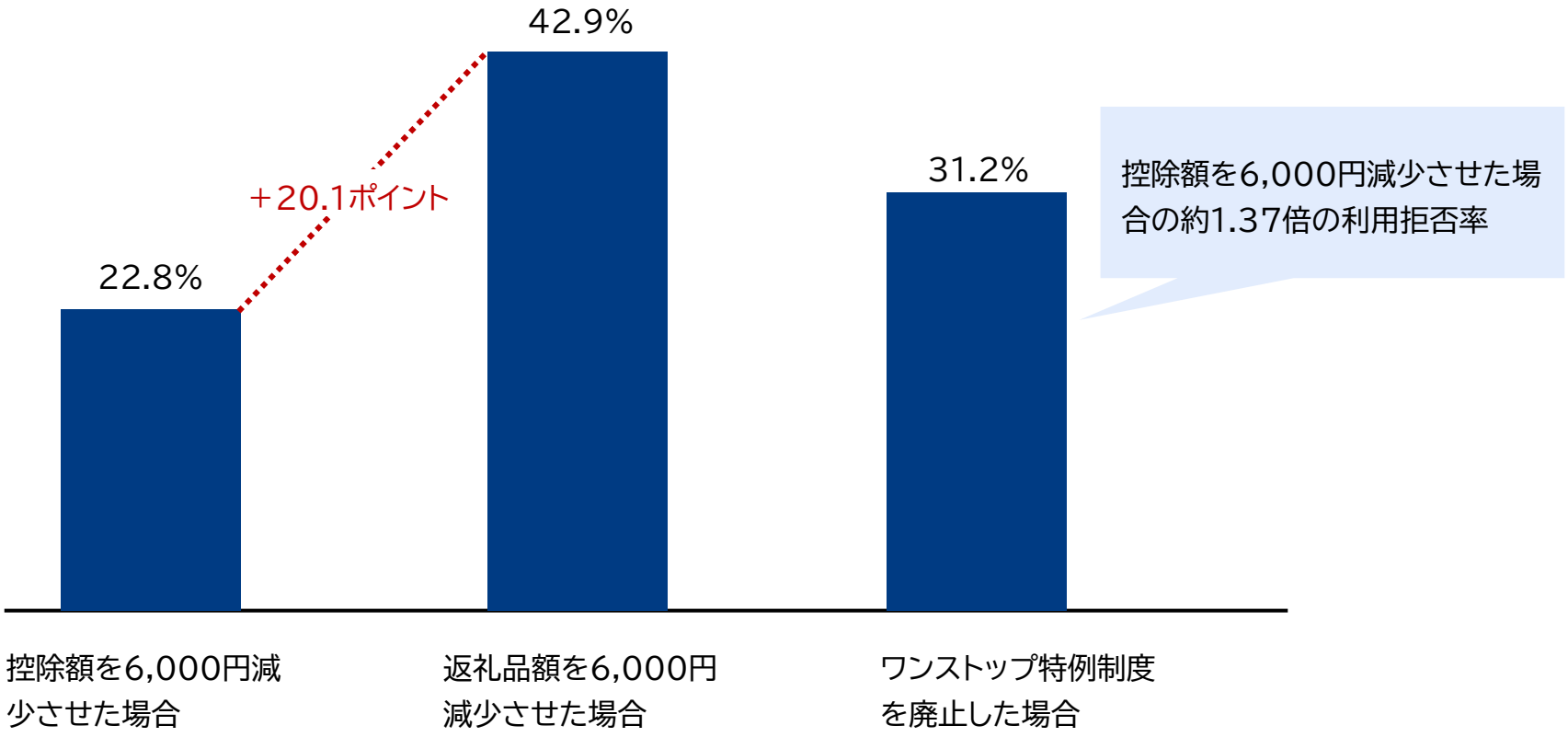
受容度分析＜ワンストップ特例制度の有無＞

- ワンストップ特例制度が廃止された場合、利用拒否率は31.2%となり、利用拒否率を28.3ポイント程度上昇させると見込まれる。



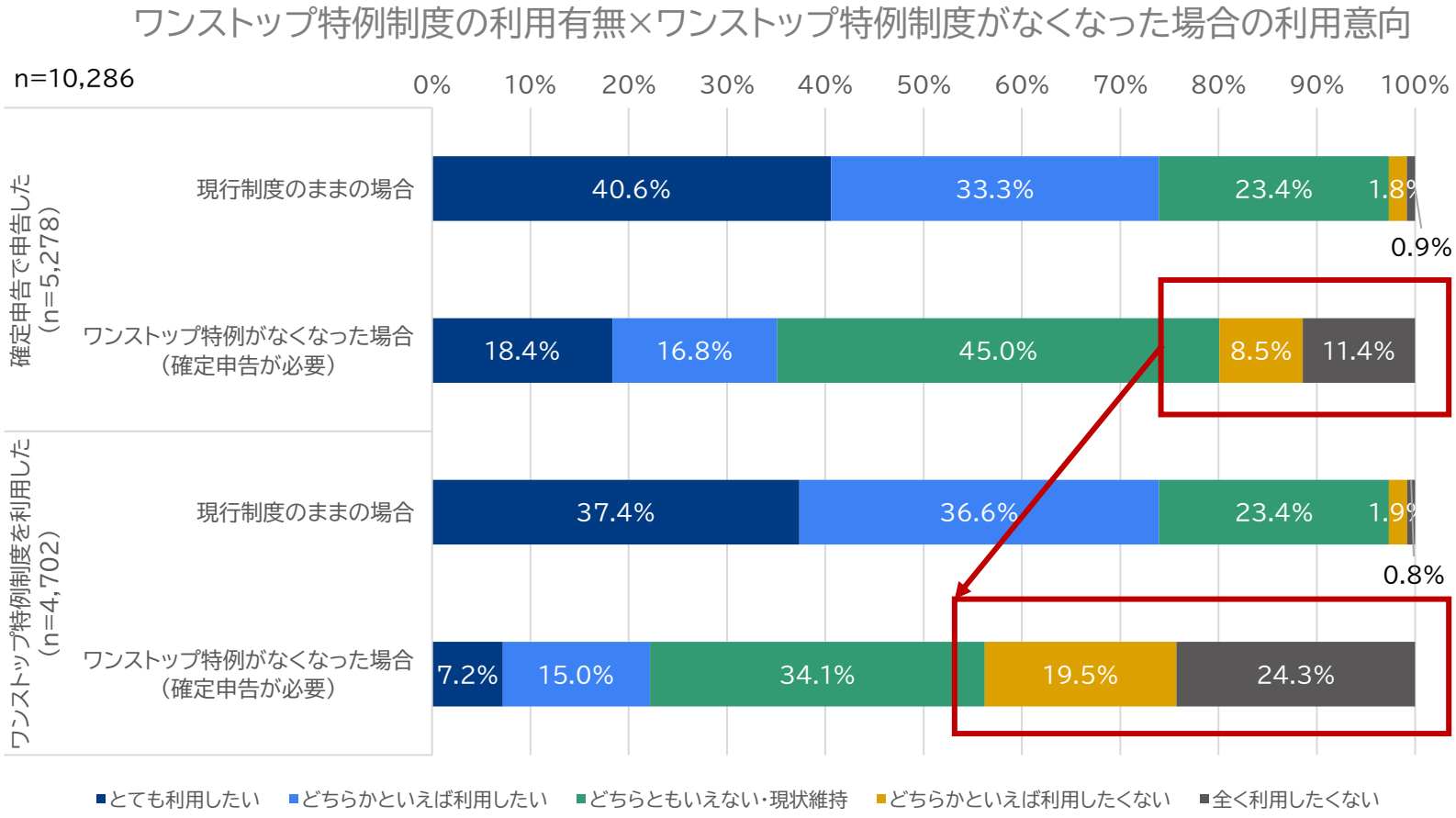
受容度分析結果比較

- 「控除額を6,000円減少させた場合」「返礼品額を6,000円減少させた場合」「ワンストップ特例を廃止した場合」を比較することで、今回操作した変数の重要性を評価する。
- 「控除額を6,000円減少させた場合」と「返礼品額を6,000円減少させた場合」を比較すると、控除額の場合は22.8%、返礼品額の場合は42.9%であったため、**控除額よりも返礼品額が減額した場合の方が利用拒否率に影響を与える**ことがわかる。



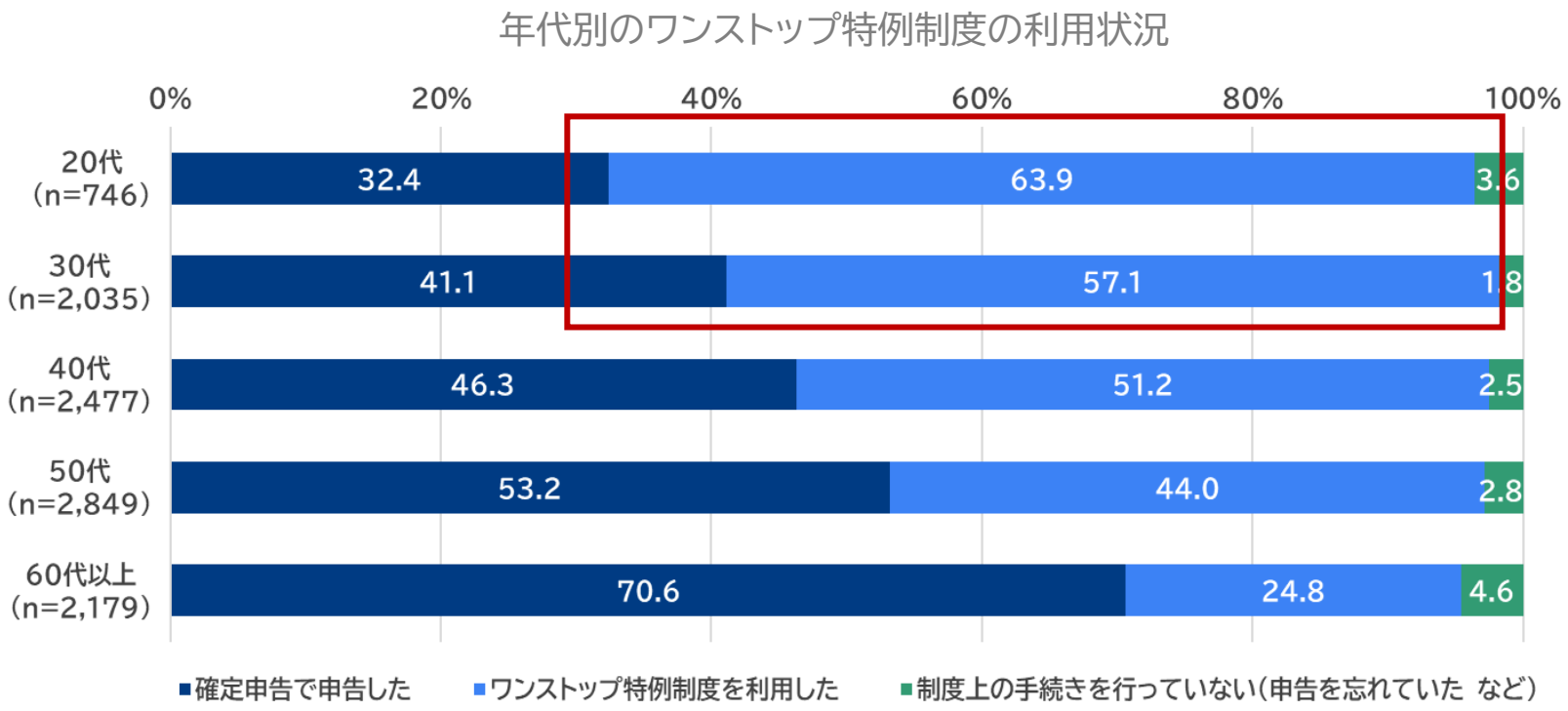
受容度分析結果考察＜ワンストップ特例制度＞【1/2】

- 現在のワンストップ特例制度の利用有無別に見ると、制度廃止時の利用拒否率は、非利用者に比べて現利用者層において顕著に高い結果となった。
- この結果から、**現状ワンストップ特例を利用しているか否かが、制度廃止を受け入れられるかどうかの判断（受容度）を大きく左右する要因**であると考えられる。



受容度分析結果考察＜ワンストップ特例制度＞【2/2】

- ワンストップ特例制度の利用状況を年代別に見ると、若年層ほど利用率が高くなり、20代・30代といった若年層において利用率が相対的に高い傾向が見られる。



「ふるさと納税」の制度廃止に向けた方向性に関する考察

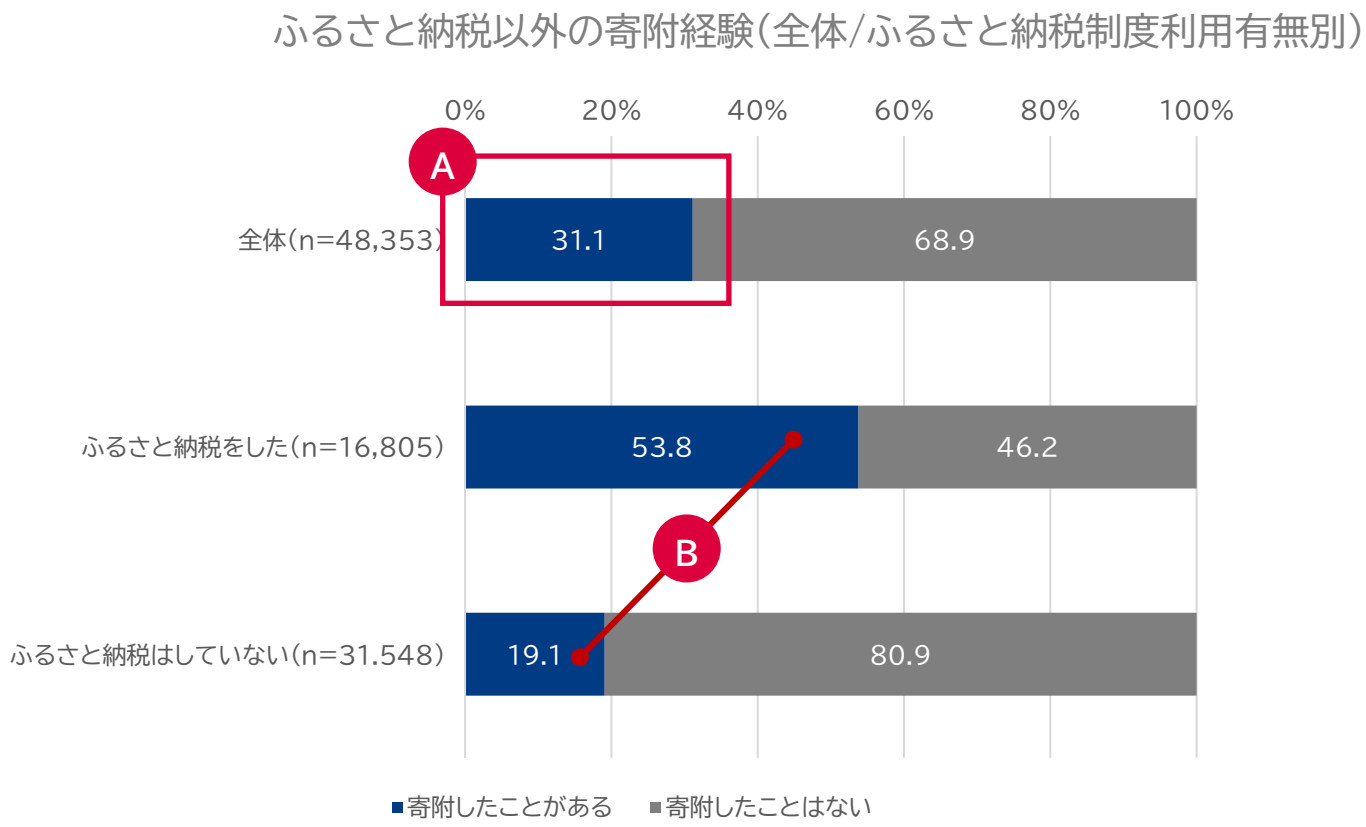
- **ふるさと納税の段階的廃止に向けては、①ふるさと納税額の抑制、②実現可能性（都民や寄付受入額が多い自治体との合意形成といった観点）のバランスを考慮する必要がある。**
- **この観点から、ワンストップ特例制度の廃止は、段階的廃止に向けたファーストステップとして適切ではないか。**
 - 反発が想定される20～30代は、生涯納税額が最も大きい層である一方（要件①）、現状では寄附金額が比較的少ない（要件②）。

観点	ワンストップ特例撤廃	税控除制度の縮小・撤廃	返礼品制度の縮小・撤廃
ふるさと納税利用の削減効果	中	大	大
短期*1（感度分析の結果）	小	中	大
長期	中	大	大
制度改革実現に向けたハードル	○	△	×
ふるさと納税に関する都民との合意形成	○（若年層向け情報発信による反発の緩和に期待）	△（年代問わず反発）	×（年代問わず大きな反発）
受入超過自治体*2との合意形成	△（歳入額への影響は相対的に小さい）	×（大幅な歳入減見込に伴う反発可能性）	×（大幅な歳入減見込に伴う可能性）
都市*3間での連携・協力	どの場合でも、協力体制の構築に大きな問題はない		

*1：各制度が撤廃されたときの利用拒否率を基準とする
*2：ふるさと納税による寄附の恩恵を受けている（≒歳入額が増えている）自治体を指す
*3：東京都や都内自治体をはじめ、横浜市など、ふるさと納税によって税収が失われている（＝流出額＞流入額）自治体を指す

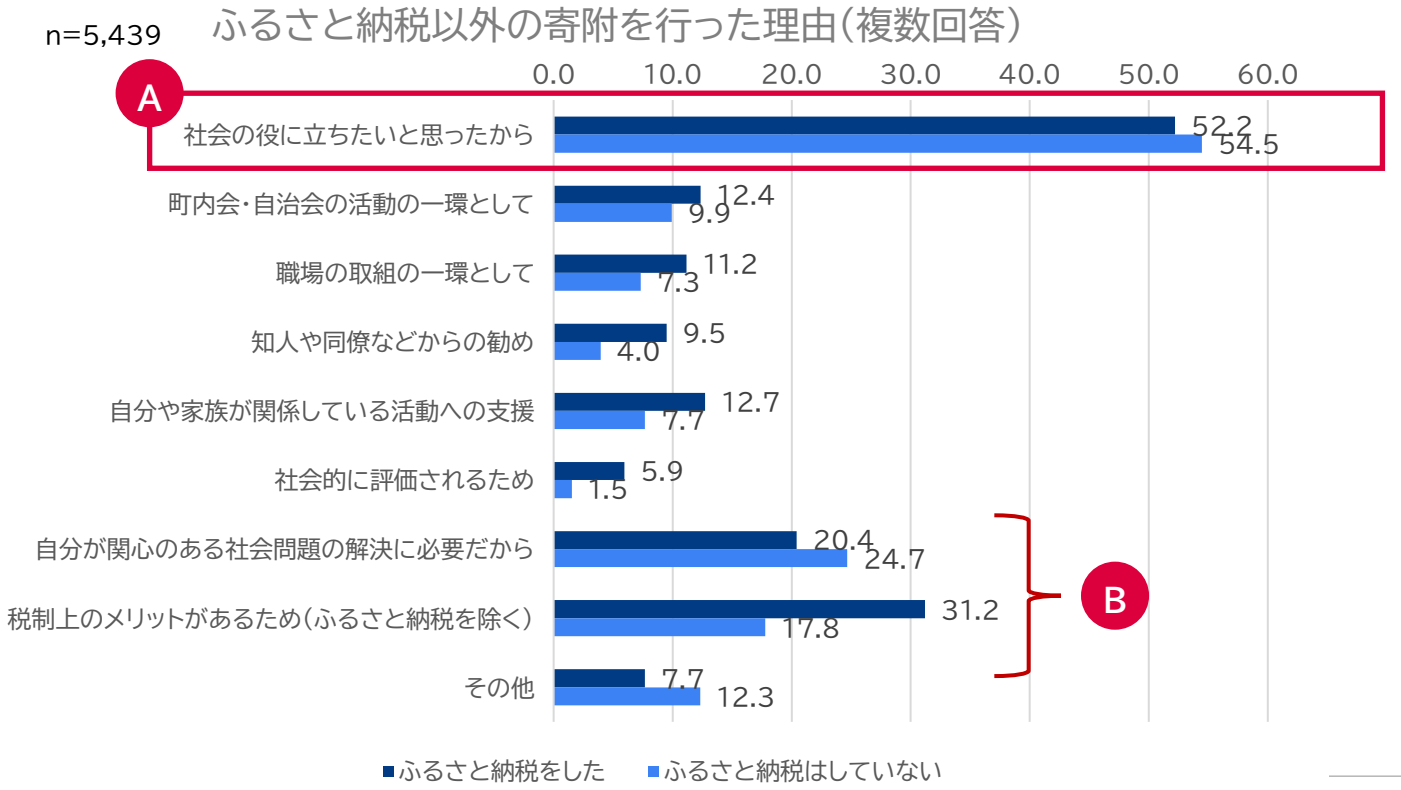
寄附経験＜全体/ふるさと納税利用有無別＞

- ふるさと納税以外の寄附経験は、スクリーニング調査の対象者全体で3割程度であった（図内A）。
- ふるさと納税制度の利用有無で寄附経験をクロス集計すると、ふるさと納税制度利用者は未利用者と比べて寄附実績が高い傾向にある（図内B）。



寄附理由＜ふるさと納税制度の利用有無＞

- ふるさと納税以外の寄附を行った理由については、ふるさと納税の利用有無に関わらず、「社会の役に立ちたいと思ったから」が最も多く選択されている。（図内A）
- 一方、次点で多く選択された理由については、以下の通り利用有無で異なる結果となった。（図内B）
 - ふるさと納税利用者：税制上のメリットがあるため
 - ふるさと納税未利用者：自分が関心のある社会問題の解決に必要だから
- この結果から、ふるさと納税利用者にとっては、寄附全般に対し税制上の控除といった経済的メリットが相対的に重視されている可能性が示唆される。

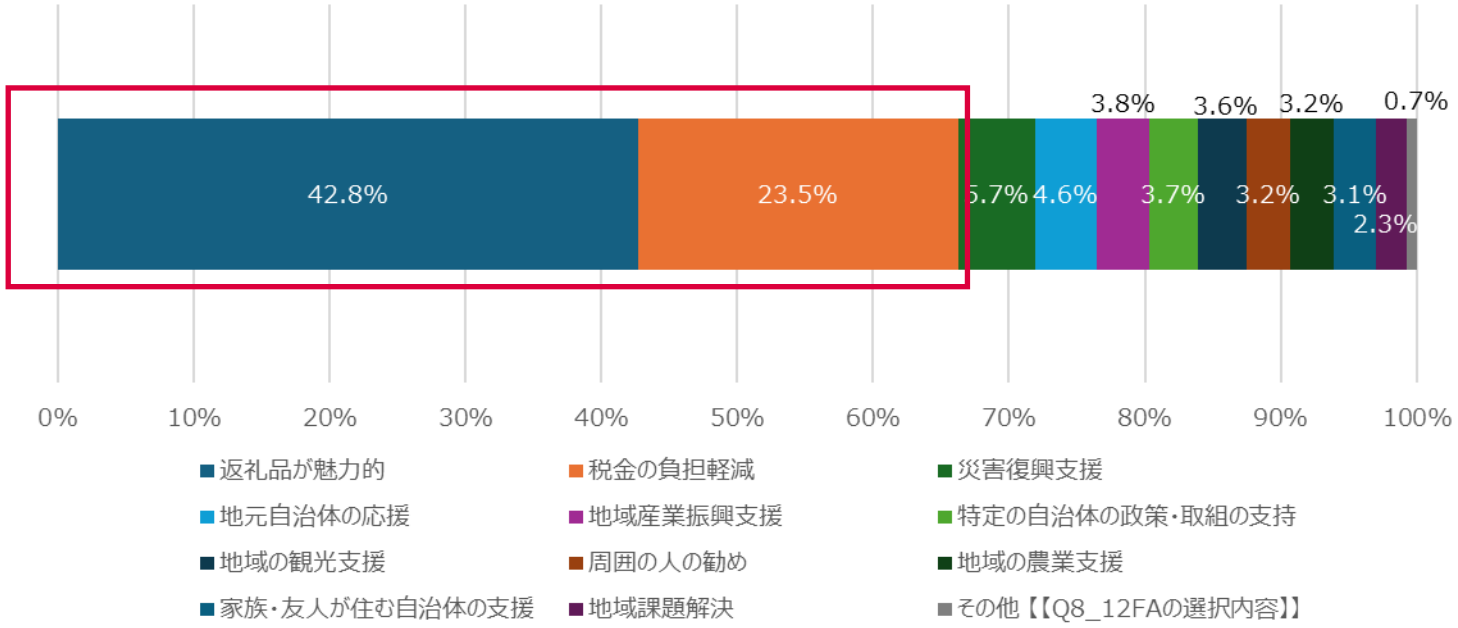


寄附理由＜ふるさと納税制度の利用目的観点＞

- **ふるさと納税以外の寄附では「税制上のメリット」以外を動機とした層が、ふるさと納税においては「税金の負担低減」や「返礼品」を目的としているかを確認し、同制度による寄附理由の歪みを簡易的に検証する。**
- **検証した結果、対象者の65%程度が、返礼品や税金控除を目的として制度を利用していた。**
 - ただし、本調査は制度利用前後の動機変化を追跡したものではないため、ふるさと納税制度によって、金銭的インセンティブ以外を目的とした寄附が失われたのかは不明である。

ふるさと納税以外の寄附を行った理由（「税制上のメリット」以外を回答）×
ふるさと納税制度の利用理由のうち最も重視した理由

n=4,296

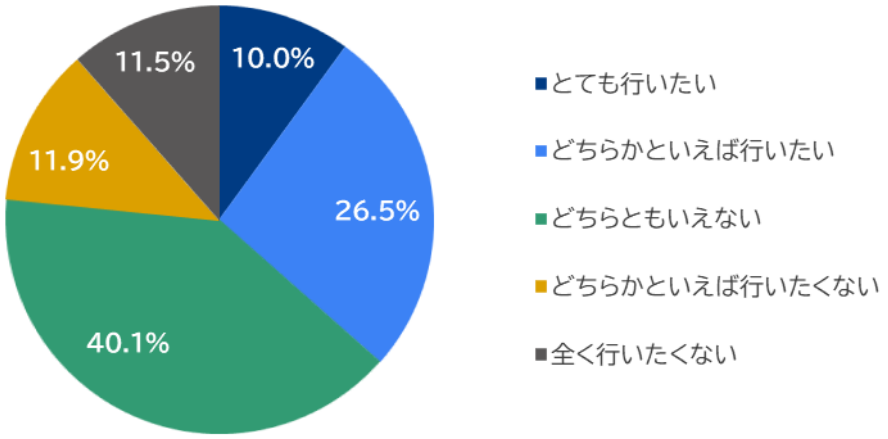


ふるさと納税以外での寄附意向

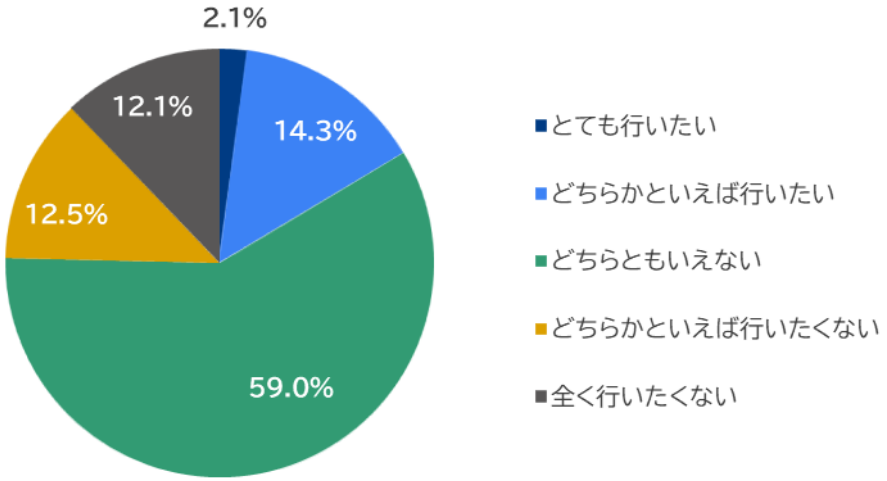
- **今後、ふるさと納税制度以外で寄附を行う意向を示した割合は36.5%程度であった。また、ふるさと納税以外で寄附意向を示さなかった層のうち、控除手続きを緩和した場合に寄附意向を示した割合は16.4%程度であった。**
- **また、59%程度が「どちらともいえない」と回答しており、手続きの緩和以外の観点から、この層に対する寄附の動機づけを行うことが重要である。**
 - 「どちらかといえば行いたくない」「全く行いたくない」と回答した層は、いわゆる岩盤層に該当し、今後寄附を行う可能性は低いと考えられる。

今後のふるさと納税制度以外での寄附意向

n=10,286

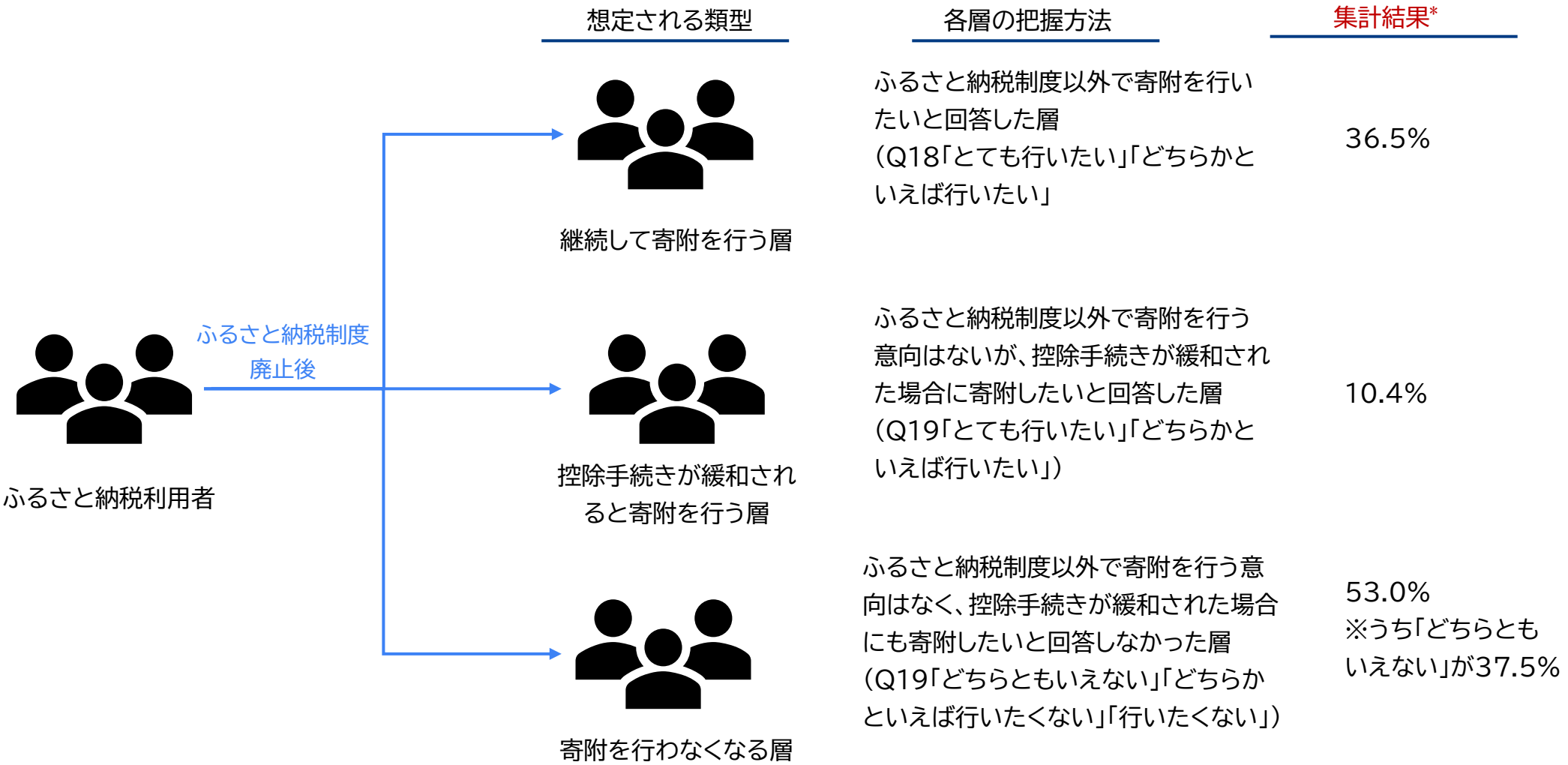


控除手続きを緩和した場合の寄附意向
（今後のふるさと納税制度以外での寄附意向で
「どちらともいえない」「どちらかといえば/全く行いたくない」を選択した層のみ」）
n=6,532



ふるさと納税制度廃止後の寄附状況＜全体像＞

- ふるさと納税制度廃止後に寄附の意向を示した人は、36.5%程度であった。
- 一方、寄附手続きを緩和した場合には、10.4%が寄附意向を示しており、「どちらともいえない」と回答した割合は37.5%程度であった。

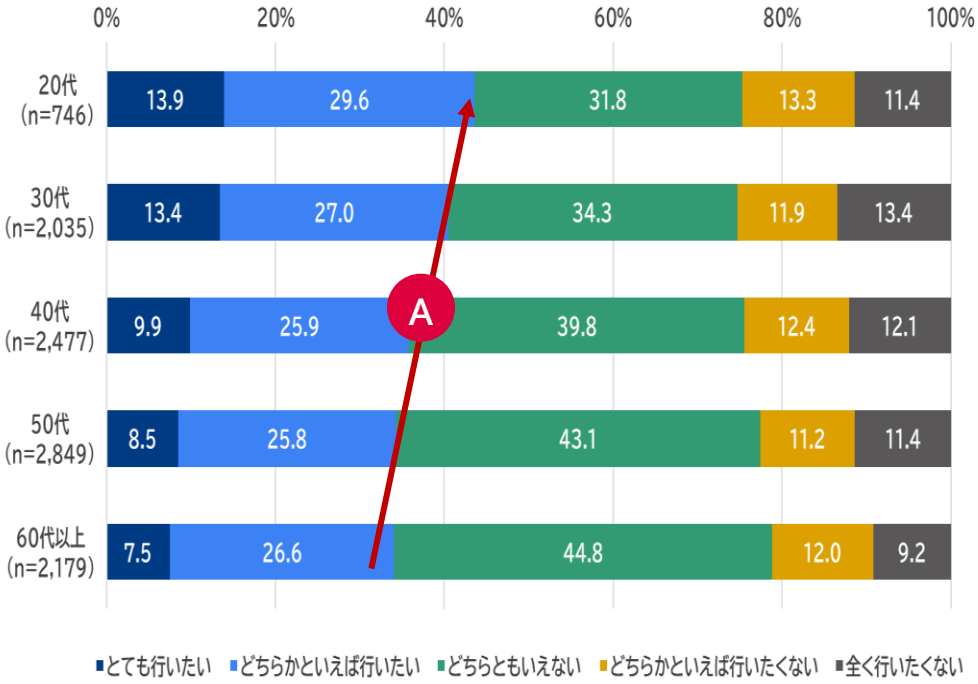


※Q18回答者を母集団として比率を算出。

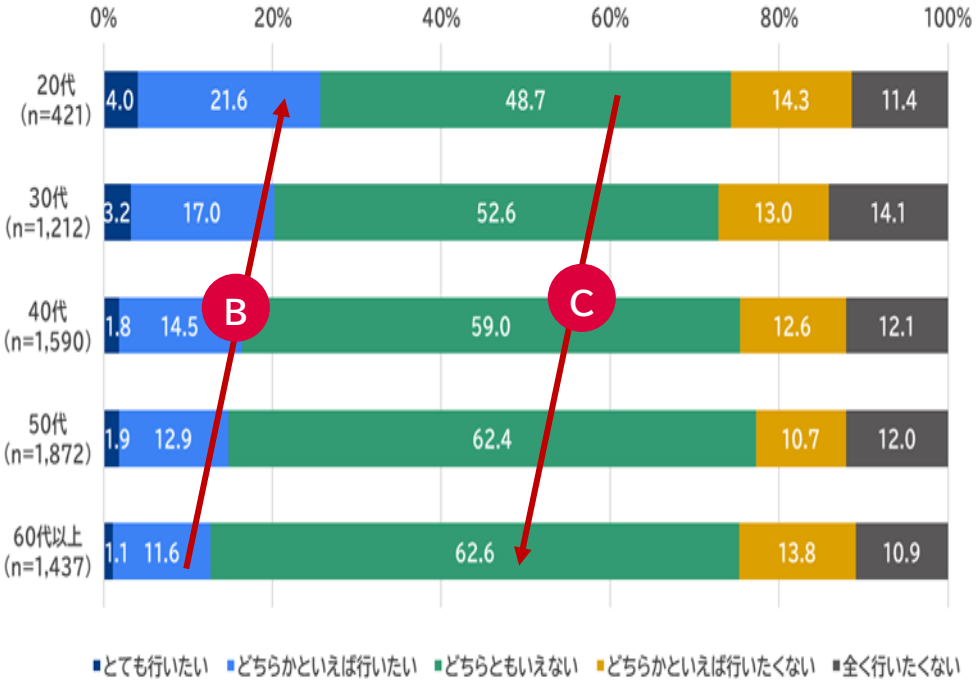
ふるさと納税制度廃止後の寄附状況＜年代別＞

- **ふるさと納税制度利用者のうち、若年層ほど今後の寄附意向が高い傾向であった（図内A）。また、控除手続きが緩和された場合においても若年層ほど寄附する意向を示した（図内B）。**
 - 控除手続きを緩和した場合、20代では約58%、30代では約52%が寄附する意向を示した。
- **一方で、「どちらともいえない」の比率は年代を重ねると高くなる傾向（図内C）であった。**
 - 若年層は、現行の寄附制度および控除手続きを緩和した場合のいずれにおいても、寄附を行う意向が高い。一方で、中高年層では「どちらともいえない」と回答した層が多く、制度面のアプローチに加え、情報発信等の施策が必要である。
 - RCTの結果から、「どちらでもない」と回答した層への情報発信は有用といえる

年代×今後の寄附意向

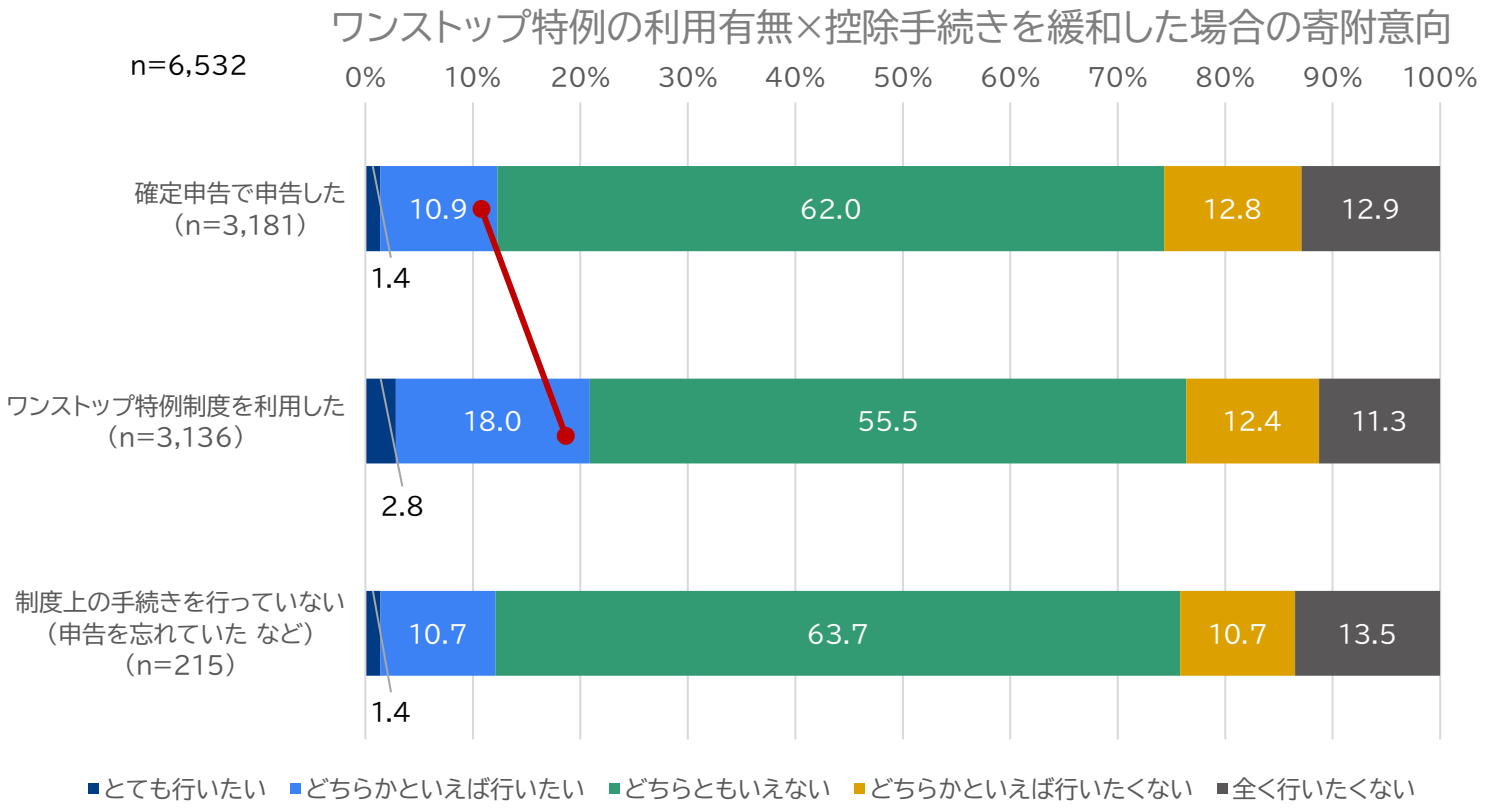


年代×控除手続きを緩和した場合の寄附意向



ふるさと納税制度廃止後の寄附状況＜申告方法別＞

- **ワンストップ特例制度の利用者ほど、控除手続きを緩和した場合の寄附意向が高い傾向が見られた。この結果から、確定申告の手続きが煩雑であることを理由に、寄附を行っていない層が一定数存在する可能性が示唆される。**
 - ワンストップ特例制度の利用者は20代～30代が多いため、控除手続きを緩和した場合の寄附意向が高かったと思料。

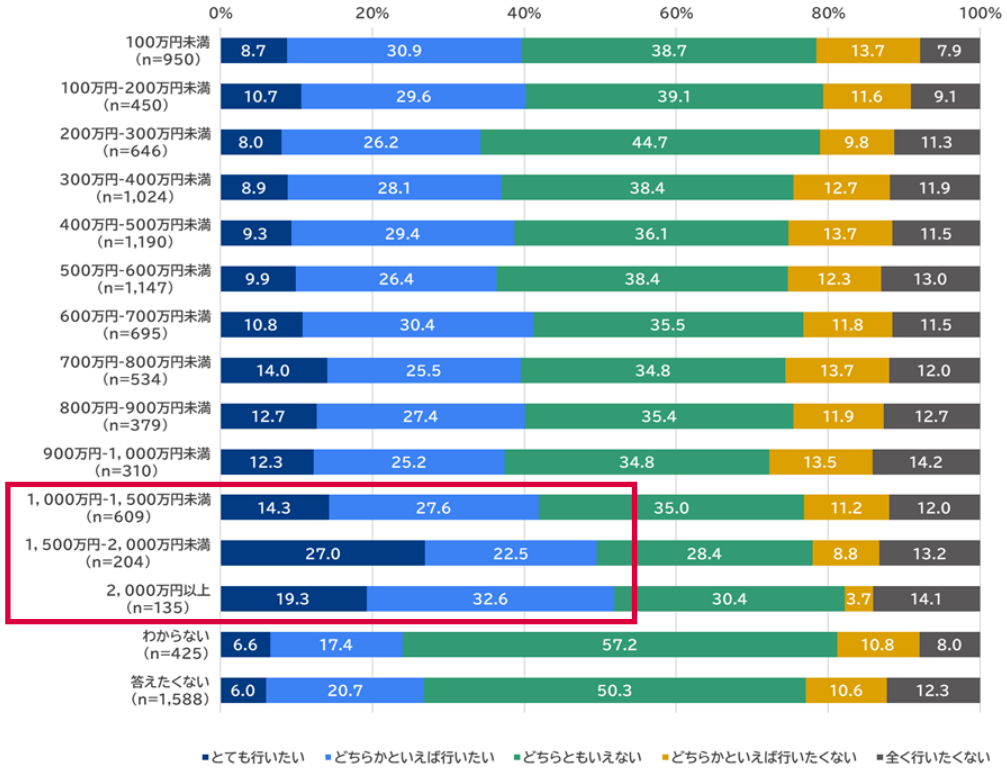


ふるさと納税制度廃止後の寄附状況＜所得別＞

- ふるさと納税制度利用者のうち、個人年収が1,000万円を超える層は、それ以外の層に比べて今後の寄附意向が高い傾向が見られた。そのため、ふるさと納税制度廃止後も、高所得者の一定割合は寄附を継続する可能性が高い。
- 一方で、控除手続きを緩和した場合での寄附意向には年代ごとに大きな差は見られなかった。

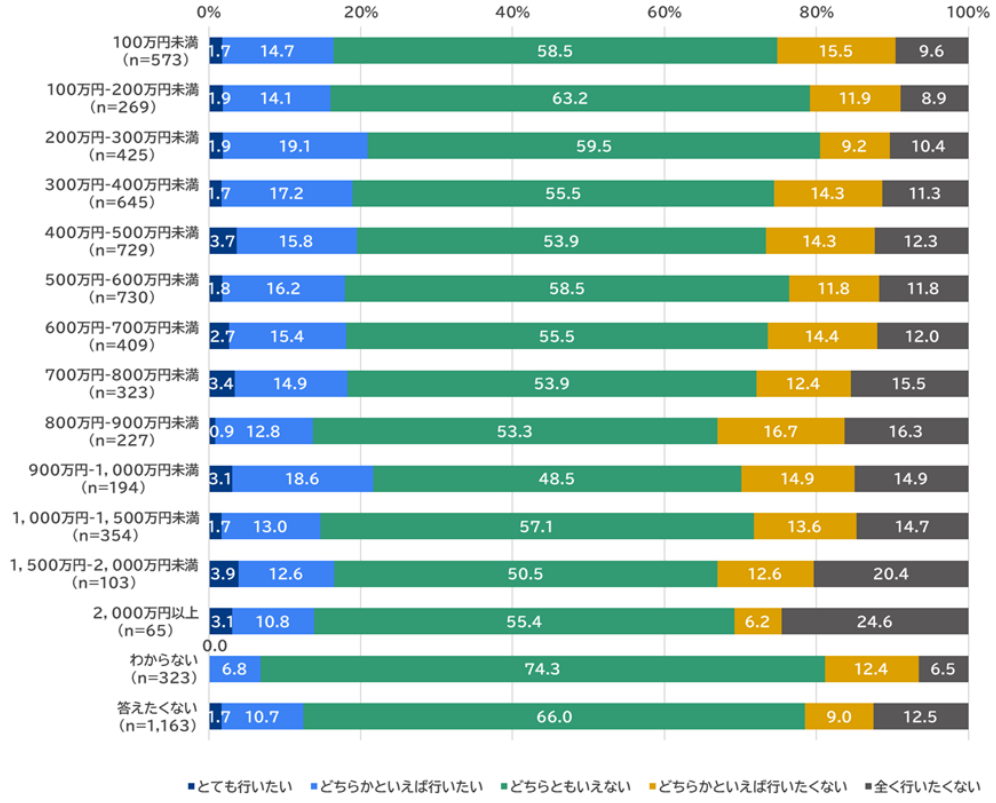
個人年収×今後の寄附意向

n=10,286



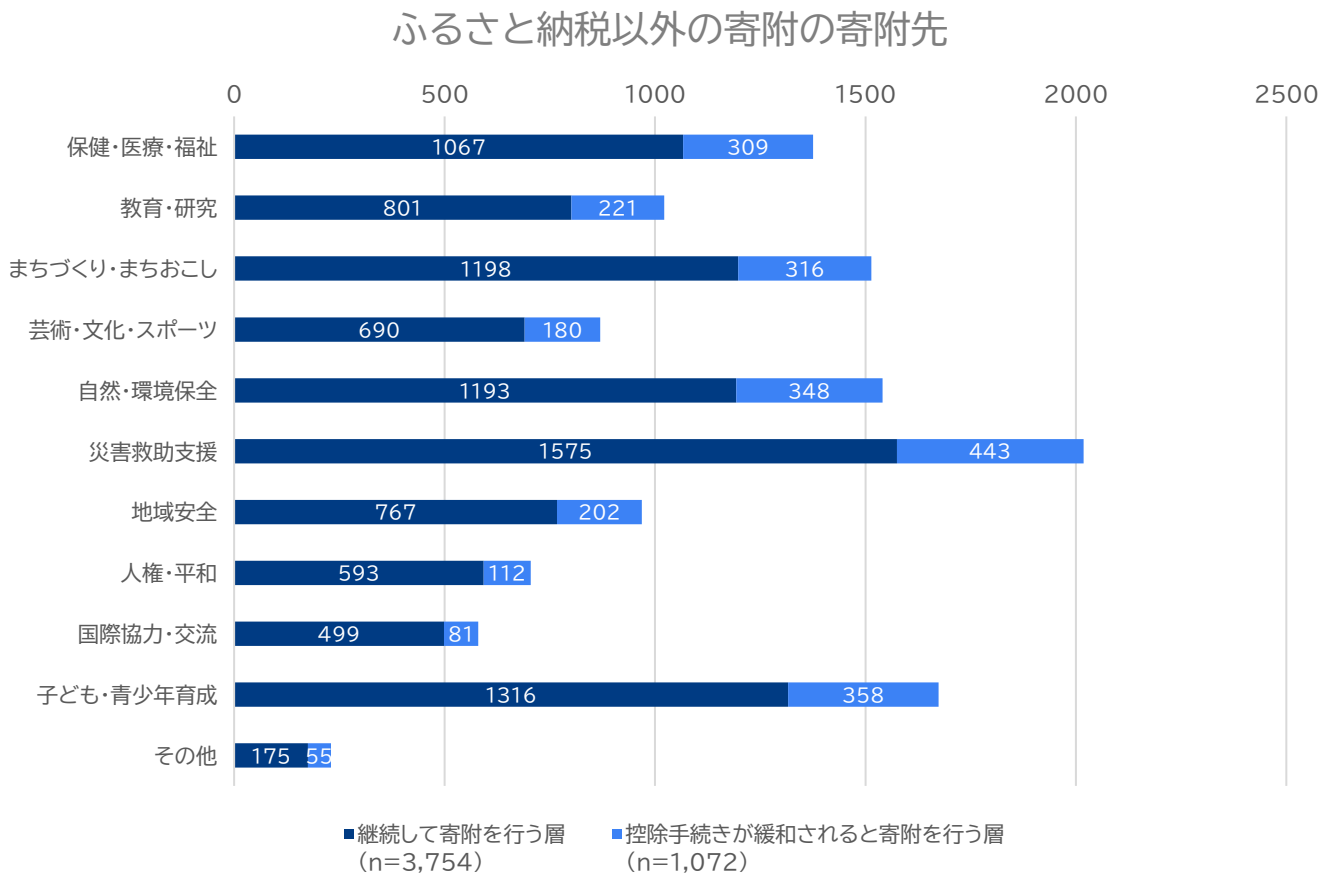
個人年収×控除手続きを緩和した場合の寄附意向

n=6,532



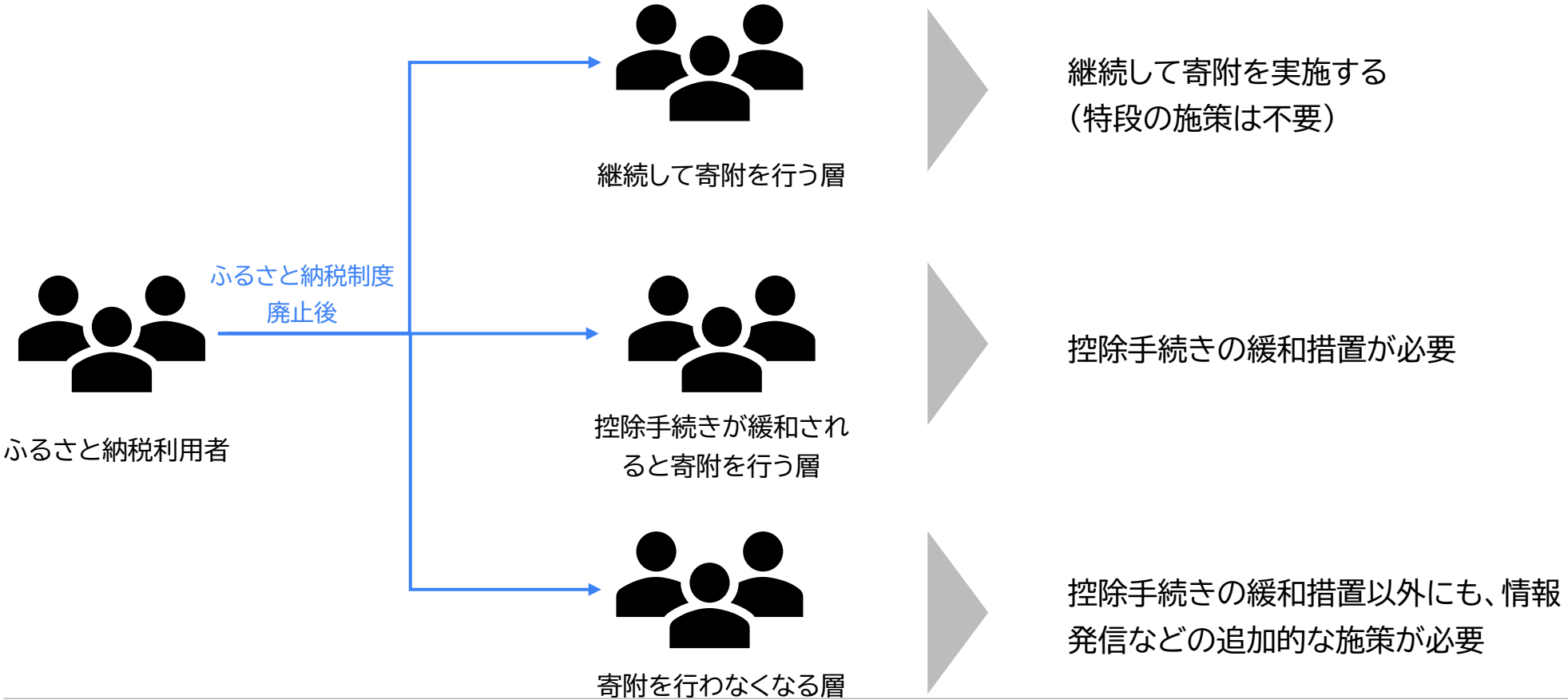
ふるさと納税制度廃止後の寄附先

- **ふるさと納税以外の寄附における寄附先について、①継続寄附層と②手続きが緩和されると寄附を行う層の2つの層の回答を比較・整理した。**
- **その結果、寄附先の分布は両者に共通しており、「災害救助支援」を目的とするものが最も多かった。**
 - ふるさと納税制度では、災害復興を目的とした寄附を行うことが可能である。そのため、一部の層では、災害復興支援を目的としつつ、手続きの簡便さを理由に、特定寄附金控除制度ではなく、ふるさと納税制度を利用している可能性がある。



実態調査　寄附論点まとめ

- **実態調査の結果、若年層ほど寄附意向が高いこと、また控除手続きを緩和することで、さらに寄附意向を示す層の割合が高まる傾向が確認された。**
- **一方、中高年層については、控除手続きの緩和のみでは寄附意向の向上に結びつかない可能性が高い。ただし、その多くは、寄附に対して消極的な態度を示しているわけではないため、情報発信等の施策を併せて実施することが重要である（RCTの結果より、情報発信は一定程度有用）。**
 - 具体的には、NPO等への寄附の意義や、それが自身の生活にどのように関わっているのかについて発信することが必要と思料



4. 調査結果を踏まえた
日本の寄附金税制・制度の検討

本調査の成果

● 本調査の目的

- 諸外国における寄附金税制の考え方と、都民の「ふるさと納税」利用実態の双方を踏まえ、日本における望ましい寄附金税制・その他諸制度の在り方を検討
- 「ふるさと納税」制度の是非にとどまらず、地方自治の発展・深化という目的の元、政策手段として寄附をどのように位置づけ直すかの検討に至る

● 本調査の成果

- 北米調査：寄附に対する税制優遇は、政府が直接提供する公共サービスを補完し、市民社会による資源配分を通じて公共的成果を増やすための「間接補助金（tax expenditure）」として理解されていることを確認
- 韓国調査：日本の「ふるさと納税」で顕在化した弊害を踏まえ、制度理念の明確化、返礼品や運営費の抑制、寄附先や使途の規律付け、情報公開の強化等により、制度を政策目的に整合的に運営しようとする発想を確認
- 実態調査：現行の「ふるさと納税」が、返礼品、税額控除、手続の簡便さ（ワンストップ特例）といった制度的便益に強く支えられている一方、情報発信や手続コスト削減により、一定程度は「ふるさと納税」から通常の寄附へ移行し得る層が存在することを定量的に確認

● 本調査結果を踏まえた、今後の日本の寄附金税制・制度検討についての2つの方向性

- テーマ1：「ふるさと納税」を受益・負担の原則、寄附本来の趣旨を歪める特例的制度として位置づけた上での、段階的な縮小・廃止
- テーマ2：「ふるさと納税」に代わる制度として、地方自治の発展・深化に資する寄附金税制・制度の再構築

調査結果を踏まえた日本の寄附金税制・制度検討の方向性

● テーマ1：「ふるさと納税」制度の段階的な縮小・廃止

- 課題の可視化と丁寧な広報を前提とした、ワンストップ特例起点の制度見直し
- 寄附の趣旨に即した並行的措置の検討（韓国における制度理念の明確化、返礼品・運営経費の厳格な管理、寄附金使途の公開、指定寄附の活用等も参照し、寄附対象の限定等も模索）

● テーマ2：地方自治の発展・深化に資する寄附金税制・制度の再構築

- 地域自治体が自らの地域課題・行政需要を把握し、寄附を含めた民間資金の導入余地を見極め、その上で自治体の実情に応じた寄附制度を設計（草の根的な寄附促進、特定分野への資金誘導、大口寄附の呼び込み等）
- 控除方式の設計、控除対象の整理、「対価」の取り扱いの整理、大口・長期寄附に関する論点（繰越控除、遺贈寄附、寄附年金、DAF等）の検討
- 控除の原資を国税・地方税のいずれに求めるか、寄附先と寄附者の居住地が一致しない場合の負担をどう調整するかに関する論点整理
- 適切な制度設計・利便性向上による行動変容を企図した、税制以外の制度設計（寄附先情報・成果等に関するプラットフォーム整備、電子申告・簡便な控除手続導入、NPO等の認定基準見直し、マッチング支援等）の検討

● 今後の課題

- 寄附の価格弾力性、所得階層別の効果、自治体間の資金移動、国・地方の減収見込みなど、制度設計の前提となるデータ基盤の整備
- NPO等を含む受入側の体制整備、認定・開示・監督の在り方の見直し、透明性と使いやすさの両立
- 自治体、寄附者、NPO等との丁寧な協議・合意形成による「地方自治の発展・深化」という目的意識の共有